繼體紀高向者越、奉養天皇、……大伴大連金村、物部大連麁鹿火、許勢大臣男人等、遣使持節以備法駕奉迎三國、

○日本地名辭書、高向郷、今(坂井郡)高椋村、及丸岡町なるべし。

○足羽山の偉蹟紀念碑、厚積菅窟謂、國朝之古典、多編年以紀事、而書志闕闕、故至往昔平水土、開物産、足國利民之偉績、每多湮沒而不稱、後世無由得考焉、間或傳之稗聞野乘三中、誠爲可惜也、謹按、皇朝第二十六世繼體天皇、初稱男大迹皇子、……潛龍越前、五十有八載、及武烈天皇入纘大統、……即位之始、普詔天下、勸課農桑、在位二十五年、……當皇子之在越前也、滌水橫流、氾濫於國中、朝廷詔皇子治之、皇子乃疏鑿三國港口、流日野足羽黑龍三大川、導諸水注之北海、以除下民之害、併以興後世漕運之利、國人永被其澤焉、下略

海岸ならねど、大川あり、舟楫の便ある我郡民は、神后の遠征、阿部比羅夫の壯舉には從ひし者ありし乎否乎。

○仲哀紀　使遣角鹿勅皇后曰、便從其津發之、遂於穴門、とあるそ、實に征韓の發途にはおほしける。

○日本海上權力史講義　齊明天皇ノ時ニ至リ、越ノ國守、阿部比羅夫ガ、堅艦ヲ製造シマシタ、ソコデ、愈、北夷ヲ征伐スルコトニ決シテ、丁度、齊明天皇ノ四年(紀元千三百十八年)ニ、比羅夫ガ將軍トナリマシテ越前ノ敦賀ニ舟師ヲ集メ、水軍ヲ整ヘテ、百八十隻ノ巨船ヲ率キテ、北海ヘ乘出シ、……明年、……又其翌年、三度船艦ヲ討チ、……王化ニ浴スルコトニナリマシタ、

元明の朝、當國人高志連村君が當國守となりしを、史上に見始めとして、時の寵士、重臣の守介、又は守護地頭たりしこと多かりしも、當國が、上々の大國たりし故なるべし。〔拾遺餘〕には、孝謙の朝、寵臣藤原仲麻呂、當國押領使たりしと傳へ、〔續紀〕には、天平神護二年五月辛未、惠美仲麻呂、越前二百町、捨入西隆寺と載せ、淳仁の朝に於ける押勝の亂には、押勝逆謀頗泄……佐伯伊多智等、馳到越前、斬守辛加知、押勝不知而遣精兵而入愛發關……と見ゆれば、押勝が、岡保村殿下に祀らるゝといふも、所由なきにあらず。光仁天皇擁立の忠臣、藤原百川は、其朝に當國守となり、垣武の朝に、坂上刈田麻呂、爲兼越前守、翌年薨じ、眞宗開山の祖たる、藤原內麻呂、承けて爲越前守、次て、菅原清公、藤原葛野麻呂など來任す。平城の朝、寵臣、藤原仲成、爲北陸道觀察使、文德の朝に、藤原良仁、清和の朝に良繼が共に爲權守、陽成の朝に、彼氣霽風梳新柳髮の句に、時人を驚かせし詞人、都良香は、權介在任中に卒し、醍醐の朝には、利仁將軍、芋粥の珍談を〔宇治拾遺〕に留め、村上の朝には〔小倉百人一首〕にも載れる歌人、平兼盛爲權守、源頼光の父、多田滿仲爲守、菅公の孫、善隣爲少掾、圓融の朝には、三絕の名を高雄寺の鐘銘に遺せし、橘廣相、當國守として來り、一條の朝には、大儒大江匡衡、權守在任中に卒し。

又紫式部の父、藤原爲時、苦學寒夜紅涙沾襟、除目春朝蒼天在眼の句に、天聽を驚かして、希望の如く、國守として來任せしは、(本朝逸史)の載する所、式部も、此時父に伴はれて下り、後年の不朽の大著、源語に於ける、田舍の狀景を寫すの材料を收得せりと傳ふ。後一條の朝に、源頼家(守)、後朱雀の時に、藤原良經(守)、後三條の朝には、(後に(貞永式目)の商議たりし齋藤長定の祖國史)疋田爲頼、(權介)。さては、平敎盛、通盛、(敦賀の居館松寶寺は其遺なりと傳ふ)にて琵琶湖水を敦賀灣に疏通せんと計劃せしと傳へらるゝ小松内府、北條時政、經時、時頼、貞時、藤原基通、西園寺公宗など、應接に遑あらざらむとす。講家として名高き、寛治の頼神、建治の長隆、正安の土佐光長が、共に越前守たりし事、(夫木集)の編者、勝田長清も越前守たり、(貞永式目)の執筆者は、越前法橋圓全たりし事など、詳載せんは、其繁に、覽者も堪へざる所なるべし。

保元の亂に從ひし齋藤別當は、他郡人として措くも、之が亂階をなせし藤原得子の院號の出でし美福門は、

美福門

○拾芥抄　桓武天皇延曆十二年六月、令諸國建新宮諸門、……越前國、造美福門、壬生氏也

當國人の膏血の一部に成りしが如き、想へば苦笑の料ならずや。源平の戰に兩軍が當國内にて、鎬を削り攻守せしは、史上に明かにして、燧城を落ちし源軍は、本郡河合に踏留まりしなり、旭將軍、旭日昇天の勢を以て、平家の公達を長追して、我郡を通過せし英姿、源豫州が、婢僕と變裝して淨法寺村邊を經し奥州落の哀容を映して、或は破顔せしめ、或は顰蹙せしめし黑龍水は、心からにや、今も當時の事をさゝやくが如し。

旭將軍と源豫州

○史籍集覽の編者、近藤瓶城標註の(參考源平盛衰記)には、義經が平泉寺に宿し、熊坂の關を通りて、加賀に赴きし事を詳載す。

元寇の時には、

元寇と我郡

○太平記　蒙古襲來の時、……北陸道の軍勢は、越前敦賀の津をぞかためける。
　　同書當年敦賀禁、東山北陸集精兵、如今外患優元寇、要塞人心堅固城　湯地丈雄

警戒三十餘年、遂に、北條氏をして、軍費に窮するの餘り、誅求又誅求、人心離叛し、東勝寺一片の烟と、共に、滅亡せしめ、尋で、南北朝の大混亂を來たし、鶏灘碧深き畔、古王千秋の遺恨を留め、龍江波清き邊、英雄憤死の忠魂を埋むるなど、當國も慘禍の渦中に捲き込まれ、全郡汗馬蹂躙の巷となりしは、遺迹之を語りて餘りあり、何ぞ啾々を要

憤死の忠魂

斯波氏

朝倉氏

せん。

足利時代に、斯波高經、當國を領し、義將、義重、義淳、義郷、義健、義敏、義廉相傳へ、延元元年より、文明元年まで、百三十三年なりしに、戰國暗黑の序幕たる、應仁大亂の餘禍は、此處に波及して、甲斐氏の逆暴、朝倉氏の殊功繁榮となり、孝景、氏景、貞景、孝景、義景相承け、文明三年より、天正元年迄、一乘ヶ谷に居城して、當國を治むること、五代百三年、此間、東伐、西討、南戰、北擊、甲起、乙仆、變轉瞬頃も雷ならず、此時代に處して、當國に於ける、一向宗徒、殊に本郡内の僧俗の活動、亦た傳ふべきものなきにあらず。本國を領すること二年

一向宗徒の活動

○從來の史乍、緇徒の事に涉るを嫌ひ、往々缺如に附す、今案説を敢てするは、聊か之を補はんがためのみ。

文明三年、史家の所謂蜂起の始まりし年、本願寺の蓮如上人、越前に來錫するや、朝倉敎景先づ吉崎(坂井郡)の地を寄進し、加賀の富樫政親、亦之を信仰し、上人に反抗を試みんとせし國内の專修寺門末を鎮撫せしに(蓮如上人)其翌年、不幸、吉崎の堂宇火を失ふ、其七月上人の部下下間安藝、材木買集のため、大野に赴き、朝倉經景と圍碁の事より口論し、其餘憤激發、種々奸策を謀じ、政親を離間して怒らしめ、遂に經景の藤島超願寺攻め、上人の吉崎退去となりぬ。(蓮如上人)(別院)(沿革史)(神日記)安藝は、爲に上人より破門され、狂氣の如くなりて、益々我意を恣りて、門末を煽動し、專修寺門末と宗論を起し、政親に訴へ、政親が專修寺を圍護せしな名として、政親に對抗せしめ(同上)しに、戰國の世の悲しさには、政親の伯父泰高、本願寺門末に與みして之を統べ、遂に、長享二年、政親を高尾城に攻殺し(七國志)(九月九日自害、とあり)(越中に逃れ)專修寺門末を追害根絶し、加、越、能を領し(戰國時代本願寺)(三州志)政親の嘗婚は、遺孤を携へ勢州の加賀の本願寺、黨兵三十萬、鉄鎧一閃、越前に侵入す、朝倉敎景、貞景の命を受け(木郡内)藤島、鳴鹿方面、志比河原、松本、高木、中角等にて、能く防ぎ、高田門末之を援け、國外に擊退し、本願寺末、本覺寺、超勝寺、本向寺、以下を一掃す(本願寺)翌年、又本覺寺、超勝寺等、加賀の門末を糾合し、浸入し來りしを、貞景(坂井郡坪江村)帝釋堂に邀擊し、亡靈譚を遺すばかり(太平記)(北國全)に挫折し、爾後十數年、干戈動かず(貞景、後に、此戰の亡靈を弔ふため(足羽郡一乘谷村)阿波賀に經堂を、京都清水に、新觀音堂、即ち朝倉堂を建つ。(太平記)

永正十四年、冷泉爲廣と共に、下間筑前民部少輔の兄弟、加賀に來り、本覺寺、超勝寺等を下風に立たしめて、加賀を亂しゝに、茶茶丘は加賀を攻めて克たず、爾來攻戰止まず、加越能の本願寺黨の之に慊焉たるもの來り投ずること多し。(同上)

天文二十年七月、敎景、加賀を征し、立つ能はざらしめ、弘治元年、再破、頓に寧願す(本願寺)其四月、將軍義輝の扱にて、和睦す(太平記)永祿九年、義昭越前に來りしも、僧兵の事ありて、朝倉義景入京するを得ず、十年、義昭の近侍、細川藤孝、藤本幹旋し、義景の女を本願寺敎如に強すことを約し、義影は、加賀を本願寺に附與し、加賀四郡の代官鹽田肥前何候し來るに至り

ぬ。〔木願寺〕

天正元年、信長、朝倉、淺井を亡ぼし、前波吉継(後桂田長俊)を當國の守護とし、木下、明智、津田なして、當國の武士と、寺領とを支配せしめしに、富田長秀、前波が己を謀して、論功行賞に興からしめざりしを憤り、木願寺末を煽動して、蜂起せしめ、翌年、遂に、長俊を前波(足羽郡酒生村)に自殺せしめ、守護となりしに、僧徒等、富田の專横に不平を起し、加賀の門徒の首領、七里參河守を招き、下間筑後(足羽郡淺水の出生)杉浦壹岐と共に蜂起し(本郡)河合の八杉業等先づ干戈を動かし始め、河合、長崎、片山、北庄、府中、軈山、河原、淺水等にて交戰し、遂に長秀を長泉寺山(今立郡神明村)に戮し、四月十四日、平泉寺を燒亡ぼす(本郡内に於ける吉野ヶ嶽の坊舍、淨法寺などの燒亡ぼされしも、此時なるべし)此に於て、一向門徒、當國の專領し、下間筑後は守護、杉浦壹岐は大野郡司、下間和泉は足羽郡、七里は府中上郡を司り、全國の收入を切半し、門末、僧兵の支給をも定めしに、道俗利を爭ひ、盆參の時に、本覺寺、突然門徒講衆の頭(本郡)志比の庄の林兵衛を、喧嘩に事寄せ、討ち果し、河合(本郡)の八杉等をも討ち取りしより、門徒と、僧徒との確執となり(本願寺)(太平記)

集りて押出し、勝蓮華畷(坂井郡磯部村)の戰となり、足羽の軍となり、遂に信長の擬討を見るに至りぬ。

天正三年八月、信長大舉越前に入らんとす、誠に(戰國時代本願寺)に據り、兩軍の主將を列擧せんに、

本願寺 三千　北畠信雄、信秀、信包、丹羽長秀、滝川一益、二萬餘

本目鷹打峠〔本覺寺〕四光寺

鉢伏　杉浦壹岐、大町專修寺　二千

眞宗

虎伏　下間和泉、照願寺、木向寺　佐久間、不破、稲葉等　一萬　信長本陣　六萬

今莊越　下間筑後、超勝寺、興行寺

杉津　七里參河守、江北衆、川内官等　柴田、明智、佐々、前田、羽柴、秀吉、進藤、池田等　七千五百

河野

以て、大戰なりしを知るべし、かくて、景川、信長に通じ、杉津先づ敗れ、鉢城陷落す、信長、柴田、明智、羽柴に命じて、一向宗徒の僧俗を根絶せしむ、十五日より、十九日迄に、僧七百、俗一萬千五百餘を斬り、豐原寺をも燒く、主將筑後は、黑目稱名寺の戮するところとなる惨狀なり(名蹟考)、富田專修寺の末寺は、此時信長を助け、朱印を受け、地を賞與せられしもの十二ヶに載す)寺、惨狀を受けしもの數ヶ寺ありて、漸く其衰勢を、既頽に挽回したり、信長歸國後、本願寺末、丸岡城を攻めしも、大事に至らず、後、德川幕府、政略上、本願寺を保護せしより、復今日の盛運を見るに至れり。〔同上〕

我郡關係の治者

足利時代の末よりは、既に我郡名も明確に見ゆれば、其後の唯我郡に關係ある治者のみを揭げむに、

柴田勝家　天正三年より十年まで、　治世八年

（中藤島村舟船の條參照）

丹羽長秀　天正十一年より、十二年まで、　同　二年

（信長の老臣にして、天正十一年秀吉に從ひ、越前を領す、同十三年四月十六日自殺五十一歳）

堀　秀政　天正十三年より、十七年まで、　同　五年

（天正十三年、秀吉より越前を與ふ、同十八年五月二十八日、小田原陣中に病卒、同十月十五日當國長慶寺に葬禮を行ふ。）

堀　秀治　天正十八年より、慶長二年まで、　同　八年

（天正十八年、越前を領し、慶長二年、越後福島へ國替、後、同國高田へ遷さる）

朝鮮征伐と本郡

秀治の時、史上に著しき朝鮮征伐ありしかど、當國、我郡は、活動せざりしが如し、水手は、沿海民、百戸毎に、十人を徴せしも、我郡には關係なく、出征軍、兵賦、一萬石毎の率にも、當國は見えず、國守秀治遊軍、本營付たりしなれば、我郡民も、又、名護屋に駐屯して西天を睥睨し、徒然日を消せしことならん、

青木秀以　慶長三年より、同五年まで、治世分三年

（慶長三年、秀吉に從ひ、越前を領す、秀吉公の從弟なり。）

關ヶ原役と我郡

松平氏の領となる

所謂乾坤一擲の關ヶ原役は、此時なりしも、秀以首鼠兩端を持し、初め西軍に與しながら、前田利長より曖有之、德川氏に疑を通じ、曖昧模稜の裡に瞞過せしなれば、關係なし、されど、秀以の病歿後、直に斷絶され、當國は松平氏の所領となれり。

秀康　慶長六年より、同十一年まで、　治國六年分

（家康の次男、天正十二年秀吉の養子となり、次て、同十八年、結城左衛督晴朝の養子となり、秀朝と改名、慶長五年、越前國拜領、同年五月結城より入國、同九年、家康の命により、再び德川秀康と號す、同十二年八月、歿す、三十四歳。）

忠直　慶長十二年より、元和九年まで、　同十七年

（秀康一男にして、慶長十二年家督、元服、元和元年の軍功により、參議從三位に任せらる、同九年五月、豐後國に廢徙、一伯と號す、慶安三年九月歿す、五十六歳。）

忠昌　寛永元年より、正保元年まで、　同二十一年

（志比谷村永平寺の條參照）

を經て

福井領

福井領　上篇　全郡誌　沿革

光通　正保二年より、延寶元年まで、　治國二十九年

（西藤島村新田孫の條參照）

昌親　延寶二年より、同三年まで　同　二　年

（忠昌の五男にして、延寶二年相續、同三年五月入部、同四年七月隱居。）

綱昌　同四年より、貞享二年まで、　同　十　年

（忠昌の孫、昌勝の嫡男、昌視の養子たり、貞享三年、病氣にて蟄居。）

吉品（昌視再勅）　貞享三年より、寶永六年まで、　同　二十六年

吉邦　寶永七年より享保六年まで、　同　十二年

（昌勝の六男、吉品の養子たり、寶永七年七月家督、正德元年五月入部、享保六年十二月、逝去、四十一歳）

松岡領

昌勝　正保二年より、元祿六年まで、　同　四十八年

（松岡村の條參照）

昌平　元祿七年より、享保六年まで、　同　二十九年

（同　前）

復福井領のみとなる

と分れしが、本藩（福井）吉邦、卒して嗣なきを以て、松岡藩主、昌平薨命に依り、入りて本藩を襲ぎしより、復た福井領のみとなり、

宗昌（即昌平）　享保七年より、同八年まで、　治國二　年

（松岡村の條參照）

宗矩　同九年より、寛延二年まで、　同　二十六年

（宗昌の養子にて、大和守直矩孫主殿頭知清二男なり、享保九年五月家督、寛延二年十月逝去、三十五歳。）

重昌　寛延三年より、寶曆七年まで、　同　八年（但無入部）

（德川刑部卿宗尹嫡男、延享四年六月台命により宗矩の養子となり、寛延二年十二月家督、寶曆八年三月逝去、十六歳。）

重富　寶曆八年より、寛政十年まで、　同　四十一年

（重昌の實弟、寶曆八年三月、台命により家督相續、明和元年五月入部、寛政十一年隱居、文化六年六月逝去、六十二歳。）

治好　寛政十一年より、文化八年まで、　同　二十七年

（西藤島村の條參照）

齊承（なり）　文化九年より、天保五年まで、　同　十　年

（治好の三男、文政九年正月家督、同十一年五月入部、天保六年七月逝去、二十五歳。）

齊善（なりよし）　天保六年より、同九年まで、　同　四　年

（將軍家齊の第四十九男、天保六年七月台命により襲封、越前守齊善と稱す、九年四月入部。同七月逝去、十九歳。）

慶永　同十年より、安政五年まで、　同　二　十　年

（森田村の條參照）

茂昭（もちあき）　安政六年より、明治四年まで、　同　十　三　年

（松平日向守直春の男、絲魚川一萬石を襲ぎ、安政五年七月、台命により本家相續明治二十三年七月歳去、五十五歳。）

相傳へて、明治維新、廢藩置縣に至りしなり。

我郡の石高

此間に於ける、我郡の石高、鄕村等を調ぶるに、初め當國は二十餘萬石なりしを、柴田勝家、國中制度に手入せし時、四十九萬石となり、更に、所謂太閤檢地に依りて、六十八萬石餘となりしと云へど、我郡の分のみを知るべき材料なし。今、德川時代、即ち、松平氏の知行所たりし間に於ける、吾郡の石高、及邑數を、左に掲記せん。

德川時代の石高邑數

慶長六年、福井藩祖秀康就封の時、

高八萬零九百五十二石八斗八升六合　百十九邑

正保圖帳、（越藩史略に、三年將軍家、海內輿地の圖籍を修す、各國諸侯かして之を獻ぜしむ、とあるもの）

高八萬零九百五十二石八斗八升六合　百十九ヶ村

貞享圖帳、（二年乙丑、總奉行瀧主計、副奉行大宮彥右衛門司之、同年七月、と裡書有之、（史略には、海福瀨左衛門に命じとあり、）

高七萬九千百九十二石一斗二升五合外に開發千五百九十七石一斗九合　百二十ヶ村　分村四十六

元祿圖帳、（十四年辛巳五月、加藤左衛門掌之、八月四日公儀へ被差出、）

高七萬九千百九十二石一斗二升五合　百十九ヶ村

享保圖帳、（十年乙巳五月、御國目付へ被仰出然、（名蹟考）所載のものなるべし）

高七萬九千二百二十四石　百三十九ヶ村

文化の頃所領別

而して、文化十三年、井上翼章が、（名蹟考）を編み了りし頃には、享保圖帳と、石高邑數とも變更なく、其內、

福井領、高七萬七千三百二十九石九斗九升六合　百十四ヶ村

丸岡領、高四百六十石六斗二升一合　一ヶ村（樋爪）

本多領高二百三十八石四斗五合

公　領高千百九十四石九斗三升三合

（福井預）

文化十四年丁丑九月福井藩主、齊承、將軍家齊の女、淺姫と縁組、同十五年戊寅五月、加賜二萬石、其翌々年庚辰十二月、代地となりし時に、公領三ヶ村も、純然たる福井領となりしが如し、故に本郡は、樋爪、領家を除き、殆んど全部福井領たりしなり。

文化の頃の郷庄と高細表

其頃の郷庄を、試に、現時の自治村と對照し、兼ねて舊石高を附記せんに、（右肩に、小書せるは福井領を上中下に三分し、各郡奉行、支配せし別を示す、金津は後廢しぬ。）

察　郷三ヶ村

下　堅立　三四六、六三（石斗升）　坂下　一九九、七二、

中　察　六七五、〇、八、

（岡保村）

中　宮地　五八六、〇、八、　大畑　六四八、六、五、九

岡　保六ヶ村

中　次郎九一六九、八、六、八　中　西谷　一四三、五、九、六

中　河水　三九三、八、〇、三　中　奥花ノ谷四四五、九、五、九

一ヶ村領家

三ヶ村山光明寺藤巻王

郷庄不知三ヶ村

上　殿下、一〇八一、九、八、　（岡保村）

上　曾萬布、七六八、五、　印田　四五四、二、四、

（岡保村郷庄不知上合島三一〇、五、四、上別所三九三、二三、七も編入さる）

四ッ居郷四ヶ村

下　河増　七四三、四、七、　東今泉八四二、一、三、

下　北今泉、八四五、六、四、

（圓山東村藤島莊下中をも含む）

（圓山東村には明治二十二年まで足羽郡四ッ居〇四ヶ村も編入さる

下　四ッ居、八二、七、八、　米松　三一八、

下　北四ッ居、八〇七、二、三、　下　四ッ居渡、五六九、九、一（新後本郡に入）

下　丸山　九〇一、五、五、

（圓山西村）

藤島郷四十二ヶ村

下　開發　二〇四五七、七、六、　下　新保、一八三五、二、五、

下　經田　九〇五、　下　町屋　七五八、〇、八、八

下　幾久　八五一、一、二、九　下　大願寺、二七八、〇、五、

（岡山西村には明治二十二年まで足羽郡松本地方一六〇二、五、〇、の一部分も編入さる）

（岡山西村）

下中　六五八、八、〇、二　（岡山東村）
下大和田、一三三九、二、九、六　下堂島　五〇〇、石
下上中　一二二六、一、八、　下原目　四八〇、七、七、
下中ノ郷　四三二、　下泉田　五二二、二、〇、
下藤島　三四三、八、四、　下同枚（鍛冶町）三五〇、〇、〇、
下林　八三二、二、〇、　下北野下　四八七、六、九、
下北野上　二三八、五、八　（東藤島村　芝原荘の重立問山及玄正島に橋を含む）
下寺前　六六三、九、三、　下高柳　一二一五、二、五、
下高木　二六八、二、三、四、　下舟橋　八八九、九、〇、三
上北野新田　一　下中新田三一〇、三、二、五（今新田三）
下舟橋新田　三五三、二、〇　下新田四八四、四、〇、四（ヶと云ふ）
下燈明寺　一七四二、八、〇、
（中藤島村　河合荘河合新保の一部南河合新保を含む）

下福萬　三一七、〇、六、五　下牧野島　八二三、九、三（今牧島は）
下重藤　四〇〇、〇、四、　下上里　四六二、一、三、
下八ッ島　七二八、七、一　下別所　二七二、六、〇（今里別所）
下郡　五〇六、六、〇、　上黒丸　五〇五、八、五、
下土橋　五四四、〇、三、　下安竹　六三六、〇、一、五
下上伏　七八二、九、六、　下海老助　五七〇、二、一、
下地蔵堂　四七一、五、〇、　下三ッ屋　五一五、四、八、
下西堀　九三、七、二　下祇王三郎丸（七一九、九、六、今三郎丸外四一、〇、七、改出）
下堀宮　五八七、〇、一、　（西藤島村）

西藤島には足羽郡田原下（明治二十二年まで）（元町外）三一〇、五、一、及び深谷（中維新まで）

（郷庄不知）四八二、五、〇、を編入さる）

春近郷一ヶ村　府中領二一日市八三五、五、一、　（河合村）
河合郷二十ヶ村　金津山室　一九一〇、五、五、五、　金津高屋　一六七三、三、〇、
同六日市　三二一、三、一　鷲塚　二〇三六、七、三、三（今河合鷲塚）

金津勝見　六三四、〇八、
同中角　一五四〇、九五、
同天池　一一八九、八二三、
同古市　八七、四、六、
同上森田　三〇八、〇〇、六、
同石森　六八二、四、七今石盛
同上野　四二九、九、二、
同河合新保　四四七、三二、
（河合村）
同寄安　一四〇、七、四、六今河合寄安
同漆原　四二六、一、七、
丸岡樋爪　四六〇、六、二、一
（五領ヶ島村）
同兼定島　六八八、四、二、
同下合月　四七三、五、七
（五領ヶ島村）
金津網戸瀬　六六三、五、三、
（河合村）
同八重卷　八八三、九、一、九
同下森田　二五三、八、〇、四
同定正　四八九、六、〇、九
同栗森　四六七、六、六、三
同寄安　一四〇、七、四、六今河合寄安
同漆原　四二六、一、七、
（五領ヶ島村）

栗田島郷二ヶ村
本多領家　三三二八、四、五、
五領ヶ島五ヶ村
金津渡　一五四、八、一、四今渡新田
同末正　二二八、六、七今末政
上合月　二四〇、三、一、

芝原莊八ヶ村
下重立　八五三、五、二、四
下玄正島　朶島樋今別になる一九、一、九、五
下吉野境　今吉野堺　九四三、〇、九、
下室　七三七、八、八、五、一
下窪　三五六、四、七、五、八
下志比境　二二六、四、六、
府中下吉野　四九四、七、三、七
（東藤島村）
（吉野村）
下椚　二七一、四、〇、二、五
（松岡村外に観音松原樋印毘沙門の大字あり）
（下志比村）
下猪谷　六〇二、八、三、五
下野中小畑　五九九、三、八今小畑四野中
下印内　五五四、一、九、五今上吉野
（吉野村）
下寺本　一六〇、八、六、
朶荒谷今別になり門前は志比と改め別になる
下山　七五、三、三
（志比谷村）

吉野郷六ヶ村
下宮重　一三七、
下島　七六、三、三、

志比庄三十一ヶ村
下京善　三三九、一、九、
十市野々　七三五、八、六、七
下諏訪間　八〇三、四、四

下 法寺岡 一七一、六、五、六
下 高橋 一六一、〇、六、
下 上谷口 四五、四、五、四
公料 光明寺 三九六、三、二、
下 瀧 七七一、五、七、
下 牧 三三一、一、八、
公料 山王 四三三、六、一
下 野中 二三八、一、九一
下 大月 四八二、五、七
下 石上 六三七、八、七、
下 大野島 一四四、
公料 藤巻 三六、五、〇、〇、三
下 吉峰 二六九、八、一、三
下 中島 一九四、四、〇、
下 東古市 五八三、四、五、
下 下谷口 三〇七、二、〇（上下合せ今は谷口といふ）
下 花谷 二三三、三、九、
下 飯島 三〇六、四、〇、
（下志比村）
福島 三三一、一、八（今二村合せ牧福島といふ）
下 市郎右衛門 一〇五、二、三（今市郎右衛門島）
下 淺見 四三〇、四、一、
下 栗住波 四三九、二、二、
下 北島 一五六、五、〇、
下 清水 二八一、三、八、
下 竹原 三八〇、七、五
下 市荒川 一一九、四、五、
（上志比村）

金津 下 淨法寺 二五八、五、三七
同 上 淨法寺 二四八、六、三、四
同 岩野 四〇二、六、七（品方）
同 吉波 二〇八、五、三、三
同 栃原 四五、九、四、七、四、一、四、二、出分
（淨法寺村）
上 北野 七八一、五、六、
上 下北野 四七五、一、〇、
（和田村 明治二十二年より足羽郡）
府中 江留下 三九八、七、七、一
（春江村 明治初年より坂井郡）

王政維新

郷庄不知 一ヶ村
和田郷 二ヶ村

世は、王政維新となり、大號令は、煥發せられ、農商へも布告せらるゝ事となり、明治元年二月、高倉、四條の兩卿、北陸道鎮撫使として、鍋島藩の兵六百に護衛せられて滋まれ、順逆の理を諭さる。

明治二年五月、版籍を奉還することゝなり、侍、及平士に至るまで、士族と稱し、家令、家従、家扶以下、召仕人員可伺出等、五辻卿により達せられ、六月二十五日には、大小の諸侯、

版籍奉還

版籍奉還被　聞召更に何々藩知事被　仰付

の辭令に接することゝはなり、翌年九月には、藩制被仰出、十五萬石以上を大藩、五萬

石以上を中藩、五萬石未滿を小藩とし、石高は物成を以て稱し、藩廳に、知事、大小權の參事、屬、史生等を置くことゝなりしに、其翌四年七月には、廢藩置縣、各藩知事は、唯一片の免本官の辭令を受けて、三百年間の領土を、名實共に朝廷に納ることゝなりしなり。

是より先き、公料、即ち幕府直轄の地を治むるため、三年十二月二十二日に、木保縣を置かれ、廢藩の際、福井藩領は、福井縣となり、他は敦賀縣に屬し、一時三縣分立せしが、四年十一月二十日、木保縣を廢し、福井、敦賀の二縣となり、我郡は、足羽、丹生、坂井、大野の諸郡と共に、福井縣(參事、村田氏壽、權參事、岡田信、千本久信)に屬したるに、其十二月二十一日、福井縣は、足羽縣(參事、村田氏壽)と改稱せらる。

六年一月十四日、足羽縣廢せられしかば、我郡は、今日の如く、若越諸郡と共に、敦賀縣(權令、藤井勉三、明治七年より、山田武甫、參事、寺島直)に管轄せらる、其頃は、現今の大字、即當時の村々に、戶長、副戶長、總百姓を設けしも、次で、大小區に分たれ、區には、區長(多くは、舊藩士にして、後に、郡長に任ぜられしものもあり)副(始は權區長)(大抵地方の名望家)を置き、各小區には、戶長、副戶長を置かれたり、今同年十月二十日、戶籍掛より、區

區戶長に頒布せし、敦賀縣管轄區分表、中、我郡に關する分を掲げて、懷往の料に供せん。

| 第三十二大區 | | |

第三十三大區

越前國一村數　吉田郡一町數　三〇七戸數　一六七〇

小區	戸數	村町名	戸數	職	住所	戸長副人名
一	六三	志比界村	六三	寺	寺村	田邊朔郎
	九二	比沙門村	九二	商	同	松岡忠見傳藏
二	八七	本町	八七	同	本町	同
	六二	觀音町	六二	農	室町	熊谷十平
三	三二	吉野界村	三二	商	寺村	小玉忠平
	九六	宮重村	九六	農	猪谷村	土肥間平
	六三	野中村	六三	同	同	同
四	一四	北ノ上村	一四	商	藤島村	吉田彌右衛門
	九五	林村	九五	農	島橋村	伊藤傳右衛門
五	九二	丸山村	九二	商	丸山村	齊藤千代三
	四五	間山村	四五	同	上中村	吉野九五十郎
六	七三	上合月村	七三	農	上合月村	戸枝太郎左衛門
	七四	波新田村	七四	同	同	末政家領
	七三	樋爪村	七三	同	同	末政家領

第三十四大區

越前國一村數　吉田郡一町數　三七戸數　一九七三

小區	戸數	村町名	戸數	村町名	戸數	職	住所	戸長副人名
一	三四	町屋村	四五	大願寺村	一五	幾久村	四五	農	經田村	大橋二左衛門
	九三	福萬村	一五	經田村	四三	重藤村	三	同	開發村	栗波彌五兵衛
	九	開發村	一四七							
二	九五	舟橋村	七	高木村	一九	高柳村	六四	僧	高木村	寂靜寺住職
	九五	寺前村	六六					農	舟橋村	波邊得雄
										龍田作太郎
三	三五	川合新保村ノ内	三五	下新田村	三六	中新田村	六六	同	大和田村	松浦才兵衛
	四四	北野下村	六三	堂島村	六三	大和田村	六六	同	河合新保村	小寺作右衛門
	四	新保村	八〇	新保村ノ内	七〇					
四	五七	北今泉村	五五	東今泉村	五五	河增村	四五	同	原目村	淺井國四郎
	五五	原目村	五五	堅達村	四五	坂下村	九〇	同	同	小島甚右衛門
五	三四	寮村	六五	嚴下村	三四	印田村	二九	同	印田村	鈴木甚三郎
	二四	上北野村	九五	下北野村	二九			同	上北野村	五十嵐與右衛門
六	三	曾萬布村	九五	河水村	六二	花ノ谷村	四五	同	大畑村	前田甚右衛門
	二	宮地村	四八	大畑村	四八	矢那丸村	一九	同	河水村	岡谷新左衛門
	四	四谷村	一〇							

第三十五大區

越前國一村數一　四〇戸數一九七六

大野郡一町數一

小區	戸數	村町名	戸數	村町名	戸數	村町名	戸數	職	住所	戸長副人名
一	三一	漆原村	二〇	磯部新保村	一〇	上野村	七二	農	上森田村	鈴木勘兵衛
	五五	河合新保村	三六	河合寄安村	四〇	栗森村	七七	同	漆原村	柳原小右衛門
	三	石森村	四二	上森田村	六六					
二	二八	稲多村	五五	下森田村	七	古市村	一〇	同	稲多村	坂口平助
	二八	定正村	三四	江留下村	三六			同	古市村	多田欽作
三	三一〇	河合鷲塚村	二二	天池村	六六	八重卷村	四二	同	河合鷲塚村	加藤九左衛門
								同	八重卷村	木内七左衛門
四	九八	高屋村	四五	山室村	二六	六日市村	一六	同	二日市村	加藤利右衛門
	九八	二日市村	九三					同	山室村	山本久左衛門
五	二八	燈明寺村	八七	網戸瀬村	三九	舟橋新村	四六	同	燈明寺村	片岡彦右衛門
	三六	勝見村	三六	中角村				同	中角村	中田平右衛門
六	七	海老助村	四四	地蔵堂村	三九	三ツ屋村	四四	同	黒丸村	木村六右衛門
	三二	土橋村	三三	上伏村			四二	同	安竹村	黒川久右衛門
	四五	郡村	四四	安竹村						
七	三三	牧野島村	三四	三郎丸村	四四	上り村	二四	同	上り村	坪川磯次郎
	三三	八ツ島村	四四	堀宮村	四四	西堀村	四九	同	八ツ島村	石川孫右衛門

明治九年八月二十一日、敦賀縣廢せらるゝや、嶺北諸郡と共に、石川縣權令、桐山純孝學校令の異稱あり）に屬したりしに、十一年四月二十三日、大小區を廢し、正副の區長、戸長を免し、郡に郡長、村に戸長を置くことゝなれり、此間、大小區の區域變更一再ならざりしが、廢止頃我郡に於ける大小區の區分は、左の如し、

明治十一年頃の大小區

第二十四大區　區務所　福井

十二小區（丹山四村（丸山新保を除く）四藤島村重藤福万）七村

十四小區（四藤島村の四部）九村

十六小區ノ内（河合村河合鷲塚）一村

二十小區（森田村稲多古市八重卷天池河合村中角網戸瀬勝見六日市）八村

二十二小區（國山四村新保、新中藤島村燈明寺舟橋新河合新保上中新田東藤島村大和田堂島北ノ下）九村

二十四小區内（岡保村寮殿下印田）三村

第二十五大區　區務所　松岡

一　小　區（國山四村丸山同東村下中東藤島村上中間山重立）五村

三　小　區（松岡村）

上篇　全郡誌　沿革

十三小區（中藤島村舟橋新燈明寺西藤島村六）八村

十五小區内（坂井郡に交りて河合村山室高屋二日市）三村

十九小區（森田村の大部分）十村

二十一小區（中藤島村の内舟橋寺前高木高柳）四村

廿三小區（國山東村河增北今泉東今泉東藤島村原目岡保村坂下聚立）八村

二十五小區（岡保村大部分）

二小區（吉野村吉野堺中藤島村島橋東藤島村玄正島林藤島泉田中ノ郷北ノ上）八村

四　小　區（吉野村吉野堺（除き芝原町入る））

五　小　區（五領ヶ島）（坂井郡に交りて樋爪十四大の八小領家同の九小）　六　小　區（下志比村蟹を除く）

七　小　區（志比谷村）　八　小　區（上志比村下半下志比村蟹）

九　小　區（上志比村栗住波より上九村）　十　小　區（淨法寺村）

聖上御巡幸御小憩

地租再調

此年十月七日、今上陛下、北陸御巡幸午前十時（森田村稻多坂口平助方へ、御着輦、少らく御憩遊ばされ、同十一時二十分御發輦、福井へ行幸したまへり。（森田村の草案照））其頃、地租（明治六年七月二十八日、地租改正法頒布の上論出て、米納は金納となり、地價の百分の三と定まりしを十年一月四日、更に二ヶ半に減ずるの上論出てたり。）再調の事あり、此事たるや至難に屬し、其意を達し得ざる者、十中の殆ど十なりしは、匏庵遺稿などに徵しても、明かなりしに、當國幸に杉田鶉山のあるあり、鶉山、當時の縣令千阪高雅、大書記官熊野九郎と爭ひ、尋て、獨身出京して、奔走し、遂に、官をして、特に、嶺北七郡の爲に、地租改正の事を決行し、薩人多賀義行をして、之に當らしむるに至らしめたり。

杉田君紀念碑　明治十六年六月　山口透撰

今上親政之六年降勅定地租法欲除從前弊制而歸之於均一也令諸府縣主者奉行焉時我越前國足羽吉田等七郡爲敦賀縣後屬石川縣更四出檢土田至九年始告成而其法貴宜有租調或不均者人民嗷嗷其不便矣吾友杉田君定一周遊而歸衆欲賴君告訴君曰此不可輕卑也乃與其父仙十郎君等謀捐貲周旋者不一焉官察其言遂至十二年派吏再檢爲減租年計三萬八千九百六十四圓六拾壹錢有奇民始寄之衆深感君之厚意頃欲建石祀其事諸予撰文予曰止是非君之意也君奇偉之士也壯歲出家遊道極廣其志益將大有爲於世則是區區者無之以文爲也乘日雖然是吾州之者之志也余乃叙其概者如斯

福井縣の創置

今尹村治　井市南端、八幡祠畔に建てしもの、現時の非常特別稅、さては、諸種の附加稅を算し來らば、嶺北人の其恩に浴すること、決して、鮮少ならざるなり宜なり、郡民の鶉山を懷ふて數十年其情渝はらざることや、（現岩倉公爵、渡邊子爵が大藏書記官久野謙次郎と共に來縣、各村を視しく巡檢、收穫を定めしも、此際の事に屬す）

明治十四年二月七日、左の布告は、時の太政大臣三條實美の名にて、出されたり、

今般越前ニ縣ヲ置キ越前若狹兩國一圓ヲ管轄セシメ堺ヲ廢シ大阪府ニ合併候條此旨布告候事

越前足羽郡福井ニ相定メ候事

當時長官を縣令三府に限り知事と稱せしも、同十九年八月より縣知事と稱することゝなりしなり、今置縣以來の今尹の氏名等を左に列記せん。

置縣以來の今尹村治

石　黑　務　十四年二月——二十二年二月　在任八年一ヶ月

安立利綱　二十二年二月――二十四年八月　在任二年八ヶ月
牧野伸顯　二十四年八月――廿五年十一月　同　一年四ヶ月
荒川邦藏　二十五年十一月――三十年四月　同　四年六ヶ月
波多野傳三郎　三十年四月――同　年十月　同　七ヶ月
關新吾　三十年十一月――三十二年四月　同　一年六ヶ月
岩男三郎　三十二年四月――三十四年四月　同　二年一ヶ月
宗像政　三十四年四月――三十五年一月　同　十ヶ月
阪本彰之助　三十五年二月――四十年十二月　同五年十一ヶ月
中村純九郎　四十一年一月――現任

村治

村に於ては、明治十一年以來、各村にて戸長を選擧し、戸長役場には、用掛筆生なども置きたりしが、同十七年八月、聯合村役場（何々村外何々村戸長役場）を置く事となり、其戸長は官選なりき、此時に於ける聯合村役場區域は、現今の村と大差なかりしが如し、かくて同二十二年より、市町村制實施せられ、今日に至れるなり。

郡治

郡は如何、郡長初めて任命せられし頃は、我郡は、足羽郡と合同して、一郡衙を福井市佐佳、枝上町に置き、（足羽郡役所と稱し、郡長も、足羽郡長と稱せしが、其最初の郡長は吉田）

郡制實施前の郡衙及郡長

德山繁樹にして、福井縣は置かれたれども、郡長は更らず、同十九年四月まで在任し坂井郡へ轉任し、その後を承けて、柘植善吾、同二十三年十一月より、塚本京太、就任して、同二十四年に至れり。

郡制實施後の郡衙

同二十四年四月一日は、郡制實施の日にして、我郡の一新紀元とも云ふべきなり、此時、初めて、足羽郡と分離することゝなり、我郡は福井市清川上町、西念寺を假りの廳舍として、其事務を開始し、越て同二十七年四月、現今の廳舍新に成り、其二十三日より事務を新衙に於て取扱ふことゝなりたり、今分離獨立以後の郡長を擧ぐれば、

郡長

近藤直一　二十四年四月――二十六年八月　在任二年五ヶ月
大山重　二十六年九月――三十五年五月　同　八年九ヶ月
齋藤秋夫　三十五年五月――四十年七月　同　五年三ヶ月
若杉喬　四十年七月――現任

三郡長の小傳

左に、郡制實施以來の三郡長（現任者は少く措く）の小傳を附載し施政の當時を懷ふ

の料とせん。

近藤直一

東京府士族　近藤　直一

嘉永四年十二月二十五日生

明治二十四年、本郡が、足羽郡と分離し、別に、一郡廳舍を設くるに際し、其最初の郡長として、本縣知事官房屬より轉じ來れり、顧ふに、分立當時の郡治は、事草創に屬する物も多く、豫想以外の困難も、蓋し少からざりしなるべし、されど、敏腕能く之を處し着々自治の根基を定めて治績大に擧り遂に、丹生郡に榮轉し、次て、今立、遠敷の二郡長を歷任し、老を以て辭せしも、尙ほ、邦家の事に盡し、現に、日本赤十社、福井支部の常務幹事として、博愛濟世の業務に鞅掌す、殊に、鶴駕行啓の期近きし事とて、東奔西馳燭を以て晝に繼ぐ其の人と爲り、優悠迫らず、綽々として餘裕あり、治務に忙殺さるゝの中にも、深く入木の道を究め、長三州風の書を善くし、梅塢と號す、其絹紙に臨むや、齋戒拈香一字も苟にせず、足羽山上、發摘如神の巨碑は實に其揉大の筆に成りしもの以て、其風神の一端をも窺ふべし、曾て西南の戰爭にも從軍し、警察の出身なり。

大山　重

福井縣士族　大山　重

天保十二年九月十五日生

舊福井藩士、其城外地藏町に生る舊名壯太郎、資性剛直、膽氣あり、權貴を憚らず、所信を曲げず、事を視るや磊々落々、小事に拘々たらず、豪飲一時に數升を盡し、頗る古豪傑の風あり、其氏名能く實を表すと謂ふべし、明治戊辰奥羽征討の事ありしや、其七月長崎振遣隊の監軍として差遣され奮戰力鬪、能く其任を盡くす、依て、總督府より單銃其他を賞與し府知事、及政府亦之を賞す、同二年大藏省に出仕し、其八月開拓大主典に任ぜられ、爾來、北海道の拓殖を監する八年、權監事、監事小判官、幹事等に歷任し、同八年三月には、準陸軍大佐、兼少判官に任ぜられ、從五位に叙せられ開拓使に兼補せられしに、同九年十月十四日、長官黑田淸隆と議合はず、直に官を辭し實業に就けり、明治二十六年、近藤郡長の後を襲ぎ、郡治に盡瘁する事、十年一日の如し、往年の官歷此に至て其效あり、三十五年大阪府に榮轉せしが三十七年病を以て職を辭し四十年福井市の自宅に靜養中藥石効なく逝焉として逝く、享年六十七。

齋藤秋夫

福井縣士族　齋藤　秋夫

弘化二年九月四日生

願ふに明治二十四年の春露國の皇太子殿下（現皇帝陛下）我日本へ巡遊せらるゝの報傳はるや、全國の人心洶々、疑懼交々至りしを當時、露國は其強大を以て、宇内に鳴り、殆ど全世界を震撼せしめし（今日より想像するより遙に以上なりし）に、清國との事端は、暗々裡に默認せられ刀水涓々の謠唱へられ、三十二珊の大砲鑄らるゝ等、意氣軒昂變不可測に際し、此事あり當局者の憂慮周到の注意を以て、奉迎に努めたり其五月十一日所謂大津事件一狂漢に因りて突如として起れり畏くも我　聖上陛下は深く之を軫念せさせたまひ、直に、彼地に、行幸せらせられ、特に、懇切の情を盡したまひ、次て、内務、外務兩大臣の更迭と爲り、當該知事警部長以下の免官となりたり、其當時其事件の發生地たる、滋賀縣に、警部長たりしは、實に、前郡長其人なりしなり、狂漢とは云へ、部下の一巡査より、此大事を來たす、當年の痛心、苦慮一夜に頭髮を悉く白からしめし、ものありしや必せり、其十六日、免本官、位記返上すべし、の辭令に接す、不時の厄難、心事察するに餘りありと云ふべし、されど、政府情を諒知し、翌年二月、特に、懲戒處分を免し、八月對馬島司に任じ、十月千葉縣警部長に轉じ、十二月正七位に叙せらる、次て山口縣に轉じ、三十一年、依願免官、閑地に就きしに、三十五年官又起して我郡長に任じ爾來、我

郡を統治すること六年、其間、日露戰役あり、動員、徵發募債等に身を忘れて盡瘁するの際、定て半夜往年を追想して、無量の感慨胸間に溢るゝものありしなるべし、四十年七月、老を以て官を辭するや、從五位に叙し、更に十二月特に正五位に陞めらる、光榮亦大なりと云はざるを得ず、人と爲り溫厚篤實にして、下に臨むや、寛仁慈愛衆悅服す、加之、觀察精密、瑣事も苟もせず、眞に統治の材にて、治績あり、舊福井藩士、其城外宮永中町、即ち現住の邸に生る、明治四年福井縣少屬となりしを官途に就きし初めとして、警部警視屬、内務屬、警部長等を歷任し、其間西南戰爭に從ひたり、現に福井市參事會員として、市政に參與し、功勞大なりといふ。

特に、茲に、恭しく、喜びて、記し奉るべきは本年九月を以て東宮殿下、親しく鶴駕を、北陸三縣へ向けさせられ、殊に本郡永平寺へは、險阪遠路をも厭はせられず、行啓あらせらるゝと、洩れ承りたる一事なり。本郡民は千載一遇の此盛事を誠歡誠喜し、指搜へて、其日の來るを待ち奉り手を額みにして、其早からむことを望み奉ると共に、之を永久に紀念し奉る料にとて、上下心を協はせ、鋭意、熱心村治に、教育に、勸業に、將た交通に經營する所あり、先づ、郡事業としては、郡誌を編纂

して、台覽に供し奉り、學童の就學を奬勵して、村に、不學の人なからしめむと期し又馬耕を各村に普及せしめ、苗圃を各地に設置せしめて、農事改良の端緒を開くこととしたり、又、各村に於ても、各方面に渉りて、紀念事業を計畫し、敢て人後に落ちざらむことを努め、今や着々之を遂行し、以て、鴻海無量の皇恩を永遠に懐ひ奉ることとなれり、左に、其一覽表を掲げて、本郡民が感激、發奮の事實を留むることゝす、是れ亦本郡民が誠るゝことを得ざる、所謂甘棠の一たればなり。

東宮殿下行啓紀念事業一覽表　（　）内ノ數ハ組合個數ナリ

事業＼村名	村			治		
	墓藤解除	村是調査	氏神祭日一定	納稅組合設置	消防組設置
四藤島					
河合			春秋		
森田			神武天皇祭 春秋		
中島藤			二月十二日		
園四山			春秋		
園東山			同	(九)	
岡保		一	同 春秋		
東島藤			同 秋		
松岡					
吉野			五月七日 九月十七日		
五領ケ島			五月五日 春秋		
志比谷			春		
下志比			春秋		
法淨寺			同		
上志比			同		
計	一	二	三	一	二

	小學校合併及び校舍增築	高等小學併設	小學校合併校舍新築	小學校基本財産赤林造成	學校田園	農業補習學校	職工教育	村教育會	圖書館	青年團	青年夜學會	學童保護團	老會	婦女會	矯風團等	計
四藤島	—	—			三五坪					—		—				六
河合			一 7000円		三五			—		(改)					(婦女會)一	五
森田								(改)								三
中島藤			五六五	—	一五			(〃)		—						四
園四山					一五			—		—	—					五
園東山								—								四
岡保			七〇〇	—	二〇			(〃)							(婦人會)一	五
東島藤					二五			(〃)			(〃)					五
松岡											(〃)				(婦人會)一	一
吉野					一〇											六
五領ケ島					二〇			(〃)			(〃)					六
志比谷					一七											五
下志比					一五											五
法淨寺								(〃)							(婦人會)一	五
上志比			四〇〇		一五	二九										八
計	一	一	四	六	四	二	一	七	三	一〇	四	一四	一	一	四	三七

	耕地整理	池沼埋立	除樹伐採	箇人植林	區劃製栽桑	箇人開墾栽桑	苗圃	機業電力應用	産業組合	基本財産蓄積	同條例改定	勤儉貯蓄組合	計	通學道路修築	道路改修	橋架	計
	一五〇	一五〇		三〇一								(十九)一	五五				
									三	(四五)		(八)一	五五				
	一五〇	五四五	一五〇〇					六五		一		(十三)一	四四				
	三〇、九		四〇一							(一、一)		(八)一	四四				
			二六〇〇							一		(七)一	三三				
			一三〇〇									(八)一	三三				
	三一									(一、一)			三三				
			五〇〇							(一、一)		(十四)一	三三				
										(一、一)			三三				
			二〇〇									(八)一	五五				
				四一						(四五)			二二		一		
			一四〇									(七)一	三三		一	一	二
	四五		一四〇							(一、一)		(九)一	四四				
			一四〇			一〇〇						(四)一	六六				
			五〇		一〇							(一四)(二〇)一	五五				
		八	五〇〇									(二〇)一	八九		一	一	一
	五五	一	八〇〇									(二〇)一	五五				
	一五〇												一五〇				
													一五〇				
													一五〇				

郡治　郡治は、圓山西村、松本地方(元福井市滑川上町九十六番地二十六年八月編入替)に在る、本郡役所(本縣廳を距ること十五町)に於て、監督統治の事務を執る管内村役場數、十五、村數亦十五、最遠は上志比村の四里三十三町にして、最近は圓山西村の一町なり、其分課は左の如し。

吉田郡役所(郡長若杉喬)
- 第一課——庶務、議事、兵事、勸業、衛生……(長郡書記　荒井數治)
- 第二課——土木税務會計……(課長同　上)
- 第三課——教育……(長郡視學　眞目善平)

警務　警務は、松岡村大字本に在る、松岡警察署(本縣警察部を距ること二里二十四町)に於て、取扱ひ、本郡一圓を管す、其所轄巡査部長派出所一、巡査駐在所數十二、現今の署長は警部吉村佐一郎なり。

縣支金庫　縣支金庫は、二ヶ所に在りて、福井市佐佳枝中町に在る、圓山西支金庫は、全郡郡役所に關する分)を取扱ひ、松岡村に在る、松岡縣支金庫は、松岡警察署に關する分を取扱ふ。

裁判區畫　裁判區畫にては、福井地方裁判所管内、福井區裁判所に屬し、其の登記事務は、松岡村大字本に在る、松岡出張所に於て、松岡、東藤島、吉野、五領ヶ島、志比谷、上志比、下志比、淨法寺の八ヶ村、三千五百六十一戸、二萬百四十四人に關する分を取扱ひ、其餘の七ヶ村三千八百二十七戸、二萬三千二百〇四人に關する分は福井市佐佳枝上町に在る區裁判所直に之を取扱ふ。

税務　税務は、福井市佐佳枝上町に在る、福井税務署に於て、之を管轄し、金澤税務管理局の下に屬せり。

林務　林務は、大阪大林區署の管轄にして、石川縣、江沼郡大聖寺町に在る、大聖寺小林區署の區域中なり。

陸軍管區　陸軍管區は、明治四十年九月十七日、軍令第三號を以て定められ、其十月一日より實施されしものに係り、第九師團、第六旅管第三十六聯隊に屬し、鯖江町に在る鯖江聯隊區管轄す。

徵馬管區　徵馬管區は、明治四十年九月十八日陸軍省令第十三號を以て發布され、其十月一日より實施されしものにて、又第九師團の所管なり。

海軍管區　海軍管區は、直接海に瀕せざるを以て關係なきが如きも、其水兵等は、丹後國、加佐郡

舞鶴港の第四海軍鎮守府に入圍するを常とす。

憲兵管區

憲兵管區は、石川縣金澤市西町に在る、金澤憲兵隊に屬し、其分隊分遣所は、今立郡鯖江町に在り。

其他

其他、蠶病豫防事務は、本縣廳内の同事務所直轄し、土木は、本縣廳の第一工區に屬し、砂防は、大野郡上庄村に在る第一工區に屬し、輸出米檢査には、森田村に、森田臨時派出所あり、羽二重檢査には、森田村には、支所、松岡村には、森田支所松岡出張所ありて、其事務を行ひつゝあり。

明治二十二年には、憲法發布され、人民參政の權を得、同二十四年には現行の府縣制郡制實施されて、前後幾多賢良の選出を見しが、

帝國議會の貴族院議員を互選し得る多額納稅の有資格者十五人中に、本郡にては增田所之丞ありて、三回(二十三年六月、二十六年六月、及三十年六月)其權利を遂行し、其衆議院議員選出は、最初、其選擧制度(資格は直接國稅十五圓以上)は、小選擧區にして、本郡は本縣の第二區に屬し、常に坂井郡と合併して、一回乃至六回(二十三年七月、二十五年二月、二十七年三月、二十七年九月、三十一年三月、三十一年八月)は、一人宛を

縣會議員

選擧し來り、同三十五年一月の第七回の總選擧より資格は納稅額十圓以上となり區域は、大選擧區、市獨立の制度に改まり爾來、本郡は、縣下諸郡と合同して、七回乃至十回(三十五年八月、三十六年三月、三十七年三月、四十一年三月)四人を選出せしに、前後通じて十八年間、坂井郡の杉田定一を推し、本郡より一人も出さず、蓋し定一が溫厚、至誠、堅節の良政家たると地租改正(治革參看)に斡旋せし功勞とを德とし、終始渝はらざるものにて、郡民の心事、眞に誇るに足り、其一人をも出さゞるは、却て其美德を表彰する所以に他ならざるなり。

縣會は、明治十一年七月、始めて布告十八號を以て、其規則(被選資格納稅十圓以上、選擧資格五圓以上)を定められ、本郡よりは、

初年 十二年	選擧	龍田利見	赤井吉右衞門
二年 十三年	選擧	勝見海之進	(龍田利見に代る)

を出せしが、福井縣設置以來、定員三十六名の中、本郡より選出せしは、

第一期 十四年	龍田利見	五十嵐千代三郎
第二期 十五年	同	前

第三期	十六年	五十嵐千代三郎	豐島新太郎
第四期	十七年	同	前
第五期	同年（臨時）	豐島新太郎	竹澤清右衛門
第六期	十八年（同）	同	前
第七期	同年	同	前
第八期	同年（臨時）	同	前
第九期	同年	同	前
第十期	同年（臨時）	今澤九十郎	竹澤清右衛門
第十一期	十九年（同）	同	前
第十二期	同年	同	前
第十三期	二十年（臨時）	同	前
第十四期	同年（同）	今澤九十郎	渡邊環
第十五期	同年	同	前
第十六期	二十一年（臨時）	吉田助右衛門	青山理貫
第十七期	同年（解散）	同	前
第十八期	二十二年	同	前
第十九期	二十三年（臨時）	吉田助右衛門	黑川彌四右衛門
第二十期	同年	同	同
第二十一期	二十四年（臨時）	同	同

同二十四年、府縣制郡制實施され、定員は三十名となり、選擧制度は郡會及郡參事會合同して複選することゝなり（被選資格は、公民權を有し、十圓以上納稅する者）本郡よりは、

二十四年八月五日	選擧	龍田利見	渡邊環
二十八年八月十一日	同	大橋松二郎	黑川彌四右衛門
三十年九月二十八日	同	大橋松二郎	林小次郎
三十二年九月二十二日	同	大橋松二郎	林小治郎

を選出せしに、複選は廢められ、前制度に復し、（定員は三十名）

三十六年九月二十二日	選擧	柳原九兵衛	大橋松二郎

四十年九月二十二日　選舉　大橋松二郎　柳原九兵衛

四十一年八月二十日　同　中川清太郎　（大橋松二郎に代る）

議長郡會

を選出して現今に至れり。其間に於て、明治三十九年大橋松二郎は議長となれり。

郡會　明治二十四年四月、郡制の始めて實施されし以來、既に十八年其間選舉を行ふこと六回其當選せし議員を列記する前に、少しく郡制內容の變遷を叙せん、初めて郡制實施の際には、各村より一人宛、村會之を選舉し（被選資格は村公民權ある者）たる、十五人の議員の他に郡內大地主より、互選せる、五人の議員ありて、都合二十人を以て、郡會を成立せしものにて郡長を議長とし、參事員中三名は議員間より互選し、一名は知事より任命し、參事員は徵兵檢査に立會ひたり、其任期は、六ヶ年にして、其半（即ち明治二十七年）に於て、抽籤を行ひ、當籤者半數は退職し、補缺選舉を行ひ、越えて、三十年選に當籤せし以外の議員は、任期滿了、退職し、其後任選舉を行ひしに、更に、同三十二年、また、法令の改正に伴ひ、全部の改選を見、任期は四ヶ年となりしを以て、一時に全員、任期滿了、退職して、次回議員を選舉することゝなれり、是即ち現行の郡制にして、參事會員、補充員等の名稱も、亦此時に始まりしなり、されば、明治三十二年は、郡制の一新紀元とも云ふべきものなれば、此年を以て前後に分ち、郡制實施以來の議員、議長、副議長、を二表に纏めて左に掲げん

明治三十二年以前の議員

明治三十二年以前△は當籤退職せし者

選出村名	二十四年四月選出	二十七年四月選出	三十年四月選出
西藤島	中島喜平（二十五年十月補缺）	坪川六左衛門	、、、、、、
河合	△松原榮（二十五年十月辭）	加藤源太郎	、、、、、、
森田	△五十嵐千代三郎	小川九左衛門	、、、、、、
中藤島	△小川九左衛門	黑川彌四右衛門	、、、、、、
岡山西	△黑川彌四右衛門	栗波禎	、、、、、、
岡山東	△栗波禎	、、、、、、	吉田助右衛門（補缺）
岡保	吉田助右衛門	、、、、、、（二十八年十月補缺）	吉川岩吉
東藤島	青山理貫	石田武助	林小次郎
松岡	△吉田祐三郎	太田乙之助	、、、、、、
	△豐島半之進	江守清五郎	、、、、、、

明治三十二年以後の議長副議長

吉野五領ヶ島	△田中嘉太郎 前川喜平	橋本新左衛門	、、、、、森塚半右衛門
志比谷	竹澤清左衛門	、、、、、

吉野	小畑 東	川洞	海上吉野 兒守 京作
五領ヶ島	兼定島 多田	金三郎	上谷月 勝見 海之進 猪谷 山口 仙松
志比谷	荒谷 渡邊	平右衛門	諏訪間 竹澤 勘兵衛 末政 竹内 英雄
下志比	光明寺 加藤	淺吉	飯島 渡邊 義政 京善 川鰭 利助
淨法寺	上淨法寺四村新左衛門		東古市 酒井 多七
上志比	藤巻 山田	十平	同上 茂左衛門 同上 西村 新左衛門
			淺見 吉田 長平（四十年三月六日病死） 吉峰 多田 松五郎
			吉峰 多田 松五郎（四十年五月二十八日和歌）

今郡實施の第一年(二十四年)及三十年三十五年の豫算と最近五ヶ年の豫算を表示せん。

郡制實施以來の豫算總額

年次	二十四年	三十年	三十五年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年
通常	三九六、四九三円	一、三三七、八九八	一、九三一、〇一五	五九四、三三四	七三五、四三〇	八二八、四二五	二、〇〇六、三三四	四、〇二二、一一〇
追加	—	—	二四八、九五、二五五、二八三	一〇四、八二〇	一五七、六六八	一八二、八一四	五四三、一三三	
計	三九六、四九三	一、三三七、八九八	二、〇五五、九一〇	八四九、六一七	八三〇、二四〇	九八六、〇九三	二、一八九、一三八	四、五五五、二三三

茲に特筆大書すべきは、從來本郡費は、縣下の最低額にて、事業の見るべきもの、殆どなかりしに近時の我郡會は、時世の進運に伴ひ、各郡市の實況に鑑み、愼重の態度を以て、豫算を議するに至り、昨四十一年度、通常經費豫算は、前年度の倍額に上り、又、四十二年度、通常經費豫算は、更に前年度の五割を增し、追加豫算尙ほ一千餘圓に上りしも、此三回共、我郡會は、全部原案に協贊を與へて、更に削減を加へざりし一事にして、實に本郡會の名譽とする所なり。

原案其儘に協贊すること三回

今、本年即ち明治四十二年度の豫算の梗概を掲げて、郡事業の一班を示さん。

明治四十二年度豫算

科目	歳入		歳出	
	經常費	臨時費	科目	經常費	臨時費
各村分賦	三、一二四、二〇五円		會議費	四二〇、二〇〇円	
四河村	四三八、二四四		郡吏員費	二五九、五〇〇	
藤合島村	三六九、一三五		土木費	四、七八六、一二六	九七〇、六五八
森田島村	三四二、四二八		教育費	二九六、五〇〇	二七五、〇〇〇
中藤島村	三八三、六一八		勸業費	一一三、五〇〇	四六五、〇〇〇
國山四村	四八〇、七三四		衛生費	五〇、〇〇〇	一〇八、〇〇〇
圓東村	二六九、〇五一				
岡藤保村	三六二、六三六				
東島村	五二三、二四四				
五領ヶ島村	一一七、二五三				
松岡村	一九〇、四〇一				

吉野谷村	一一五、九〇一		
北志比村	一〇八、〇三〇		
上志比村	一五九、一八一		
下志比村	二七一、四五六		
淨法寺村	六四、一三〇		
繰越金		一六七、〇八七	
補助金		二、一六九、五五五	
寄附金			
計	四、一九四、四四二	四、四九五、二四三	

郡會議員費	三、〇〇〇	
徴發費	三、〇〇〇	
郡費取扱費	一〇、〇〇〇	
統計費	一七二、〇〇〇	
豫備費	一五〇、〇〇〇	
雜支出	六〇七、二〇〇	
計	六、八七一、〇二六	一、八一八、六五八
總計	八、六八九、六八四	

新聞紙

（現今郡會議員の選擧權を有する者は二九八五なり）

新聞紙は、社會の耳目として、人智開發に資すること多きは、勿論なるも時に黨派の政見を發表する機關紙を以て、標榜することも亦少からず、されば、政治に絲故なしとも斷じ難きを以て、之に關係せし本郡人を左に擧げん。

二十三年創刊若越自由新聞（社長）渡邊環（圓山西村）

（同上新聞改題若越新聞）大橋松二郎（同）

三十七年創刊北日本同人

教育

維新前

郡内に、一藩（一時松岡藩ありしも、別藩とてはなかりしず）をも設かれざりし本郡が、維新前に於ける教育史上、何等傳ふべきものなきは、已むを得ざることに屬す、唯、安政の頃、松岡に醫師幸山浩齊あり、徒弟を聚めて、教授せしことあり是れ、恐らくは、本郡内に於ける塾即ち不完全なる學校の嚆矢なるべし。

○日本教育史料云

安政四年四月二十日　袖裏　秋田彈正　中根親貞江

今度松岡福井城下町人共於同所學塾相營職業之餘力倫理之道相學度願出候ニツキ願之通申付候左樣相心得教導指遣道々相端立候樣心可被致候

（願書　乍恐以口上奉願上候

一松岡八町之儀近來風俗惡ニ相成候ニ付何卒學問所等相建産業之餘力學問心懸候ハヽ自ラ禮讓モ厚相成可申ト存候且又幸山浩齊ト申者近來醫業片手ニ子供ヘ手習素讀致來候處教導方行屆道々入門之子供モ大勢ニ相成及成長候者モ有之候ニ付學問所等相端立度トハ八町之内申談居候折柄御内御移モ有之ニ付此度木町明屋敷ヘ家居吉軒相立學問所ニ仕度候間何卒御慈評ヲ以テ御上樣ヨリ教導師月々何日ト御定

御仕向被下置候様右願之通被仰付被下置候ハヽ、生々世々難有仕合ニ奉存候以上

安政己年四月　　總代　福島屋市郎兵衛
　　同　多葉粉屋萬右衛門
　　大庄屋　田中總兵衛

維新後

福井藩教學大意　外塾

凡子弟八歳ヨリ外塾ニ入テ讀書寫字ヲ習フベシ……

但父兄長上ヲ敬愛シ言辭禮儀廉恥等小學ノ意ヲ以テ教訓シ幼少ヨリ傲慢怠惰ノ惡習ニ染マシムルナカレ

讀書ノ順序孝經、四書五經、小學以上素讀精熟ノ後蒙求、十八史略、史記、漢書、左傳、外史、國史略、右等ノ書略ニ渉獵セシメ傍ラ淺近ノ文章ヲ解キ聞カセ小學、論語、蒙求、又ハ日記故事ノ類合讀輪講ヲサスベシ　右ノ餘業ニ四書五經素讀畢リタル者ニハ詩作復文等ヲ學バスベシ記性ヨキ者ニハ文選、文章軌範、唐宋詩集ヲモ讀ヲサスベシ

習字ハ大字ヨリ書キ習ハシメ十五六歳マデニ寫字大抵用向ヲ達スルホドニ學バスベシ……

算法モ十二三歳ヨリ學バシメ數學熱心ナル者ハ數學察ニ入テ專門ノ業ヲ命メシムベシ

維新後明治三年頃、福井藩が、鋭意教育の普及を圖りて、處々に小學校を置き、我郡内にも、既に、三校を設けしは、傳ふべき美事に屬す。同五年七月、「今より、邑に不學の戶なく、家に、不學の人なからしめん」との　聖諭（起草者は、舊福井藩士（毛矢住正六位、瓜生寅（保ノ裔））と共に、學制を頒布されたり、學制（凡て百九章と云はず）は、全國を八大學區に分ち、（一大學區を三十二中學區に、一中學區を二百十小學區に分つ）我郡は、當時足羽縣の管轄にて、石川、七尾、新川、筑摩の四縣と共に、第三大學區に屬し、石川縣を以て大學區本部と定められ、秋田三吾（福井の人元大目付役）學區取締たり、翌六年四月に至り、學制の世態に伴はざるを認め、八大學區を、七大學區とし、石川縣の本部を廢して、我郡（當時敦賀縣の管轄）は、愛知縣を本部とせる第二大學區に屬し、其第二十八、二十九中學區に含まれ、二十五校を創設したり、當時は、各校共、上等、下等に分ち、修業年限九ヶ年にして、學校維持の本體を授業料とし、特に、學校の普及を圖りて、文部省費より、男女生徒一人につき、金九厘づゝの分頭扶助金を支出する等熱心斯道の隆盛を企圖せし結果は、非常に、多數の出席兒童を見るに至り、爲に、通學の便否を爭ふて、學區の分離、學校の分立、盛に行はれたり。

今、文部省第四年報より明治九年に於ける郡内の小學校の細表を轉載せん。

學制頒布

明治九年郡内小學校細表

名稱	地名	設立年	新築 借家	公有 借用	教員 男	教員 女	生徒 男	生徒 女	授業料	扶助金配付額
大畑小學校	大畑村	明治七年	民家	借用	二		七八	四	無	九、七一七
殿下小學校	殿下村	同年	寺庵	同	二		四、六	一	同	一四、三七八
北野小學校	上北野村	同年	同	同	一		五二	一	同	六、四三四
今泉小學校	北今泉村	同年	新築	公有	一		四六	一	同	六、一〇六
原目小學校	原目村	同年	民家	借用	一		五〇	五	同	七、八七八
開發小學校	開發村	同年	寺庵	同	一		五八	七	同	一三、五八四
大和田小學校	大和田村	同年	民家	同	一		七一	一	同	一三、一九六
高木小學校	高木村	同年	新築	公有	三		七五	六	同	一六、一五一
幾久小學校	幾久村	同年	民家	借用	一		二七	一	同	六、八二八
牧ノ島小學校	牧ノ島村	同年	新築	公有	一		三一	四	同	六、六九七
堀ノ宮小學校	堀ノ宮村	同年	民家	借用	一		二三	一	同	五、七一三
歸厚小學校	安竹村	同年	新築	公有	三		七五	三	同	一七、一三六
古市小學校	古市村	同年	民家	借用	二		七二	一二	同	一三、一三一
中角小學校	中角村	同年	寺庵	同	一		七一	二	同	一六、一五一
山室小學校	山室村	同年	民家	同	一		五三	二	同	八、〇一〇
高屋小學校	高屋村	同年	寺庵	同	一		四七	一	同	七、六一六
上森田小學校	上森田村	同年	同	同	二		五五	一	同	一二、二一二
丸山小學校	丸山村	同年	民家	同	一		三〇	一	同	三、五四三
藤島小學校	藤島村	同年	同	同	二		四七	三	同	一五、四二八

松岡小學校	松岡	明治七年	新築	公有	三		九〇	二三	同	二二、五八五
末政小學校	末政村	同年	民家	借用	二		七九	七	同	一四、一八一
吉野小學校	吉野村	同年	同	同	二		四五	六	同	五、七一二
猪谷小學校	猪谷村	同年	寺庵	同	一		四四	一〇	同	九、七三六
古市小學校	古市村	同年	同	同	二		六四	一〇	同	一一、六八六
荒谷小學校	荒谷村	同年	同	同	一		六五	五	同	一二、七八七
谷口小學校	谷口村	同年	同	同	一		三七	三	同	八、三三八
北島小學校	北島村	同年	民家	同	二		四〇	七	同	一三、九一八
山王小學校	山王村	同年	同	同	一		四二	一〇	同	一〇、五七〇
藤巻小學校	藤巻村	同年	寺庵	同	一		四七	七	同	一四、〇二九
吉波小學校	吉波村	同年	同	同	二		五〇	五	同	九、九一三

大、中、小學區の制度は、明治十二年頃まで、行はれしが、一時廢せられ、更に、同十四年より、學校名を其まゝ、何々小學區と稱し、其學區毎に學務委員を置くことゝなれり。教師なほ殿けられしも其頃なりき

明治十三年の教育令時代には、三十八校の多きを見るに至れり、其當時、義務就學の制度は、未だ嚴ならざりしも、修業年限は、初等中等、高等を通じて、八ヶ年なり、中等、高等の兒童は固より少きも、初等科兒童數は、比較的多かりしが如し、同十九年、小學校

令發布され、郡鄙により、學校の修業年限を異にし、三ヶ年程度の簡易科なるものを置かれしかば、郡内は、滔々として、皆此種の學校となり、當時、修業年限四ヶ年の尋常科を置きしは、僅かに松岡、森田の二校に過ぎざりき、其翌年、東藤島村の上中校が、尋常科に更めたるすら、異數とせし實況なりしかば、郡内一高等科をも見ざりき、其後明治二十四年、始めて、松岡校に、高等小學科の併置を見たり、かくて、二十五年、簡易科制度廢せられ、悉く尋常小學校に改まりしも、本郡の教育は、依然簡易科時代の如き有樣にて、微々として振はず、兒童の就學、教員の待遇、校費の豫算等、何れも縣下の最劣等に位し、成績甚だ擧らざりしは、轉た悲しむべき狀態なりしなり、試に三十四年末の統計に徴せんに、就學歩合は、僅かに七八、六四にして、縣下の最下位に居り、加ふるに出席歩合また最劣等にして、高等小學校も、只一を算するのみ、人口最密な我郡にして、人口最粗なる大飯郡に比し、尚遜色ある如きは、如何に教育の不振なりしかを想像するに足る、三十五年には、森田村に、高等科の併置を見、西藤島村に、西藤島實業補習學校の設置を見たり、殊に補習校の如きは、縣下に率先創設したる七校の一にして稍〻斯道發展の曙光を認むるに足るも、其生徒僅に七名、然も、三年間更に增加せざりしが如き、亦以て、其成績如何をも察するに足れり、されど、戰後の經營は、教育の必要を促し、遂に、義務年限延長の實施を見、明治四十年を一新紀元として、教育革新の實を擧ぐるに至り、當局者は勿論、上下心を協はせ、苦心焦慮、東奔西馳して、盡瘁斡旋したる結果は、早くも數字の上にも見はれ、就學歩合の急進、小學校經費の增加、教員待遇の變化等、四十年度末(即ち四十一年三月)調の統計に於て、歴々徴することを得、今之を詳叙するに先ち、三十五年乃至四十年度の統計を左に掲げん。

明治三十五年度以後六ヶ年間の學事統計

種類	明治三十五年度	明治三十六年度	明治三十七年度	明治三十八年度	明治三十九年度	明治四十年度
學齢兒童	六九〇〇 男三七九六 女三一〇四	六五九三 男三四〇三 女三一九〇	六六三七 男三四〇三 女三二一〇	六〇五七 男三一三五 女二九三二	六四四三 男三〇三二 女三一一二	六五七七 男三〇三九 女三二八八
就學兒童數	六四二七 男三七二一 女二七一六	五六三一 男二九一〇 女二七一一	五三三六 男二八八一 女二四四五	五八一三 男三〇八四 女二七二八	六一九九 男三一九八 女二八二一	六三八〇 男三二五〇 女三〇五〇
歩合	九三、一四 男九七、六六 女八七、三〇	九五、三九 男九七、八五 女八八、一四	九四、〇九 男九八、八六 女九一、二七	九五、九八 男九八、八六 女九〇、四	九六、二一 男九九、〇〇 女九三、〇五	九七、三〇 男九九、二七 女九八、八五
同比較	(縣平均)本郡は九一、四五第五位	(同)同 九四、二六第八位	(同)同 九四、〇六第十一位	(同)同 九五、九八第十位	(同)同 九七、三〇第二位	(同)同 九七、八四第一位
學校數	三一 尋常二九 高等二(少)	三 尋常二九 高等一(同)	三 二八 一	三 二八 一	三 二六 一	二八 二 七

| | | |

を決行し、二村三校あるものは、之を一校、又は二校に、其二校あるものは、之を一校に合併せしめたる結果、八村に亘り、九校を減じたり、而して、各村各校競ひて新築若くは增築を行ひ、且、校地も三四倍に擴張し、今や設備殆ど完成の域に達し、運動場、學校園等、略備はれり、又一方に於ては、教員の待遇を高むる方針を定め、勅令義務額の運用を勵行し、以て、適者を選びて、適所に置き、一般教員の活氣を增さしめたるのみならず、昨四十一年度よりは、郡費を以て、教員養成所を設けて、教員の充實を圖れり。

又、學齡兒童の皆就學を奬勵し、今年にては殆ど事實之を證明するに及びしが、此等は、統計上の事に屬する外、面形式的のものゝみなれど、翻て其內容實質如何を見るも、亦敢て遜色なきが如し。

毎年秋期に於て、通俗講話會を、各村に開催して、風俗の改良、教育の普及、常識の涵養、民心の統一を促せしに、來聽者常に數百名の多きに達し、之が爲め、納稅の成績頗に擧り、好學の念愈々振ひ、多年結んで解けざりし村の紛擾も、釋然解決するの機會を與へたり。

又、各村に、村教育會設けられ、青年團、矯風團、補習學校、學齡兒童保護團等を之に附設し、全郡の教育部面は、生氣潑々として、日進月歩の氣運に向ひ、各小學校に於ても、學校田園を設置して、經濟的試作を行ひ、兒童をして、勤勞に慣れしめ、實地の計算に當らしめ、又養鷄を試みて、他日、兒童自から養鷄するの素養を作り、所謂農村民の教育を的確ならしめ、或は、通俗圖書館、巡回文庫を設けて、一般青年の誘惑を防ぎ、修養を得るの計畫、亦た將に成らんとす、今、本年五月三十一日調小學校一覽を挿入し、傍に五年前の狀況を附記して、郡民覺醒の徵證と、當局者の策勵の事實とを表示し、且、維新後小學校分合の表を載せ、既往四十餘年間に於ける、本郡教育の跡を辿るの料となさん。

明治年間小學校分合一覽

明治維新以來郡內小學校數及分合一覽

村名	明治三年 數校名	同六年 數校名	同十二年 數校名	同二十二年 數校名	同三十二年 數校名	全三十七年 數校名	同四十二年 數校名
西藤島村	四	四	四	五	三	三	二
	牧島	牧島	………	………	………	………	………
	堀宮	堀宮	………	………	………	………	………
	歸厚	歸厚	………	十三年四月一日歸厚	二十六年三月一日歸厚	………	四十一年五月一日西藤島
	深谷	深谷	………	………	十月一日啓明	………	………

| | | |

郡	三	二五	三四	三三	尋常二三 簡易三一	尋常一 尋常三二	三二	私立尋常高等一 尋常高等三二〇 尋常二八	尋常高等七 尋常一三

學校數についての概評

無意義

無頓着

向上進歩

前掲分合表に就いて考察するに、學制頒布即ち小學校草創の際には、唯々法令の命ずる所、殆ど無意義に、小學校を設くること二十五、而して、稍々教育に留意し始むるも、祇慣の愛より、兒童通學の便否にのみ着眼し、內容其他の施設を顧みざりし頃は分立、頻りに行はれ、遂に三十四に上りたりしも、更に、學事思想向上進歩の結果は、內容、設備の充實上、復び合併の必要を感じ來り、殆ど草創の際と同數（分教場を合算）を見るに至れり、歴史は眞に繰返すものなり、亦一奇現象と謂ふべし。

斯く、發展の緒に就きたりと雖ども、教育は、繼續的の業にして、一朝一夕の能く成し得るところ非らず、本郡が將來尙暦一暦の鋭意、勵精を要するは勿論なりとす。

願ふに、學制頒布以來、既に四十年に垂んとす、其間、本郡出身の人士は如何なる事業に盡し、如何なる活動を敢てせしか、又將來大に爲す有らんことを期して、其修養に孜々屹々たる人士は、幾許なるかは、茲に詳述することを略し、今小學校以上の諸種

明治四十二年五月三十一日現在郡内小學校一覽

（番号ハ附セルハ分教場ニ明治三十七年五月三十一日調）

村名	校數	校名	所在	校地	校舍	學級	教員	教員資格	教員給	一學級教員	兒童	就學歩合	學校費	兒童一人當教育費	一戸當	學齢一人當
西藤島	二	西藤島尋常	三ツ屈	坪 六九	坪 二二	四	三	円 一七〇	円 一七〇	円 一七〇	人 一〇〇	円 九七	円 一四〇〇〇〇	円 六五	円 一〇〇	円 一〇〇
		安竹	北西	二二	北西	二	二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	(二)	(同)	(同)	—	—	(二)	(二)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇〇〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)
	(二)	牧島尋常	牧島	四〇坪	三坪	(二)	(二)	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
	(二)	牧島	中ノ角	—	三坪	(二)	(二)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
河合	三	瀧陽尋常	中ノ角	—	三坪	(二)	(二)	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
	(三)	河合尋常	山室	九坪	三坪	(二)	(二)	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
	(三)	鷲塚尋常	河合鷲塚	六坪	三坪	(二)	(二)	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
	(二)	温故尋常高等	古市	三四坪	九坪	(二)	(二)	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
森田	二	靜修尋常	上森田	二六坪	三坪	(二)	(二)	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
	(二)	高木尋常高等	高木	二六坪	四坪	七	八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
中藤島	(二)	燈明寺	—	六坪	二坪	(二)	(二)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
圓山西	二	道明尋常高等	町屈	四六坪	二坪	(二)	(二)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	(二)	啓蒙尋常高等	新保	一六坪	四坪	六	六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
圓山東	(二)	圓山尋常	北四ツ居	五坪	五坪	(二)	(二)	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
	(二)	殿下尋常	殿下	三坪	四坪	(二)	(二)	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
岡保	(二)	岡保尋常	大畑	二〇〇坪	五坪	(二)	(二)	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
	(二)	上中尋常高等	上中	六八坪	四坪	七	八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
東藤島	(二)	大和田尋常	大和田	四坪	四坪	(二)	(二)	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
	(二)	岡高等	本	八坪	九四坪	(二)	(二)	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
松岡	(二)	吉野尋常	下吉野	四〇坪	三坪	(二)	(二)	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
吉野	(二)	吉野境	吉野境	二坪	四坪	(二)	(二)	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
	(二)	御陵尋常	延定島	二坪	四坪	(二)	(二)	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
五領ヶ島	(二)	下合川	—	一四〇坪	二坪	(二)	(二)	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
	(二)	市野々	市野々	二六坪	二坪	一	一	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
志比谷	(二)	志比谷尋常	顯訪間	二六坪	二坪	一	一	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
	(二)	志比	志比	九坪	四坪	一	一	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
下志比	(二)	下志比尋常	谷口	六八坪	六六坪	一	六	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
	(二)	嶽	嶽	二四坪	四坪	一	一	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
淨法寺	(二)	淨法寺尋常	岩野	九坪	四坪	一	四	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇〇〇〇	一一〇	一一〇	一一〇
	(二)	上志比高等	栗住波	四〇坪	三〇坪	一〇	一一〇	六四一	六四一	六四一	一〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	(二)	藤巻	藤巻	二坪	六八	一	一〇	六四一	六四一	六四一	一〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	(二)	北島	北島	二四坪	四八	一	一〇	六四一	六四一	六四一	一〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

| | | |

第一圖　高等小學校卒業生就職者調査

（明治四十一年三月三十一日現在）

| 郡市名 | 高等小學校卒業生數 | 就職者數 | 就職者ノ百分比 | 就職者ノ職業別 | | |

| | | |

遣して、郡内の教育の參考に供し、或は、教育展覽會を開催して、教育の進歩を策勵する等、其の事業枚擧に遑あらず、今、創立以來の沿革を述べんに、斯會を創設せし際には、當時の郡長近藤直一を會長に、主席郡書記吉田傳七を副會長に選び、且此會を、一番二番三番の三組に小分して、各組に組合長、副組合長を置き、會員は、亦もに、郡内の小學教員にして、毎年會費若干を出して、維持したるものにて、當時の一番組は、組合長織田德次郎、副組合長江守清五郎、二番組は、組合長河村倭、副組合長松下章、第三番組は、組合長黒澤金三郎、副組合長河津正樹なりき、而して、支會員中の、本會員數に比例して、數名の代議員を選出して、毎年一回宛、開かるゝ、本會の代議員會に出席せしむるを例としたるも、本會、支會は、名稱こそ然かれ、其經濟は全然別途に屬し、本會は、本會員の出金する會費によりて維持し、支會は、又、支會員醵出の會費にて維持するの有樣なりき、かくて、支會も、漸次、各方面より、會員を募集し、毎年一回の總會を開き時々報告をも須つと共に各般の教育事業に盡力し來りしに、明治三十五年五月、教育會との關係を更め、支會を廢して、現今の吉田郡教育會を組織したり、其組織は、會員組織にして、郡内の各方面より、遍く募集し、其會員、一時に會費を出金し、會は之を蓄積し、其利子を以て、各般の費用を支辨することゝなし、又、福井縣教育會は、會員組織とせずして、各郡教育會より三十人の代議員、各郡に於ける其數を縣會議員數と同じくし、本郡よりは、二人宛を出すを選出せしめ、會の費用は、代議員數に比例して各郡教育會より、徴收する事となしたりし故、本郡教育會も、亦た負擔の義務を負ふことゝなれりかく、組織を更むると共に、郡長を總裁とし、會長、副會長、幹事、理事等會務を處理して、現今に及び、基本金も八百餘圓を蓄積せり、我教育界は、本會に負ふところ多きを、明言するの義務あるなり、殊に、福井縣教育會が、本年(四十二年八月三日より、一週間、永平寺に於て、元良文學博士、北垣東京高等師範學校訓導禪僧新井石禪を聘して、夏期講習會を開設せしに際し、五百有餘名の聽講者を、經濟的に、同寺宿坊に泊せしめ、其會場全般の設備斡旋を、本會が、全然負擔し、處理したるが如きは、實に空前の壯擧なりとす。

今支會創立以來の會長副會長を左に掲げん(總裁は其時々の郡長なれば氏名を略す)

會長	自二十五年二月 至二十六年十月	近藤直一
副會長	自二十五年二月 至三十一年四月	吉田傳七

自二十六年十二月　大山　亘
至三十三年五月
自三十三年五月　林　小次郎
至三十五年五月

（組織變更現名稱となりし後）

自三十五年五月　林　小次郎
至三十七年九月
自三十七年十月　增田　裕
至三十八年四月
自三十八年五月　林　小次郎
至四十二年五月
自四十二年五月　增田所之進

郡醫師會

郡醫師會は明治四十年九月二十三日、本縣の認可を得て、設立せしものに係り公衆衛生の發達を審議講究し、醫業に伴ふ公益を圖り、兼ねて其豫防に盡瘁し或は各村に講話會を開設する等、我郡に力を效すこと多し、現今會員數十七名

會長　柳原一洋

社寺

神社

本郡には、社格の高きもの極て少し、今、古書に載せたるものを擧げんに、

自三十一年五月
至三十三年四月　林　小次郎
自三十三年五月
至三十五年四月　五十嵐千代三郎
自三十五年五月
至四十二年五月　栗波禎

會長

社寺

神社

延喜式に載するもの

〔延喜式〕に載せたる足羽郡十三坐小並の中、本郡に現存すと推斷さるゝは、左の七社なり。

麻氣神社　（西藤島村）牧島に在す乎、〔古名考〕

推前神社　或云、（下志比村）志比境椎前大明神なり、推は椎の誤なり、〔同上〕

椎前神社　今、下志比村、大字椎境に在り、〔地名辭書〕

山方神社　（西藤島村）海老助山形の船渡所あり、此所に在せし乎、〔古名考〕

御門神社　出雲風土記に據れば、（西藤島村）三つ屋の神か〔同上〕

三つ井、今云、三つ屋村、此神座處也、乃名亦如此、〔足羽神記〕

於神社　（森田村）上野に在す乎、〔古名考〕

神傍神社　岡保村、河水の、越知神社なるべし、蓋カウソヘが、カウスヰに轉訛せしならん、〔梅岡笑話〕

又〔同式〕に坂井郡三十三座並小と載する中、本郡内に在りとの說あるもの左の三社あり。

巳之須美神社　〔神祇志料〕には、（森田村）八重卷、白山神社に引當たり、〔地名辭書〕

黒龍明神社趾　九頭龍(中藤島村)舟橋新(延喜式)云、巳之須美神社是也(足羽社記)

柴　神社　柴原村(松岡村)(延喜式所載柴神社是也(同書)

高向(タカムカ)神社　(中藤島村)高木、木舊字、向多賀(タカ)儀多賀(タカ)在氣也……(延喜式)云高向神社(足羽社記)

(高向邑)　今の高椋村、及丸岡町を云ふ(地名辭書)

古き當國の地理誌には、左の三社を載す。

領地なき　文殊藏王、吉野(村)白山權現、八重巢(森田村)三王舟橋八幡、古市(森田村)

今四十一年末調に據り、本郡内、各村の社數を社格別に、表示せん、

神社表

社格	鄉社	村社	無格社	合計
四藤島		一七		一七
合河		八		一三
森田		一三		一九
中藤島		九		一八
圓山四		八		一四
圓山四東		九		一三
岡保		一二		二三
東藤島		一二		二六
松岡	一	二		四
吉野		八		一三
五領ケ島		七		九
志比谷		六		一〇
志下比		一九		二一
淨法寺		八		一一
志上比		二二		二二
計	一	一六〇	七二	二三三

四十年末調査に據れば、鄉社一、村社百六十一、境外無格社八十四、計二百四十六社の多きに上りしに、昨年來其合併を勸奬せしより、現今は、前表の數となりしものにて未だ充分、合併の實を擧げ得ざるは、遺憾の事に屬す、されど各大字に一社以上を置かず、無格社は、全部村社に合併し、可成的、一村に、一社となすことに、上下努めつゝあれば、遂年其數を減ずるなるべし。

著名なるもの

此各社中、比較的著名なるは、郡内唯一の鄉社、柴神社(松岡村)を始めとして、福井市、黒龍神社の本社なりと傳へらるゝ村社、黒龍神社(中藤島村)九頭龍川の名の起因なりと稱する、村社白山神社(森田村)惠美押勝を祀れりといふ、村社天滿神社(岡保村)等なるべし、詳細は各村誌參看

寺　院

古書に見ゆるもの

寺　院　古書に見えたるものを擧げんに(和漢三才圖會)當國に於ける寺院を載する十二、(名蹟考)には、傳寫の誤にて、齒牙の間に排く可きに、非らずと云へり、其中、或は、本部に在る乎と、思はるゝは、

觀音寺　在松江　寺領五十石(松岡に觀音堂(名蹟考)あり)

觀音寺　在足羽郡中村同三十石(圓山東村に加賀郡谷觀音の舊趾を存し勸請せし者は同村大字下中に住せり)

寺院表

林光寺　在上吉田　寺領五十石

圓光寺　在東屋村　同　五十石(西藤島村に三屋あり)

の四ヶ寺なれども、確とは斷定し難し。

古き當國の地理誌には、左の三ヶ寺を載す。

寺領ある寺　永平寺　二十石市野々にて

なき寺　觀音牧三島(四藤島村)超勝寺(東)藤島村)

今、四十一年末調に據り、本郡内各村の寺院數を、宗派別に表示せん。

宗派別	天台	浄土	曹洞	真宗	日蓮	計
四藤島				一〇		一
合河				二〇		二
恭田				五〇		五
中藤島				五〇		五
圓山西				三〇		三
圓山東		二		二〇		四
岡保	一			六二		九
東藤島				六二		八
松岡		一	三	一一		九
吉野				二〇		二
五領ヶ島	一			二〇	一	四
志比谷	一		七			八
下志比			一五	一一		八
淨法寺						〇
上志比			一	三一		六
計	三	三	二四	一三八四	四	七四

著名なるもの

此各寺院の中、最も著名なるは、云ふまでもなく、

道元禪師の開きし、曹洞宗の大本山、永平禪寺志比谷村)なり。

其他、

蓮如上人の文章にも見えたる藤島超勝寺　(東藤島村)

道元禪師來錫最初の遺跡を留むる吉峯の吉峯寺　(上志比村)

芭蕉翁が「扇引裂く別れ」をなせし松岡天龍寺　(松岡村)

柴田勝家の菩提を弔ふために建てられし察勝緣寺　(岡保村)

戰國時代の一揆の驍に名高き荒川興行寺　(上志比村)

等、夫々寺傳の由緒緣起を存し、記述に値するもの少からざれども、各村誌に讓りて

總て省略す、

名勝古蹟墓碑

名勝

名勝古蹟、附、墓碑

喧々として、人口に喧傳せられ、頻々として、遊者の曳杖を見る、所謂名所勝地が、山或

は水に惟れ緣るは、諸國揆を同じくするところ、峨々たる劒ヶ嶽の峻嶺、蜿蜒たる濶

王山の翠巒、高低錯落東部に盤踞し、滔々洋々たる黒龍河は、或は珠を濺ぎ、或は雪を噴き、或は碧波緩く、遠山近村を映して、東西に貫流し、溪間亦、處々に白練を懸くる本郡が幾多の名勝を存して、流眺顧盼に遑あらざらしむるは、固より其處なり、今其一二を擧げんに、黒龍河には、青松、白波、小松洲の觀ある間が淵(下志比村)あり、白帆點々、小艇來往し、竿影却て低く、魚影高く、長虹清流に映する舟橋附近の勝あり、永平の靈山(志比谷村)が、幽邃閑雅、奇景非布し、恠巖昂立、涼風心耳を滌いて、消夏の好適地たるは、言ふを俟たず、吉野の藏王山(吉野村)が、當國五嶽の一として、早く人口に膾炙するは、辯を要せざるところ、平岡の奇丘(田山東村)は、其名實を表はし、平田渺茫、美圃整然たる間に、一岡陵として特立し、全國の山河と原野とを一眸に收めて、花晨月夕、文人雅客が逍遙の好地、熱鬧の市人が、趁涼慰安の遊園たり、其他七面山(松岡村)が、一望、河北平野を盡し、蹄が瀧(岡保村)は地福井市に近く、盛夏の候は、來遊者日々千餘人に上るなど、尚ほ記すべきものあれど、探勝訪景の詳しき桑は、各村誌に讓り、茲には其大概に止む。

地は、國の中央要衝に當りて、山河襟帶の險を兼ね、加ふるに、平野遠く連り、所謂要害

にして、而かも、兵馬馳驅に適する本郡が、古來、好簡の戰場として、常に干戈相交へ、劍戟相見ゆる處となりしは、恠むに足らず、隨て、郡内、到る處、城跡、館趾を存し、轉た、當年の慘を想ひ、現時、聖恩の優渥を仰がざるを得ざるものあり、南北朝の時の足羽七城も、殆ど、我郡に屬し、新田左中將が、不死孤忠の餘烈を埋めし燈明寺畷(西藤島村)斯波越州が、攻守其策を該ね、最後の勝を制せし黒丸城(西藤島村)畑將軍が、憤死の遺跡と傳ふる淨法寺山(鷲ヶ岳、淨法寺村)、或は、旭日昇天の雄將も、一時退守を餘儀なくされし河合城(森田村)曹洞宗の開祖が、結伽跌座して、宋傳の觀念を凝らせし、吉峰寺(上志比村)、破缸叱雪の鬼將が、架設の餘澤を遺せし舟橋(中藤島村)、蕉門の俳祖が、特に風流の杖を立てし天龍寺(松岡村)、等僕を更ふるも日足らざらんとす。況んや、永平(志比谷村)の祖塔が、永く開基の靈骨を藏めて、一千萬の信徒を渦仰せしめ、侯廟が君臣の墓碣を列ねて、幾多の拜者を感泣せしめ、石船(吉野村)の遺棺が、千餘年前の古將軍の風采を想望せしめ、清凉(松岡村)に棠々たる石墳が、或は、風流を偲ぶの料となり、或は維新の大業の、容易ならざりしを追想せしむるなど、墓碑の傳ふるに足るもの、少からざるに於てをや。其詳誌は、各村誌に於てするも、左に、此等の數を表示し、前言の妄

ならざるを證せん。

城趾、館趾、古墳墓碑の表

種別＼村別	四島藤島	河合	中島藤島	桑田	四山園	東山園	岡保	東島藤島	松岡	吉野	北志谷	五領ヶ島	下志比	淨法寺	上志比	合計
城趾	二		三	一			一	二		一			三	一		一四
館趾			二			一	二	三	一				一		一	一一
古墳	五	五	五	三	二	三	一	一	一	二	三	三		一	一	三六
墓碑	一	二	一	一												九

人物

本郡に關する人物を記するに方り、其範圍を如何にすべきかは、聊か疑なき能はず、例へば、出身者のみを以てせんか、京都に生れ、且寂せし、道元禪師を逸し、尼張に生れ、北庄に自害せし、柴田勝家を洩さゞるを得ざるの短あり、眞に、一瑣事に關するもの、或は、一通過に止まるものを、悉く載せんか、其類に堪へざらんとす、故に確たる範疇を設くるは、却て、當を失するの嫌なき能はざるを以て、本郡に關する人物中、本郡人の記憶に存すべきものを選み、存刪繁簡詳略等、一に其適を度り、其宜を制し、取捨撰擇其軌一ならず、其杜撰を免かれざるは、一に編者の罪のみ、乞ふ、之を恕せよ。

特別人物

本郡の人物としては、先づ、道元義貞勝家に指を撰ふべきは、誰も異論なかるべし、されど、餘りに、耳目に熟し餘りに、人口に膾炙するを以て、之は特別として各關係村に於て、稍詳密に之を傳し、其他維新前後に分ちて、之を列擧せん、

維新前の人物

相模の行司の祖、吉田道風　本曾義仲部下の浪士にして本郡に住し、地名を氏とせしものならん乎。（人名辭書）に福井の人とあれど、文治の頃何ぞ此地名あらんや。）

金工、一宮長常　越前大掾　越前產（工藝鏡）

刀工、長曾根虎徹（新正宗）　越前に生る（新刀一覽）

此二人は、芝原莊の人なるかとも思はるれど、之を除く、

孝子

孝子としては、

同　右衞門、そよ（岡保村殿下）武右衞門夫妻、與右衞門夫妻、（東藤島村北野）（官刻孝義錄二十七）

學者

學者としては、

燈明寺（中藤島村）に葬れる　（儒學者）中村樂芥（墓誌）

橋舟（同村）に數代住せし　（史學者）四王天周信（越藩史略）

新田塚(藤島村)の碑を書きし　(漢學者)伊藤坦蕃(片雲記其他)

同塚の修築を奉行せし　(軍學家)井原頼文(同)

觀音町の後新町(松岡村)に生れし　(史學者)井上翼章(名蹟考)

本郡唯一の儒者ともいふべき(松岡の人)　山室東柯(人物誌)

雅客

雅客としては、

天龍寺(松岡村)を、特に訪ひ來し、俳聖　松尾桃青(奥の細路)

同寺にて扇引裂く別れせし蕉門の十哲　北枝(同)

同寺に葬れる福井藩の宗匠　淺井綠山(人物誌)

松岡獅子分社の祖　中村桃紅(誌料)

松平侯(松岡)に仕へし歌人　深谷故晨(松蟲の音)

中(東藤島村?)に住せし蕉門の十哲　野坡(行狀)

畫家

畫家としては、

松平侯(松岡)に仕へし　岩佐陽雲父子(人物誌)

(有名なる浮世繪の名家又兵衛の裔なり)

技術家

技術家としては、

牧の島(西藤島村)に、鷹を救ひし、　飯島新左衛門(千滴咄等)

道元禪師に隨ひ、歸化せし大工棟梁　玄盛繁(同家過去帳)

芝原(松岡附近)に住せし刀工　伊勢大掾國康(日宣案)

同　光廣(越前鍛冶五十家)

(同人異名?不詳)

邊渡次郎兵衛尉吉道(同)

藤島(西藤島村)に住せし刀工　友重(鍛冶系圖)

次家(同)

信貞(雜事錄)

經世家

經世家としては

天龍寺(松岡村)に葬りし、彫刻家　淺井松堂(人物誌)

松平侯(松岡)に仕へし大皷の上手　松下文右衛門(同)

同　水泳の達人　粟田市兵衛(彫響錄)

底喰川に、蜆を移植せし福井侯　松平治好(眞雪草紙)

浄法寺村の開田者

松岡道を改修せし(松岡町人)　井關園次(人物誌)

松平侯(松岡)に仕へし(鳥羽八町の開きし長久の子)　古市屋喜三郎兄弟(雲のしたり)

同　(北潟人に祀らるゝ牛渚の祖)　渡邊牛兵衛(越藩史略)

足羽山の兩道の石階を修めし　平木荒井(人物誌)

忠勇者

忠勇者としては、　松岡屋吉兵衛の祖(同)

永平寺志比谷村に葬らるゝ(福井侯の諫臣)　杉田壹岐(越藩史略)

同　(同侯の殉死者)　瀧主計(眞雪草紙)

天龍寺(松岡村)に葬らるゝ、堺町御門の壹番鎗　淺井義山(人物誌)

同　春岳侯君臣を輔導せし　淺井政昭(眞雪草紙)

丸山沖(國山西村?)にて、狼と戰ひし福井侯の卒　鳥見某(近代聞見秘記)

其他

其他

深谷(西藤島村)に隱され居りし、糸魚川藩祖　松平直堅(眞雪草紙)

松岡侯　松平昌勝

同　松平昌平

永平寺(志比谷村)の開基(下志比村に現存)　波多野義重

戰國時代一揆の頭領株河合(森田村)の　八杉(七國志)

同　志比(上志比谷村　下志比村)の　林兵衛(北國金太平記)

維新後人物

等なるべき乎。　桑野與三松(森田村)

維新後に於ては、　水谷忠厚(愛知縣士族)

孝子として　五十嵐千代三郎(河合村)

竹澤新太郎(國山東村)

博愛家として　永平寺道開墾者

經世家として

明治の二大戰役の戰死者、青木少佐(岡保村)、野村中尉(同村)、西島中尉(中藤島村)、田中少尉(國山西村)、森少尉(同村)を始め、其他百九十三名

同殊勲者齋川中佐、小木大尉を始め、七十二名

其他、學士にては、橋本正治(國山西村)、松原一雄、清水與三郎(下志比村)、五十嵐英一(河

現存者は之を缺く

合村)、松浦岡四郎、笠原由太夫、竹内琢磨、政野梅吉(東藤島村)、武官としては、竹内寛、泥川豐(東藤島村)福島八十二(松岡村)、波多野玉次郎(下志比村)を始め、經世家、發明家等濟々多士なりと雖とも、現存者は、前途尙ほ多望にして、今後の事業の大なる、豫測すべからざるものあり、然るに、事業半ばにして、今、之を傳せんか、却て、其人の德を傷くるの嫌なしとせず、故に、總て、之を缺けり。

明治二大戰役と本郡

二十七八年戰役

明治二大戰役と本郡

明治維新以來、會津戰爭、函館の戰、佐賀の亂、西南の役、臺灣征伐、北清事變等、內外、大小幾多の戰鬪に參加せし者は、本郡にては、殆ど絕無に近かし、或は、壯兵として、軍役夫として、從軍せし者あるべきも、之を詳述するの餘白なきを以て、今は、單に、二十七八年及三十七八年の兩戰役について、少しく記述すべし。

二十七八年の戰役　即ち日清戰役には、本郡出身の勇士、猛卒は、重もに第一軍司令官(前に山縣大將後に野津中將司令官たり)に屬し、第三師團(桂中將師團長たり)の六旅團(大島小將旅團長たり)(久直)に屬し、(特科隊は、三師團に直屬せし者もあるべし)清劈頭、九連城(二十七年十二月二十六日)の略取に參加し、大東溝を經て、大孤山に到り、西北に進み、秀巖(十一月十八日)に入り、雪中、柝木城(十二月十二日)を拔き、海城(同十三日)を占領し、(十二月同司令官更迭)、甜瓦塞(十二月十九日)に、雪中の惡戰を試み、遼陽田庄臺、蓋平の三面に敵を受けながら、海城に越年し、牛莊(二十八年二月四日)の市街戰、田庄臺略取(三月九日)等、幾多の殊功を建て、次で、解隊(五月二十七日)となりしものにて、後備役の者は、朝鮮に守備し、近衞師團に在りし者は、薩摩琵琶歌に、悲壯の曲さへ傳へらるゝ、臺灣占領に從軍し、北白川宮能久親王殿下に統率せられて、瘴氣、毒霧の中に苦鬪せしなり、(同保の人、青木大尉は第一師團に屬し山地將軍の下に殊功を建つ)又、本郡人にて、海軍に屬し、戰鬪せし人は、殆ど、なかりしが如し、今、其從軍者、戰病死者及殊勳者を各村別に表示すれば、左の如し。

從軍、戰、病死、殊勳者表

村名	西藤島	河合	森田	中篠島	園山西	園山東	岡保	東藤島	松岡	吉野	五領ケ島	志比谷	下志比	淨法寺	上志比	計
從軍者			一	三	四	七	一〇	六		四	七	五	一〇	六	五	一〇三
戰死者					一		一		一							三
病死者				二			二	一								六
殊勳者						一	一									二

蓋し、此役には、叙功の者には、金鵄勳章(旭日章を賜はされず)を併年金、叙勳の者にて、旭日章を賜は

三十七八年の戰役

りし者には、年金、瑞寶章の者には一時金を賜はりたり

三十七八年の戰役、　即ち、日露の戰役は、近く耳目に泌み、今、尙膾に銘する大戰にして、實に我帝國の興敗を、一擧に賭したる、有史以來、世界未曾有の大役なれば、傷病者五十五萬四千八十五名、戰死者、四萬七千三百八十七人を算し、試に、士官學校の卒業將校のみに就て、之を、前役、及三十三年の北清事變とに比較すれば、實に左の如し、

士官卒業者戰死表

	二十七八年(日清)戰役	三十三年(北清事變)	三十七八年(日露)戰役
士官	一八	二八	九六六

以て、戰鬪の難易、大小の一斑を卜すべし。

而して、此戰役に從ひたる、本郡の勇士、猛卒は、各方面に力戰、苦鬪、辛酸を嘗め盡せしも、先づ、最も多數の入隊せし、鯖江の歩兵第三十六聯隊を見んに、清國柳樹屯に上陸(最初は三十七年七月二十五日)、乃木第三軍司令官の中堅たりし(日清戰役にも旅團長として我郡の貔貅を率ゐし)大島第九師團長、平佐第十八旅團長の指揮の下に、旅順攻擊の最惡至苦の要塞戰に參加し、屍山血河、補充補充又補充、終に敵を降伏(三十八年一月一日)せしめ、開城後は、城受取の名譽を荷ひて、他師團に先ちて入城(十一月十三日)し、更に北に轉じて、奉天大會戰(三月上旬)には、左翼迂回軍として、敵軍包圍の奇勳を奏し、其先端は、法庫門附近に突進して、屯營年を越え、三十九年凱旋せり、特科隊に屬せし者も、亦、略、同じ、聞く、第九師團は、金鵄勳章を賜はりし數、全國師團に冠たりしと、實に、絶大の名譽にして、其勞苦は察するに餘あり。

後備第三十六聯隊は、鴨綠江軍に屬して、河村大將指揮の下に、城廓方面の守備、及牽制に任じて、山谷の間に崎嶇轉戰し、奉天の大會戰には、最右翼軍として奮鬪し、敵軍をして、旅順攻圍軍と誤想せしめしと傳ふ、亦、以て、勇戰の狀を想見するに足る。

補充の一部は、樺太占領軍に參加し、第一國民兵の老勇士卒は、臺灣守備に任じ、亦功勞少からず。

海軍に從ひし人は、其數多からず、皆殆ど蔚山沖、日本海の大海戰に與り、勳功を奏せり。

而して、戰役後の論功行賞は、郡長は、勳六等、係り郡吏員は、勳八等、町村吏員は、七等、或は八等に叙せられ、叙勳者以外の功勞者、には、悉く多額の一時金、或は金銀盃を賜は

りたり

斯く千歳一遇の大戰に際會せし、欽羨すべき勇士猛卒、不幸戰病死して、却て、靖國社頭、長く國家に廟食する、至幸の人、及殊勳者の數を、各村別に表示すれば、左の如し。

從軍、戰、病死、殊勳者及癒兵各村別表

村名	陸 從軍者(殊勳)	陸 戰死者(同)	陸 病死者(同)	陸 癒兵	陸 將校 戰死(殊)	陸 將校 病死(殊)	陸 將校 殊勳生	陸 下士 戰死(殊)	陸 下士 病死(殊)	陸 下士 殊勳生	陸 卒 戰死(殊)	陸 卒 病死(殊)	陸 卒 殊勳生	計
四藤島	九五(三)	二一(八)	二(一)	八			二			四	七	八(五)	二(一)	四五(七)
河介	八九(二)	五(一)	三	三			一				三	四(一)	二	一四(一)
桑田	九六(三)	二(五)	二(一)	三						四	五	七(三)	一	一七(三)
中藤島	六六(三)	二(四)	六	四			二	一	〇	二	八(四)	二(四)	二	一八(四)
國山西	四八(五)	一(一)	二	二	上	二(二)	三	〇	七(四)	四	五(三)	〇(四)	二(一)	一七(四)
國山東	一〇(一)	一	〇	一						一		三	〇	一三
岡保	一〇(一)	三(一)	三	三	上	二(二)	二	〇	二	二	八(六)	二	二	一八(六)
東島藤	六六(二)	八(五)	四	四					四	一(一)	六(二)	六(二)	二(一)	一六(二)
松岡	五(三)	二	二						四	一(一)	五(三)	四(二)	一	一四(二)
吉野	三(三)	二	〇								一	一	一	一一
五領ヶ島	三(三)	一	〇	一						一	三	一	〇	一三
志比谷	六(三)	二(一)	二				一			一	七(四)	二(一)	一	一七(四)
志比下	五(三)	一(一)	三								八(四)	二(一)	一	一八(四)
浮寺法	八(三)	三	四								七(三)	三	一	一七(三)
志比上	三(三)	二	五								九(二)	一	一	一九(二)
計	一〇〇(一六八)	一三一(六三)	四五	二	上	二(四)	五	〇	七(四)	四	五(三)	六(四)	三(五)	二六(一七)

日本赤十字社が、兩戰役に盡せしは、世人の知るところ、今、本郡に於ける、狀況を

村名	軍 輸 病死(殊)	軍 輸 戰死(殊)	軍 輸 殊勳生	軍 工 病死(殊)	軍 工 戰死(殊)	軍 工 殊勳生	軍 砲 病死(殊)	軍 砲 戰死(殊)	軍 砲 殊勳生	軍 騎 病死(殊)	軍 騎 戰死(殊)	軍 騎 殊勳生	海軍 從軍者(殊勳)	海軍 戰死者(同)	海軍 病死者(同)
四藤島			三九(四)										八	一(一)	
河介			四一(三)												一
桑田			二六(五)						一			一			
中藤島			一四(五)									一		一	一
國山西			五四(一)				一	二(一)	一					一	
國山東			五〇(一)									一			
岡保			五〇(一)				二	二(一)	一				四	四	
東島藤			二(一)					一(一)	一				三(一)		
松岡			八(三)						一					二	一
吉野			一(一)												
五領ヶ島			五(三)									一			
志比谷			九(三)												
志比下			四(三)												
浮寺法			六(三)					二	〇	一				一	
志比上			四(三)												
計			一六(一)				一	一	〇	一	六	七	一	三	二(一)

略記せんに、

社員總數　千七百七十六名

内特別社員　四十九名　終身正社員　六百二十二名

正社員　千百〇四名　終身賛助員　一名

愛國婦人會

吉田郡委員部は、第一回社員總會を、明治三十三年十月四日に開催し、森田國山西、國山東、東藤島、上志比の各村分區は、社員總會を、各一回、岡保、五領ヶ島村の二分區は、各二回其會を開けり、又郡内十五ヶ村中、分區博愛旗を受領せし者、十三村ヶに及べり。

愛國婦人會　が、日露戰役始まりし頃、設立せられ、爾來、軍國に盡せしは、亦、人の知るところ、而して、本郡に於ける會員は、左の如し、

總數　二百三十二名　内特別會員三十四名　通常會員百九十八名

軍人團

吉田郡在鄕軍人團　は明治四十年十一月十八日の組織に係り、日露戰役後、在鄕軍人の志氣を砥礪し、風紀を維持する爲、各村に在、鄕軍人團を設けられしが、本團は、之が統一を目的とし、爾來、相互連絡して、軍國の事務上、多大の便利を得たり

團長

今、組織以來の團長氏名を擧ぐれば、左の如し。

自明治四十年十一月十八日　三等軍醫　中川清太郎

至同　四十一年九月十九日　二等軍醫　桑山重太郎

自同　年同月同日

郡内年金恩給扶助料受領者各村別調

今や、二大戰役の記述を、了るに臨み、更に附言せざるを得ざるは、皇恩優渥、官吏、軍人に下賜せらるゝ、年金、恩給、扶助料等が、如何に郡經濟に影響せるかの一事なり、有史以來、未曾有の戰役が、國家經濟、延ては郡經濟に、幾多の缺陷を來せしは、言を俟たざるべし、されど、此等巨額の下賜金が、不知不識の間に、其缺陷を補ひ、郡經濟を、比較的に潤澤にし、圓滑ならしむるは、明かなり、今、左に、一表を掲げて、之を證せん。

郡内年金恩給扶助料受領者各村別調

種別／村名	勳章年金 人員	勳章年金 金額	文官恩給 人員	文官恩給 金額	文官扶助料 人員	文官扶助料 金額
四藤島	二	五〇〇	—	—	—	—
河合	三	六〇〇	—	—	—	—
森田	六	一、一〇〇	—	—	—	—
中藤島	一〇	二、五〇〇	一	二〇〇	二	九〇
國山西	三	六〇〇	—	—	—	—
國山東	六	一、二〇〇	—	—	—	—
岡保	五	一、〇〇〇	—	—	—	—
東藤島	八	二、〇〇〇	—	—	—	—
岡松	四	一〇〇	—	—	—	—
吉野	一	二〇〇	—	—	—	—
五領ヶ島	四	一、〇〇〇	—	—	—	—
志比谷	五	二、二〇〇	一	二八	—	—
下志比	三	六〇〇	—	—	—	—
淨法寺	一	二〇〇	—	—	—	—
上志比	七	一、四〇〇	—	—	—	—
計	六	一、〇一〇	二	二六	二	九〇

上篇　全郡誌　明治二大戰役と本郡

	恩給 人員	恩給 金額	扶助料 人員	扶助料 金額	恩給 人員	恩給 金額	扶助料 人員	扶助料 金額	人員	金額
	陸軍				海軍				合計	
西藤島	一	一〇一〇	九	三三三	一	四五	一	四〇	二	一〇一四
西	一	八四	一〇	四三三			一	四五	一	八四九
三	四	一四三	一三	四三三					三	一四一
九	九	六四	一九	一〇四九		九五			三	二八四
二	二	一三四	一九	一四四					二	二一三
三	一	四四五	二〇	一三五					三	九三五
五	八	五九	一八	一四九	二	一〇			三	二四九
大	四	四三	三	一四八	二	一四			六	一六八
	八		八	三五九	一	四七			三	八〇六
一	四	一三五	四	一五九	一	六四			七	四三六
二	三	一三五	三	一〇五					九	一〇三
五	二	三四	二	一三五					二	一三五
四	一八	四七	一八	四三五					三	八四九
四	二	二五	二	八四八					六	一六三
一	九	九四	一六	八四〇					三	二一九三
西	四、六四七	一七	九、三三	八	四九	三	一八	二〇八	二、九三七	

下篇　各村誌

西藤島村

位置　本村は、郡の最西南部に位し、東は、馬渡川を隔てゝ、中藤島村と相對し、又田畷の間に、圓山西村に境し、北は、九頭龍川を隔てゝ、河合村と相對し、西は、坂井郡、大安寺村と隣し、南の、東半は福井市、其西半は、足羽郡、東安居村と相接す。

地勢　殆ど、全部平坦にして、唯、日野川の左岸に飛在せる、大宇深谷は、西方坂井郡、應巢山の支脈、大安寺山脈中の、溪谷に突入し、背後に、深谷山を負へり。日野川は、西部を北に流れて、村の北境を劃する九頭龍川と、合して、西北隅を形成す。斯く、二大川の沿岸に在る本村の、土質は、概して、沖積層にして、地味肥沃、米穀の產出に適す。されど、沿岸の地は時々河流に、洗はるゝを以て、礫土に近く、且出水の際には、河水溢れて田面に氾濫し、農作物を害すること、屢次なりしが、今や、九頭龍、日野、二川の改修も成らんとし、その附帶工事たる、底喰川の水閘も竣工し、殆ど水害を見ることなからんとするは、大に慶賀すべきことなり。

土地

土地　耕地六百四十一町五反四畝十八歩、宅地三十二町四反八畝十五歩、山林原野七十九町六反七畝九歩にして、之れに雑地を合はせ、計七百四十四町十五歩あり。

区劃　郡、黒丸、土橋、安竹、上伏、里別所三ッ屋、地蔵堂、海老助、西堀、三郎丸、深谷、堀の宮、八ッ島、福萬、重藤、牧島、田原下、の十九大字なり。

戸口　五百八十五戸、三千九百七十人（男千九百三十四人、女二千三十六人）

交通運輸　本村は、本縣の中枢たる福井市に接し、其の便を極む。即ち、縣道三國道は、福井市より出でゝ、本村の東部を、南北に貫き、中藤島村に入る。有名なる新田義貞の戦没所は、此街道の東側に、舊藤島神社の社地は、其西側に在り、西南部には、福井市より足羽郡東安居村を經て、本村に通ずる縣支辨道砂子坂道（通称、新保道、郡道なりしが、本年縣道に編入るさ）通稱川西街道あり、明治橋によりて、日野川を越え、坂井郡大安寺村に達す。其他、村道として、郡、深谷、三郎丸の三道あり、何れも、平坦なるを以て、全村、車馬の通ぜざる處なし、加ふるに、日野、九頭龍の二川には、舟楫の便あり、殊に、日野川は、福井市より、三國港に達する、唯一の水路なるを以て、白帆上下し、櫓聲欸乃相交はり、往來盛なり。其晩景に福井市を發する者は、有名なる三國下りの夜船なり、一時、明治橋下より、毎年夏期海水浴客の爲めに、小汽船を往復せしめたりしが、現今は、河川改修の爲、其航通を、休止し居れり。實に、本村は、水陸の、交通便利を極むる土地なりと云ふべし。

産業　農を業とする者、大部分にして、近時、河川改修の土工に、從ふ者多し。物産は、勿論、米にして、年産額、五千六百七十石、價額、七萬圓餘に達し、其他、麥、（三百九十石、價額二千五百餘圓）、菜種、二千五百餘圓、大根（二千二百餘圓）南瓜（五百圓）西瓜（七百圓）午蒡（六百圓）堀ノ宮産果實（五百餘圓）薪（二千圓）、深谷産等なり。而し屋の産（西瓜）午蒡、堀ノ宮産果實、深谷産等なり。而して深谷の萤及藷草は古來有名なり。亦、底喰川の岘は、松平治好の移植にかゝり其名著るし。

深谷の萤藷草

名蹟考云　深谷村、三ケ所に分居、萤、當村のもの佳なりとす、「かや」は、もと草の古語にして（神代卷）には、草野姫と云ふ神名もあり、屋根に、かやふきと云ふは檜皮屋板葺などに對して草葺と云ふ事なるへし。然るに、藷の類にて、一種、やれを葺ふに、ことに利益ある草に、かやの名を負せて、よふ事とはなれり。（和名抄）には、萤の字を、加夜と訓す。萤も、萤も共に、わすれ草なるを、假用の意は、知り難し。

藷草、此草、亦、此邊の産を佳とす。（三才圖會）に、藷草多出於越前、以爲染家必要之物。

庶嗅川の蜆

眞雪草紙云　庶嗅川の蜆は、於福井は、隨分名物なり。書は足羽川にも、蜆は、なさよし、威德公の思召を以て、庶嗅川に、澤山蜆を放ちたまへり、夫より、蜆を、多く、同川に產すと、或老人の物語なり。

松平治好小傳

名蹟考(增補)云　治好公、重富公嫡男、母紀伊宗將卿女、光安院殿、松平越前守、左中將、明和五年三月廿五日、生、千江戶、天明三年九月廿五日、元服、賜諱字、從四位上、侍從、稱伊豫守、治好、寬政四年五月十六日、御名代御入部、同十一年九月十八日、御家督、十二月十八日、左近衛權少將、享保二年二月廿九日、改越前守、文化八年十二月十一日、左近衛中將、文政元年五月朔、加賜二萬石、同六年十二月十五日、正四位下、同六年十二月十五日、正四位上、同八年十二月朔、卒、千江戶、五十八歲、治國二十七年、葬天德寺、謚威德院殿、正四位、左中將、溫譽恭道光榮大居士

諸稅

諸稅　國稅、一萬五千〇六十四圓九十四錢、縣稅、一萬一千四百二十二圓九十五錢、村稅三千九百二圓九十三錢なり。

沿革

沿革　木村は(和名抄)に載する領田鄉ならんともいひ、(上篇沿革參照)舊藤島鄉の西の一部分にして藤島保の名は、鎌倉時代より、史上に見え、黑丸等の城をも、押なべて、藤島の城と、稱せしならんとの、說さへあり。舊幕時代には、福井藩の領地なりしが、維新後明治八九年の頃は、牧島、重藤、福萬、上里、堀ノ宮、西堀、三郎丸、八ッ島の上八ヶ村にて、一の戶長を、又、三ッ屋、里別所、地藏堂、海老助、上伏、安竹、土橋、黑丸、郡の下九ヶ村にて、一の戶長を置く、上八ヶの戶長は、高橋小右衞門(牧島)、伊藤義信(三郎丸)、下九ヶは、木村六右衞門(土橋)、高橋仁八郎(上伏)、北村平右衞門(上伏)、なりしが、十一年より、各村、單立戶長を選出することゝなれり。十七年よりは、復た聯合して、戶長役場を設くることゝなりしが、牧島、八ッ島、上里、堀ノ宮、西堀、三郎丸、福萬、三ッ屋、重藤は、經田(圓山西村)と共に、牧島外九ヶ村戶長役場に屬し、堀江清右衞門(堀ノ宮)官選戶長たり。郡、黑丸、土橋、安竹、上伏、里別所、地藏堂、海老助は、燈明寺舟橋新(中藤島村)と合して、安竹外九ヶ村戶長役場に屬し、鹽田權右衞門(燈明寺)黑川彌四右衞門(舟橋新)、溝江八郎(福井市)官選戶長たり。二十二年町村制實施せられて、現今の十九大字にて、本村を、組織したり、爾來、村長の代りしこと、三回、其の氏名左の如し。

村長

自明治二十二年五月	藤井市右衞門	
至同二十四年三月		
自同二十四年四月	伊藤義信	
至同三十年八月		
自同三十年九月	坪川六左衞門	
至同三十八年九月		
自同三十八年九月	黑川惣左衞門	

村役場

村役場　明治二十二年五月十七日、堀ノ宮に新築せしが、二十六年、五月同大字の

現今の地に移轉したり。

巡査駐在所

巡査駐在所　明治二十三年三月、地藏堂に新築し、同三十三年三月堀ノ宮に移轉したり、是現今の建物なり。

教育

教育　學制頒布の際、安竹に歸厚小學校を建築して、安竹、外七大字の兒童を教育し、又牧島、木村五郎作の家宅を借り受け、牧島小學校を設け、牧島、上里、福萬、重藤、八ッ島の兒童を教育し、堀ノ宮には、堀宮小學校を置き、堀ノ宮、三郎丸、西堀の兒童を收容し、深谷には、深谷小學校を建て、其區の兒童を收容せしを以て、本村小學校教育の嚆矢とす。十三年四月、歸厚小學校の學區內、中三ッ屋、外三大字は、分離して、別に啓明小學校を、三ッ屋に建てたり、十六年三月、牧島(二番地に牧島小學校(二階建瓦葺東西四間南北五間)を新築したりしが、二十二年には、町村制實施の結果、田原下を、牧島小學校の學區に編入し、二十六年三月には、堀ノ宮小學校を廢して、三郎丸西堀を啓明校下に編入し、堀ノ宮を、牧島校下に編入せり、三十二年八月には、深谷小學校を廢して、啓明校に合併し、三十四年六月には、牧島小學校を改築し、校地を廣め、兩陛下の御聖影をも、拜戴し、四十一年十一月には、歸厚、啓明の二校を合併して、新に、西藤島尋常小學校

西藤島尋常高等小學校

牧島尋常小學校

其通學區域

と改稱して之を大字、三ッ屋に置き、校地を九百坪とし、校舍を增築し、本年七月、高等小學をも併置し、又、牧島小學校は、本年、更に、校地を八百餘坪とし、校舍を增築し、教員住宅を新築せり、斯く、分合改廢一再ならざりし、本村の現今通學區域は左の如し、

西藤島尋常高等小學校（十二大字）　郡　黒丸　土橋　安竹　上伏　里別所　三ッ屋　地藏堂　西堀　海老助　三郎丸　深谷

牧島尋常小學校（七大字）　堀ノ宮　八ッ島　福万　重藤　牧島　田原下　上里

各種の團體

又各種の團體の名を擧ぐれば左の如し

村教育會
- 青年團
- 學齡兒童保護團
- 婦人會
- 老人招待會
- 勞働奬勵會

村農會

在鄉軍人團

社寺

社寺　熊谷山善照寺、眞宗大谷派　當村の西端大字海老助に在り、寺傳に云ふ、

善照寺

源頼朝の臣熊谷蓮生房直實の裔、足利氏に從ひ、黒丸城に戰ひしが、戰後脫俗出家し

て、眞言宗を學び、一寺を三郎丸に開き、熊谷山善國寺と稱せしが、文明年中、蓮如より、法名を、善知と與へられたり。の節、之に、歸依して改宗し、今の名に改めしに蓮如より、法名を、善知と與へられたり。

依て、此善知を、中興の開基とす、朝倉氏の時には、其祈願所として、名ありしも、天正年中一揆騒の際、豐臣秀吉に焚かれし故、寺基を、三ッ屋に移し、更に、地藏堂に移し、元祿年中現今の寺地に轉し、本堂をも、再建し、熊谷善照寺と稱するに至れり。由緒紛失、文書の徵すべきなし、唯、之を口碑に、存するのみといふ。明治十三年其筋へ出せし由緒其他に據る

觀世音堂 長安寺

觀世音堂長安寺、眞言宗　大字牧島に在り、寛永十四年福井藩主松平忠昌の創建に係り、古來祈願の效驗あるを以て著はる、境内に存する、鷹を彫りし右燈籠は所傳ありて名高し、此附近に於て舊藩の頃は射技を習はせし事あり。

絵圖記云、十一面觀音、一口觀音と云ふ、寛永年中、底喰川擂現橋の流より出現之由、爰に安置す。何事をも、一口祈誓しぬれば、叶はすといふことなし。此故に、一口觀音と云ふ。其頃、御宿願の事ありしに、忽ち、御成就のよしなり。四十九年以前今の一宇御建立有之し也。

名勝志云、牧の島、長安寺、福井より、亥方二町餘、本尊十一面觀音、寛永年中に、相公忠昌君御建立也。別當は、福井愛宕山眞言宗壽命院。

國中三十三所觀音廻札所、二十二番、牧の島長安寺、

此世より、花の種をそまきのしまひらく、御法の國に、生れん。

細志云、大守相公、此邊を遊遊し、玉ふて、賞玩したまふ、鷹霜れて、ゆくへ不知、近習に命して立願せしめたまふ、須臾に、鷹舞下り居るとそ、依之癸丑（寛永十四年）なら名蹟考云丁丑（寛永十四年）ならむ年に此堂御建あり。と。

名蹟考云、寛政九年丁巳、福井火災の節、飛樓にて燒失せり。其後、文化九年壬申愛宕山に有之、足羽明神、藥師堂別當壽命院共に、此地に引移す。

又　云、寛永年中壽命院住職の僧は、忠昌公御乳母の子の由、後隱居して、此所に住し、公の肖像を彫て安置す、吉邦公御代、右の御像を運正寺へ納させらるゝとなり。

（歸雁記云昔より安置し、丶光通公の時、鷹の御願、丶御修造、丶、丶と、あれど誤なるべし。）

石燈籠記

隆芳公、常放鷹于茲之日、繽紛林梢、翁枝、人力不及、時飯島氏祖先、某君、後從受命張弓、挾、射絕緒處、御鷹無恙、公大稱之、衆亦感射入神、佗日、門下諸子、從更不居、燈石銷鷹形、樹之大士堂前、實寛永中云、今也、經年之久、字々湮滅、六世裔飯島君改刻其綱、以存遺蹤、示子孫、永世修造不懈、于時、寛政丙辰夏四月也、應需、奚州、橘之貫、謹識。

寛政八年歲次戊陰夏四月修、爲飯島三五左衛門尉藤原由伸、倍太郎藤原由首、彫刻

（今、普觀寺に在るものは、高凡六尺五寸、鷹の樹枝に止る、嘴ありて、奉寄進灯籠、觀音堂御寶前、寛永八年六月吉日、敬白、藤原山久とあり。）

飯島由久小傳

飯島新左衛門由久、柿原郷より、福井へ出て、多賀谷左近の方に、牢(浪?)人分として居り久世驢助の時には、久世の臣、長刀の名人な、一矢に射、大阪冬の陣に、其二十六矢な、木城に射込みしといふ、射術の妙手なり、寛永年中、忠昌放鷹の節、牧の島にて、拜領の鷹紛れて、樹枝(雑話千滿嘯には榎杉)に足革かゝり、如何ともする能はず、當惑せし處へ往き合はせ、早速、鮫の竹か切、弓にし、懐中より、一鏃(雑話に雁股)な出して、結りたる所な射切、無恙鷹な、鷹匠に渡したるより、上下感賞して、忠昌、左近方より所望して、召抱へたり。此時、當所の觀音に、祈誓しあやまたず射切りし故、此燈籠な寄進せしなりと云ふ。(越翁雑話、千滿嘯、師家山緒錄な彼此參取れり)

○越藩史略云、延寶二年三月一日より、牧の島に於て、七日間、勸進的、弓數三百五十四張

古蹟　新田塚

新田義貞公の戰歿所と定まる松平光通碑を植つ

古蹟　新田塚、本村、三ッ屋の地籍に在り、福井市を出て、三國街道を行くこと、西北に三十町東側に、境域、六百有餘坪を存し、老杉五株、森々として、一小祠を、擁護するが如きを見る、即ち是なり。

新田義貞が、燈明寺畷に、戰死したるは、史に、明かなれども、其何れの地なりしか、確知する者あらざりしに、明暦三年、一農夫、古兜を土中より掘り得しに、其兜、義貞のに疑なければとて、萬治三年、國守松平光通、新に碑を樹てゝ之を表し、戰歿所と、定まりたり。淡河に、有名なる、補子之墓、樹ちしよりも、三十二年前、延元三年、北義貞、黒丸ノ城ヲ攻テ、流矢ニ中テ、死ス。年三十七

櫻雲記、閏七月、朝暦應元年

義貞戰死の有樣

鎌倉九代記、同國越前、黒丸の城には、尾張守高經こもりて、つよく守る、暦應元年閏七月、新田義貞おしよせて、せめられしが、流矢にあたつて自害せらる。

南山、巡狩錄二日、去程に、大將義貞朝臣、舍弟義助朝臣をはじめ、、、、、、燈明寺、異本に古郷寺又は東門寺の前にて、勢な七手にわけ、敵城七ヶ所に、相わかれてぞすゝまれけるしかるに、平泉寺の衆徒のたて籠りたる藤島の城、以の外に色めきしを、數萬の官軍、是に機を得て、此城にのみよせ合たり。初のほどは、此城、思の外に持こらへ、寄手やゝもすれば、瓦色になる、大將、是を見給ひ、安からぬことかなと、て、五十餘騎の勢をしたがへ、畔つたひに、藤島へと、向はれける。この時、黒丸城より、細川出羽守、鹿草彦太郎兩人は、三百騎ばかりにて、藤島の後詰せんといそく所に、おもはさる、新田殿に行あひたり、細川は歩立にて、射手は多し、楯を突て、散々に射る、御方には、射手一人もなく、楯一張もあらされば、大將の手向にたち居たりし、中野藤内左衛門宗昌或は定澄義貞朝臣に駒して、千鈞の弩、鼠の爲に、機な發せずと、申けれとも、士な尖ひて、我一人まぬがるゝは、志にあらずとて、敵の中にかけ入給ふ、乘り給ひし馬は、名譽の駿足なりけるに、五筋迄矢な射立てられ、岸の下にまろび落つ、義貞朝臣弓手の足なたて、起あがらんとせられし所に、白羽の矢來りて、眞向のぼつれ、眉の眞中に立たりける。異本に膝の念所の痛手なれば、一矢の爲に、目くれ心まよひければ、今は、叶はしと思ひ給ひ、拔たる太刀な、左の手に取わたし、みづから、首な掻切て、深泥の中に隱し、其上にそ伏給ひける、異本には、討死の越中國住人、氏家中務丞重國、はしり來り、御首をとり出し、鎧太刀なそへて、黒丸城へそ歸りける、是な見て、結城上野介、中野藤内左衛門、金持太

耶左衛門重興等馬より飛び下り、大將の死體の前に、腹切てそ伏たりける、此外、四十餘人の兵とも、伊澤五郎、巻日部入道を始とし、敵に一人も出合はず、いたづらに、討死をとげけるは、うたてかりけることゝもなり、折ふし、小雨降しきり、誰をも誰とも見わければ大將討死の樣かしらず、心々に、河合のかたへ、引たりける。中務丞重國は、大將の首とも、しらず、いかさまにも、新田殿の御一族にも、ましますへしと、足利高經の陣にいたり、洗ひて後、見たりしかば、義貞朝臣に、よく似たり、されとも、分明にしれる人なかりしゆへ、うたがひおもひける帶されたる二振の一太刀に、鬼切、鬼丸と彫りてありける、猶も、あやしとて、膚の守を、開きみるに、主上より賜はりし寶笙の、ありしかば、扨は、うたがふ所なしとて、屍は、時宗の僧八人に舁せて、往生院に、今長崎村といふ所にあり、寺號は稱念寺と云、送られ、御首は、來の唐櫃に入れて、京にそ上せける。

大日本史、重國探求其首於淳中、併獲其所帶雙刀及小錦囊、還示高經、意謂、酷似義貞面、背記梅圃笑話、按するに、こゝらの紀事は、すべて、潤飾にすぎ、地理にも、事實にも、合はさるか多し、(種々辯じあれど、長文なれば、略す)、、、

新田義貞の兜

光澤を添ふるほどにこはいかに、四十二の筋線を現はして、三十番神號さへさやかに、讀まれて、裏面には、暦應元八月相模國の刻字さへ見えて、名工明珍の作と覺しき、甚と、やんことなき古兜なり、古書に公の御胄は、三十番神號を鐫りたりとあるに、思合せて、こは疑なき、御形見なりと、知られたれば、急ぎ畏みて、藩主松平光通侯に、差出したるに、新田義貞の兜

侯は、いと喜びて、其地の方十數間を柵にて限り、牧櫨ともの、濫りに、出入するを禁じ、碑を植て、、其遺跡を表したり、、、、、、、、

梅圃笑話、この地より、遺兜を發掘し得しは、福萬(村名)(四藤島村)の米岡嘉兵衛なり。

瓦片數箇、新田塚立、御尊體奉行、川瀬次太夫、戰死の場より、新田左中將と銘在之甲、掘出候に付、御詮建之上、御建立、と見ゆれど非なり

福井巡覽、米岡の老母が、苧桶の代りに、用居したる當市の鍛屋某が、求得て、軍學師範家井

原番右衛門輔文に、鑑定を請けるに、其名作にして、三十番神の號を筋金の間に、鏤り、裏面に、暦應元年八月、相模國の文字あれば正しく、義貞公の御兜なることを、國主松平光通公へ、申出ければ、之に依て、新田公戰死の舊地なること、炳然たれば、輔文君命を奉じて、此處に石碑を建つといふが眞相なり

昔の新田塚

松平光通、從四位下、左近衛少將、越前守幼名萬千代、寛永十三年、七月二十三日、生藩世慶藩君、正保二年十一月十九日、受國封四十五萬石、十二月晦、侍從、慶安元年、從四位上、左少將、治國三十年、延寶二年三月二十四日、逝于藩、三十九、葬大安寺(田谷)諡大安院殿(越藩史略)

松平光通小傳

昔の新田塚

り故に、後には、現侯備邸の處に住せられしと云ふ。

其碑は、右圖の如くにて

（表）曆應元年閏七月二日　新田義貞戰死此所（越藩儒者伊藤宗恕書）

（裏）萬治三歳在庚子春三月建之（同祐筆駒亦右衛門書）

自歿期至于今年三百廿五歳

と記され、侯の命を受けて、奉行せしは、兜を、鑑定せし、井原頼文なり。

越藩史略　三月、石碑を燈明寺邑、三屋祠萬新田源公戰歿の地に建つ、井原番右衛門頼文之を司る、前面には、伊藤宗恕の書せし、、、、、、背面には、駒亦右衛門の書せし、、、、を刻す。

片鞆記　萬治三、庚子年、將軍、家綱公、新田義貞公を、御先祖に、御立就被成、新田塚御建立、銘を伊藤宗恕被仰付、筆者は、細又右衛門仰付らる。

伊藤宗恕（藩家人物誌）伊藤坦庵、字ハ元務、名ハ宗恕、自怡堂ト號ス。（那波）活所ノ門人、京都ノ人、越藩ニ、文學トナル。若冠ノ日、江邨專齋ト交ル、專齋、平日ノ説話ヲ、筆記シテ、老人雜話（近古史談に、有傳、當時古老之言、、、、と、其跋其編、專齋老人口譚、而坦菴筆之、菴、筆、之、菴、筆、とあるは、是を云ふ、雜話の有名なるは、）ト號ス。寶永年間ニ卒ス。年八十六、著ストコロ。坦菴遺稿アリ。

伊藤宗恕小傳

詠牡丹花　坦庵

北斗之南只一家、天葩豈得萬錢賒、它羊分我餐毳、便是人間第二花。

井原頼文（越藩史略）頼文因幡人、菴居于江戸、逸九郎公之兵法、兼涉文藝、又能書、諸侯、或以其手跡、千石徵之、不往、云、大丈夫食萬鍾、寧爲刀筆吏乎、吾公、以四百石徵、將爲軍師、終來仕。

井原頼文小傳

傳來世系土岐源氏、本名下石氏、相名乘候處、譯有之、井原に、相改候由。、、、、鳥取、其後、芳州、阿波、津、、、、、に、暫奉公仕候處、譯有之、浪人に、罷成、江戸表へ罷出、愛宕之下、萬年山青松寺に居住、、、、、寛永二十癸未年十二月二十七日、被召、、、、、貞享三丙寅年八月十三日、七十歳に而病死仕候。

此碑の植られしや、國人の注意を惹くこと、楠子之碑にも超え、且つ美觀ありしが如し。

鵝鑑記　行人征馬の酒なれば、見る者、感を催さずといふことなし、（黑丸藤島などいふ、城跡も、今は、田の中になりて、畔ばかり、それそとは見ゆ。

甲子夜話　播州、湊川、楠氏戰歿ノ遺跡ハ、水戸義公ノ、來舞水戯碑ヲ、石ニ刻シテ、標セラレシ堂アルカ、水田ノ中ニ建テ、道路ヲ距ルコト、僅許リナレバ、往來ヨリ見ルトキハ、田畦ニ、庚申堂カ辻堂ナドノ如クニテ餘リニ淺マシキ體ナリ。來朝ニ於テ、節義ト云ヒ、人臣ノ範疇トモナルベキハ、楠氏ヲ、措テ、多ク有ル可カラズ。アハレ、其堂邊ノ地ヲ開拓シ、楠ヲ、栽エ、深碑ナラシメ度キ者ナリ、云々。

天保十四年、慶永石柵にて、囲み構えて、建られたり。（眞雪草紙）

松平慶永石柵を囲つ

明治二年、松平家（茂昭）より、更に、現今の祠堂を建てられ、其前後に、境域をも取擴げられたり。（慶雪草紙）

同茂昭祠堂を建つ

明治四年五月十四日、太政官布告して、官社諸社に、分ちしが、同九年十一月七日、此塚、

藤島神社の號を賜ふ

即ち、新田公の祠を別格官幣社に列し、藤島神社の號を賜ふ。

官幣社へは、例祭の幣帛料を、宮内省内藏寮、國幣社には、地方廳、内務省へ、交付することを、制定現行せしも、明治五年にして、其年、官幾百六十六號にて、湊川神社を進列せられしが、別格社の始なり。

同年、十二月十五日、神主を、此假の祠廟に遷し、同日、桐山石川縣權令來りて、祭祀を行へり、最初の宮司は、忠臣

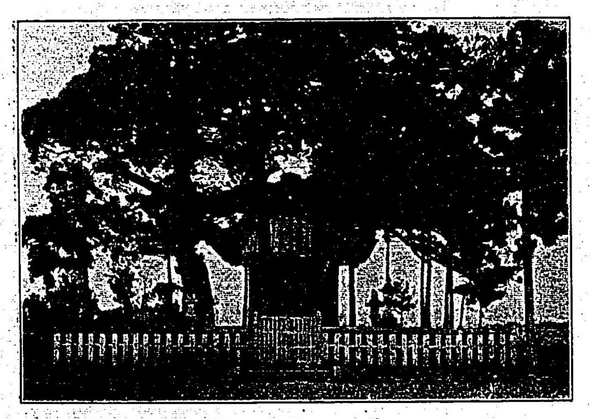

新田塚

大舘氏の裔大舘尙氏

福井の人海軍機關大監源太郎の父なり。

左中將、新田公、戰沒之地、在我福井之北里許、今拔、明治九年朝廷、新列別格官幣社、名曰藤島神社、十二月十五日、遷神主于假之祠、廟、石川縣權令桐山君、來蒞朝旨、來蒞祭祀、是日、天氣清朗如昨、士女、集行香火、嗚呼、五百年之後、忠義之感人心、尙如此、居敬、亦恭拜祠下、欽祀盛事、併述感慨云、山本木齋

曾向邱原吊斷碑、凄風殘日晚鴉悲、精忠終古爭埋得、官幣儼

然藤島祠、

錦選親韶墨猶淋、一死空酬寵遇深、昧者徒論戰之罪、安知天日照丹心、

天皇ノ大命ニ、座セ掛卷モ恐キ、

藤島神社ノ廣前ニ、石川縣權令正六位桐山純孝ヲ使ト爲テ白給ハクト、白サク掛卷モ恐キ、

後醍醐天皇ノ御代ニ、大キ功ヲ立給ヒ、親族家屬等ヲ率テ力ヲ、極メ、心ヲ竭シ、仕奉給ヒシ、忠ニ、正シキ、御心ヲ、永世マデニ、旌サムト爲テ、今度更ニ別格官幣社ト、定奉テ、御幣帛奉出シ、齋祭ラセ給フ、故今ヨリ後彌遠長ニ怠ル事無ク、祭給ハム事ヲ、聞食テ、

天皇ノ朝廷ヲ始テ、仕奉ル百官等、四方國ノ公民ニ、至ルマデ、イカシヤクハエノ如ク、立榮シメト白給フ。

天皇ノ大命ヲ、聞食セト恐ミ恐ミモ白ス。

明治九年十二月十五日、

同十年三月十五日、社列之順序を定めらる

内務省達丁四號別格官幣社藤島神社之儀、湊川神社次列と相定候條、此旨爲心得相達候事、盡し、爾後、時々、變更あれとも、要は、忠死の年月日の順なるが如し。

神主を牧島に選す

同十四年一月、牧島本村即ち現今の藤島神社御旅所の地を賜ひ、社殿の造營を始め、翌年略々成り、神主を彼處に選せり。

兜は國寶となる

兜は、同三十三年四月、美術工藝品として、特に、國寶に編入せられ、現に福井市足羽山に在る、藤島神社に、十襲珍藏せらる。兜を堀出せし米岡甚兵衛は、其家今も連綿、此塚の掃除の事に任じ居るといふ。

新田の塚松

新田塚の名は、地名の如くいひならはされ(後掲、暗號の歌參看)その松は、古き地理誌にも記され、全國へ喧傳せられしなり。されど、今は杉樹天に參し、松は、目立たぬ樣になれり(前に掲げし、元文書上の繪圖か參看せよ。)

拜新田公墓

雨日並懸敬拜蹤、楠枯北戰輝軍鋒、黑城功半秋風落、忠節留威冢上松、

同三十四年、現松平侯爵、石碑を樹て、其由來を詳記され、之を書きたるは、假名の書家として名ある、鷲堂小野鋼之助なり。

芥川丹丘

新田公戰歿地の記

贈正一位新田公の、戰歿せられし地は、風くより、世に知る人あらずなりけるを、これの新田塚の地、それなると考へ定めつるは、萬治元年にして、余が、遠祖越前藩主光通卿の時になむありける。其頃藩士に、井原頼文といひしものありて、一日郊外に遊び、或る里人の家に憩ひしに、屋蓋等に用ひし器、いと異樣なりしかば、手にとり見るに、古兜なりけるにぞ、いかにして、かゝるものもてりやと尋れしに、去年、家人の耕作に行き、田の中より掘り出しゝものなりと答ふ。予に與へてむやといへば、其品に代ふべき物賜はらば、ともかくもとなむいひける、頼文、甚く喜び、さるべき、代りの物與へて、兜を持ち歸りしが、いと、ゆかしきものと思ひければ、錆をおとし見けるに、四十二間の筋兜にて其の筋の間毎に、神々の名あまた彫り列れ、裏面には、元應元八月相模國の八字あり、尙、其下に、作者の名ありけんとし見ゆれど、甚しく腐蝕して、分明ならず、頼文、さては、と感ずる所ありて、兜の埋れたりきといふ地を考ふるに、坂井郡より、足羽郡に通ずる道路に添ひたる、深田にて、燈明寺、其北に、方りて、僅かに數町、藤島は、其東に、黑丸は、其西にありて、各十數町を隔て、所々に、堀、溝、又た畔あるなと、(太平記)新田公の戰歿せられし時のさまを記せる趣に、いと、よく適ひたり、元應元年は、公の義兵を擧けられし、元弘三年より、十餘年前に當れば、彼此の事實に照して、彼の兜は、かならず、公のものなるべく、且、此地は、公、自ら、首を掻き切て、深泥の中にかくし云々と、傳へたる處なるべしと思ひ、定め、即ち、其よしを、光通卿に告げ、兜をも、獻しけるに、卿、深く、公の遺跡の世に顯れしを喜び、萬治三年、碑を建て、表彰

せられしより、此地を新田塚とはいへるなり。抑、公か、元弘、延元の世に當り、一門皐りて勤王の爲、心を碎き、身を盡されしは、武士の龜鑑にて、光通卿が碑を建てられしは、いふもさらなり、祖父慶永父茂昭兩卿、更に、境域を擴め、景命を營み、瑞垣を圍らされしも、都て、公の忠誠を欽慕して、其遺跡を永遠に傳え、世人をして、觀感興起せしめむとてなり。余のこの文を綴り石に刻みて、更に建て添ふることゝせしは、先人の志を繼承するに外ならぬやは、

明治三十四年十月

從三位　侯爵　松平康莊撰

小野鐵書

登明寺村なる、新田義貞公の、石碑を、見まつりて、

碑面に新田義貞戰死此所と、しるされてあり、此石のあるわたりを、世に新田つかと、人よびて、地名のことくいひならはせり。（松籟草）　橘啓覽

にひた塚、たゝかひまけて、うせぬてふ、文字よみかれば、野風身にしむ。

つかにつた、よしさだめなき、浮世かな。　宗矩公

〔福井巡覽〕には、宗矩公とし、〔鶴雁記註考〕には、一とせ、廻國の僧、こゝに休らひてとあり、今何れとも、定めかたきも、暫く巡覽にしたがふ。

新田公假墳　雨森師賞

中郎遺勳非悠々、覇業終空千古愁、騷客弔來今日淚、野人說得昔年由、昔年啼泣遺精衛、獨馬飛騰誤斷溝、清世有緣傳廣食、英魂愁怨一時休。

謁新田公墓、弔源左中將公、　橋本景岳

白羽高鳴日沒光、殺氣熊熊陣飛龍、僵錦襲桂胸裏有字、曰討賊事一煩卿、鼠輩相顧跨駑將、檢出眉間雷疾傷、或曰、開智闢勇優劣判、公也恐愉仙山算、或曰、公、世爲將家名族冠、不有代主一死漢、嗚呼、成敗論人自古然、何知死生皆係天、海枯見底混沌死、是非顚倒天成淵、失士獨免非公志、無下泰上弗式事、故當天子詔召急、死一而已寧死漢、沙陀尙愧主却遷、何況公家忠貞全、乃第佶烈子存勗、爲堪變幹展蹈躍、彼殺朱家擁鼠焉々、生鳴鑾了化延、九世大盜天所殛、覇圖遂蹈公裔孫、安公思祖欽英迹、起義煌々裴貞石、丕哉我公承前烈、嚴禁樵采勿褒蒼、歲時羞祀舉曠典、見童走卒識順逆、義臣碧血誦公吏、今日始來墓下跪、松柏無枝向北風、君血紬苔土花紫、年華水逝星霜換、遺鏃猶時出隴畝、當時廟謨如奔波、公獨吞志空蹊跕、寂山誤細蠢賊降、洛陽之齒帝恨多、密詔遙下云夢々、公也雖忠如天何、嗚呼、公也雖忠如天何。

謁新田廟　廣瀨旭莊

、、、元文丁巳秋七月、官命懲勸尊斷碣、爲修四百年忌祭、國侯遣卿發萬卒、君不見、二百年前湊川湖、義公遣立楠子碑、又不見、仁山霸圖今寂寞、匪夫數罪賴墓石。

新田公墳　今井清彥

紺陽幕畔獨長秋、百尺老杉擁舊墟、天運不回龍入夢、鑑襲宿帶玉尊書。

過新田公戰役所　谷鐵臣

一門討賊立盡雄、成敗是天誰可期、千古景褒應廟食、湊川藤島兩神祠。

丁亥之夏、過新田公戰死所、有感　江馬天江

錦旗御書不離身、國族勤王艷北濱、弔古踏路藤島夕、秋風島更命傷神。

陸路記吉田郡藤島神社は、新田義貞公の流矢にあたりて、矢せたまひしところなり、そは、明暦の頃、水屋村の民、田をすかんとて、義貞の冑を掘出せるなもて、こゝなりとせられたるまゝに、藩より、こゝに、鎧社をたてたりけるを、藤島神社とあがめて、さいつ年、別格官幣と、定めさせたまへり。

大八洲遊記　新田公戰死地、距公所掌燈明寺十餘町、明暦中、土人穿地、得一鐵兜、其兜有元應元年八月造、及銘辭、所謂筋兜者、筋間彫神名、凡三十柱、眉庇有銀象欵、公所被無疑、萬治三年、國主松平光通、立豐碑、書新田某戰死所、距此二三町、有一小橋、土人、呼爲回馬橋、公從是回馬就戰、史云、公馬中五矢斃、與此異、又、有一水、相傳、洗公首所、呼爲赤川、蓋當時、倉卒間、我兵斬公首、與兜共埋之地、敵或獲首遺兜、我兵埋兜以使敵不爲公屍也、故、敵初不爲知公、及洗其首、始知爲公也、則、此爲公死所、且土人所傳、亦可取信云、當時所謂高經所陣、黑丸者、在燈明寺西、相距十四町、此間平田漫々、亦無一小阜、云々、吉田落後生、評云、甚穿鑿に過ぎて、危險なる推斷なり、

新田義貞略年表

公の傳は、世に多きに堪えざらんとす、故に、略年表なものして、傳に代ふ、覽者の便に供せんが爲のみ、豈他あらん哉。

義貞ハ、清和源氏、八幡太郎義家十一世ノ孫、小太郎ト稱ス、世々上野國新田郡、世良田等ノ邑ヲ食ム、因テ、氏トス、旗ハ、白ヲ用ヰ、徽號ハ、中黑、

公、年十七、族人ニ謂テ曰ク、吾家、世々朝廷ノ爪牙ニ任ズ、賊ヲ討チ、亂ヲ撥ム、義貞カラザレバ不可ナリト、自ラ、名ヅケテ、義貞ト曰フ、弟小次郎ニ謂テ曰ク、吾レ、義ヲ擧ケナバ則チ、汝宜シク其助ケヲ爲スベシト、廼チ、之ヲ名ヅケテ、義助ト曰フ。

元弘元年、後醍醐帝、笠置ニ行在シタマフ、義貞、義兵ヲ擧ケンコトヲ欲シ、使者ヲ馳セテ綸旨ヲ乞フ、未ダ到ラザルニ、笠置ノ行在陷ル。

同　三年春、義兵ヲ擧グルガ爲、臣船田義昌ニ命ジ、大塔宮ノ令旨ヲ乞フ。二月十一日親王令ヲ制シテ之ヲ與フ、其文綸旨ノ體ヲ用フ。

五月八日、義兵ヲ高田郡ニ起シ、十一日ヨリ、連日北條高時ノ軍ヲ破ル、十八日、鎌倉ヲ攻メ、十九日、海ニ向テ、刀ヲ投ジテ祈リ、二十二日、鎌倉ニ入リ、北條氏ヲ滅ス。

建武元年、入朝ス、從四位上ニ叙シ、左兵衛督、兼播磨守ニ任シ、上野、播磨二國ヲ守護ス

同　二年十一月、大將軍節度使ヲ拜シ、足利尊氏ヲ討チ、二十五日、矢矧川、十二月五日手越川ニ、足利直義ヲ破リ、十二日又、直義ヲ箱根ニ破ル、サレド竹下ノ官軍、尊氏ト戰ヒ、利アラズ、遂ニ京師ニ還リ、尊氏西上ス。

延元元年正月九日、尊氏大舉、京師ヲ攻ム、山崎ノ官軍敗ル、

天皇、叡山ニ行幸シタマフ。義貞乘輿ニ扈シテ之ニ赴ク、十四日、源顯家、陸奥ヨリ來リ會ス、二十七日、顯家、及楠名和、結城ノ諸將ト、大ニ尊氏ヲ破リ、尊氏西走シ、車駕、京師ニ還御シタマフ。三月四日、詔シテ、山陰、山陽十六國ヲ管領シ、尊氏ヲ討タシム、會々、疾ヲ得テ、進ム能ハズ、少クシテ、西下、赤松則村ヲ白旗城ニ、圍ム。

同二十六日、尊氏東上、楠正成、湊川ニ戰死シ、公殿シテ退ク、

二十七日　帝、復タ、叡山ニ、幸ス。六月、尊氏、之ヲ犯ス、官軍擊テ之ヲ退ク、七月、尊氏ヲ東寺ニ擊チテ利アラズ、九月、賊、糧道ヲ絶ツ、十月　帝、尊氏ノ降ヲ聽ルシタマフ。

十日、車駕、京師ニ還御シタマヒ、義貞、皇太子恒良親王及尊良親王ヲ奉ジ、越前ニ赴ク。十三日、敦賀ニ至ル、叡比氏治、迎ヘテ、金ケ崎城ニ入ル、足利高經、兵六萬ヲ以テ、來リ攻ム。

十二月二十一日　帝、逃レテ吉野ニ幸ス。

同　二年二月五日、楠山ニ赴キ、援兵ヲ招ク、三月六日、金ケ崎陷リ、尊良親王、自殺セラレ、皇太子、藤木浦ニ逃カレ、尋イテ、捕ヘラレ、尊氏ノタメニ毒殺セラル。

國史眼第十四卷(南北朝百六章云、既にして、高師泰越前敦賀を陷れ、尊良親王新田義貞父子自殺すと記す。之は(島津文書)に據りしものにて、島津勢賊を助けて、金ケ崎を來り圍み城陷れるや義貞死せりと誤り聞き、直に、本國に報ず、其書現存し而かも、義貞死せずとの、古文書史、或は記にあなしとて、斯くは、ものせられし由、蟲夜の戰場、誤聞多きは近く、日清戰役の際、忠勇なる廣瀨卒木口小平な、白神某として、誤り傳へ、果てはアルノルドの、英詩さへ出て、しに、微しても、明かなるに、一片の消息を過信し、斯くは、斷言せられし、深意は、他に存すと確聞す。義貞の金ケ崎に死せざりしは、言を俟たざれど、有力なる史書の記事なれば、特に一言を辯ず、幸に、賀茂祝せられざらむことを、庶幾ふ。

同　三年二月、楠山ヨリ進ミテ、高經ヲ府中ニ、破ル、高經、黑丸ニ走ル。

五月二日、諸將ヲ分チテ、足羽ヲ攻メテ、克タズ、是夏、帝、手詔シテ、男山ヲ救ハシム、即弟義助ヲ遣ハス、未ダ達セズシテ、男山陷リ、義助、師ヲ班ス。

閏七月、朔日、河合城ニ在リテ、龍トナリテ、賊ヲ追フト、夢ム。其翌二日、燈明寺畷ニ於テ、詔書ヲ胸ニ懸ケナガラ、戰歿ス。

詔書を(太平記)には、朝敵征伐事、叡慮所向、偏在義貞、武功選、未求他、殊可速早速之計畧者也とあり。金勝院本(太平記)には、朝敵征伐事、叡慮之敢向、偏在義貞、武功選未覓他、殊爲天下之武將、忽可速早速之計畧乎、爰、勇猛之勵、博退奸偽於後朝之覆轍、賢智之譽、厚輔治世於源家之門業者也、とあり、孰か、是なるを斷じ難し。

興國八年二月正三位大納言ヲ贈リタマフ。

明暦三年、農夫米岡甚兵衛遺兜ヲ燈明寺ニ掘リ出ス。

荊棘ガ繁きてと云ひ深田ガ耕してと云ふ、彼地の現況より推せば或は後者や是ならんか。

萬治三年三月松平光通、碑ヲ燈明寺暇ニ建ツ。

蓋し、德川幕府、義貞ヲ祖先として、崇敬することに定まりしも、一因なるが如し。

元文二年幕府命ジテ四百回忌ヲ長崎稱念寺ニ修セシム。

白石遺文　元文三年、公より、命あり、越前の大寺、兵部大輔源宗矩に、仰せ、木年閏七月二日、彼國の、稱念寺に於て、義貞朝臣の、四百年忌を修行せしめられ、白銀一千両を、奠せらる。其時迄は、木主に、建武四年閏七月二日あり、しかども建武四年は閏月なし、翌年の、延元三年北朝の建武五年たることうたがひなし、元文三年、四百年の祭禮ありし、時に木主なあらため、暦應元年としるされし由、

按に、戰死此所の石碑といひ、木主また北朝の年號を書す。時世を、想ふべきなり。

天明七年、天保八年、祭祀元文三年ニ同ジ。

明治九年十一月七日、越前、吉田郡藤島鄕燈明寺暇、義貞ノ祠ヲ別格官幣社ニ列シ藤島神社ノ號ヲ賜ヒ、例祭日ヲ八月二十五日ト定ム、

（若越寶鑑に、十一年十一月十二日、贈正三位と記すれど、前に贈位あれば不載）

同　十四年一月牧ノ島ニ地ヲ賜フ、三千餘坪。

同　十五年八月、社殿略々成ル、七日、正一位ヲ贈ラル。

同　二十年五百五十年祭ヲ擧グ。

同　三十三年四月遺兜國寶ニ、定メラル。

同　三十四年五月二十二日、神祠ヲ、福井市足羽山ニ遷ス。

藤島神社、御旅行　大字牧島に在り別格官幣社、藤島神社（福井市足羽山に在り）の舊社殿ありし地なり。明治九年、官、先づ社號を賜ひ、社格と、例祭日（戰役の日を陽暦に推歩して定む）を定めしが、次で、十四年一月社地を此處に賜ふこと三千三百餘坪、夫より、社殿經營す、十五年六月、官の經費のみにては、建築充分ならずとて、大館宮司、義捐を募りしが、略々成りたればにや、八月七日には、正一位を贈られ、九月二日は、神主を遷し、其當時の縣令命を奉じて、參向贈位を奉告せり。

藤島神社御旅所

正一位を贈らる奉告

天皇ノ大命ニ曰セ、贈正三位源朝臣ノ墓ノ前ニ福井縣令從五位石黑務ヲ使トシテ、宣給ハクト宣ル、往日、年號ヲ、元弘建武ト云シ頃、天下亂レニ亂レ、人心荒ビニ荒ビテ天津日嗣ノ登キ事ヲモ、知者無リシ時ニ、汝命ハ、清ク、直ク、明ク、正キ誠實ノ心ヲ、振起シ、皇御稜威ヲ、彌廣ク、彌盛ニ、助奉リ、作奉ラム、ト爲テ、家族親族ヲ引率、射向賊等ヲ伐罰メ、最後ニハ、戰

場ニ身殁給ヒキ惟己命ノ身殁セシ耳ニ非ズ、兄弟子孫ニ至ルマデ、都我ノ木ノ、彌繁々ニ
草半須屍水都久屍チ、
天皇ノ御楯ト爲テ、許多ノ年ノ間、生ノ遲仕來リシコトモ、專汝命ノ勳ニ依テ、然在ル者ソ
トナモ當モ、御思ス。凡、汝命ノ皇朝廷ニ仕來リシ狀ハ天地ノ共臣ト云フ、臣ノ誼ト在ル可
シト御思スカ故ニ、先年藤島神社ヲ別格官幣社ト、定來給ヒシ、又正三位ヲ、贈ウセ給シカ
ドモ、尚、不飽足御思シテ、今度、特殊ナル
大命以テ、茲ニ使遣テ、更ニ正一位ヲ、贈給フ、故斯狀ヲ聞食ト宣給、
天皇ノ大命ヲ、聞食セト宣ル。
明治十五年九月二日、

社殿を足羽山上に移す

夫より、二十三年には、保存金を三十年間、七百八十圓宛、下賜さるゝ事となりしに、明治二十九年の大洪水に、社殿も汚されしを歎き、宮司今井清彦熱心に盡瘁して、遂に足羽山の東部に、新社殿を建築し、三十四年五月二十二日遷坐されしなり、されど此地は御旅所として、永く保存せらること〻なれり、福井市を北に距ること四町、三國道の西側に在り、藤島神社には、新田義貞を祀り、弟義助子義顯、義宗義興及殉難將士を配祀しあるあり。

式内麻氣神社

麻氣神社　延喜式内の社牧島に在す乎（古名考）の説あり

小黒丸城跡

小黒丸城跡　大字黒丸に在り、暦應の足羽七城、又は黒丸五城と數ふる城砦の隨一にして、今も、荷塹濠の迹を、僅に存せり、相隣りて、郡あれば郡の黒丸とも稱せしなり、（南山巡狩錄）云延元四年七月（十六日）官軍、東西の諸手相集り、六千餘人、黒丸の五ヶ城をさし挾て、攻たりしかば、河合孫五郎（異本に彌五郎種經降人になりて、畑の手に屬す乃、此勢を合はせ、十六日、足羽の乾なる、小山に上りて夜もすがら、鬨を作り、後陣の勢あつまらば、攻入らむと見せたり、けるに足利高經、城に火をかけ、加賀國にぞ、落ちたりける、太平記

日本地名辭書云、（榜本古文書）に五月三日、越前宮方蜂起により足利尊氏軍勢を催促する事あれば、所々の合戰を、太平記に、七月に、のみかき記せど、其實は、夏の初よりありし也。按に、之れ新田義貞の、再合戰にして、義貞戰死の翌年遂に、黒丸城を攻陷せしものにて、詳細は、（太平記）、二十一任遺勅被成綸旨事附義助攻落黒丸城事の條に詳記しあれば參看を乞ふ（若越寶鑑）また、縮めて記せり見るに足るされど、巡狩錄の必要點のみなるなこいには採れり。

梅園笑話には義貞が、戰死の日、藤島城を攻むとあるは、此城の事なりとの説あり新田塚の條に保けたり參看せよ。

越藩世守錄云朝倉敏景、七世祖、廣景仕斯波高經、自但馬、來據黒丸、相繼至敏景、

朝倉始末記（朝倉廣景）を當國坂南郡黒丸城に居へ置給ふか故に黒丸右衛門尉廣景入道

下篇　各村誌　西藤島村

と號す

福井巡覽福井心月寺　吉田郡、黒丸に在りし、云々

心月寺過去帳心月寺開基、大圓院殿、心月宗覺大居士、孫右衛門教景於黒丸、心月寺建立、寛正四癸未七月十九日、八十四歳。

新安手簡云越前、朝倉祖、黒丸入道など一條家の黒丸庄を預られ候ひしより、彼國に窮據し候事は、一條の(裝束抄)にも、見え候ひき。

など散見すれど、定めて、此地なりや、また坂井郡にある大黒丸なりや、定だかならず。暫く錄して後賢の鑒別を俟つ。

城迹考、小黒丸城迹、足羽七城之内、足利尾張守高經、藤島郷黒丸(村)より、吉町許北の方、島の中九尺許の四方の城塁其外田畑の中、石垣所々あり、福井より一田許。

越藩史略云(片聲記)に秀康公、北庄の卑地なるを以て、黒丸に城を移さんと欲せられし由記せるは、或は然らん、黒丸の地は、治世大國の都會とするも可なり。

以て、古來より、形勝の地として、着眼せられしを知るべし。

村民云傳ふ、此城攻陷の後、數十年間は、足利氏の末族、居城せしも、文安年間、火災に罹り遂に、廢趾となりぬ、足利氏、滅亡するに及びても、殘族、餘黨、尚ほ、廢趾に、永住し、農を業とせり是れ、現今の大字黒丸の起原なりと。

因云、同大字民には足利氏の、徽號たる、圓に二つ引兩を定紋とする者、數多あり。

土橋城趾本村大字土橋なるべしされど、今定かならず、甲斐八郎が籠りしを、朝倉

敏景攻落し五代繁榮の素因を作りし地なり、

應仁記云越州へは、武衛義敏、下向しける、甲斐、山名方にて、土橋城に籠りける、如何にしたりけるにや、義敏も、土橋城に籠らる、其頃朝倉父子、在國しければ、之を、道潤して、國を治むべき由、御教書を被下、下樋田口の合戰に、敏景父子、盡粉骨、甲斐八郎を攻落、甲斐は江州海津邊へ沒落す。(とある)此鮫　吉田落陵按に、朝倉系圖に、樋田合戰とあるは是ならむ。

城迹考云　宇田彦太郎、土橋村の内、二十四五間に、十間許の所あり

宇田屋敷迹

福井より一里許。

郡　古代の、郡家の迹なるべけれど、今郷名を失ふ。(地名辭書)

首塚　給圖記云(郡十二三間四方、天正年中、一揆の時、敵(ミカド)陣に、首塚築くといへり。

首塚

川島、　國給圖(郡)南北四百六十四間、東西四百二十七間(とあれば、昔時は、洲ありしなるべし。

山形舟渡　馬船(海老助)國給圖川幅四十六間、水二丈一尺、岸九尺、楢原(坂井郡大安寺村)へ渡る、(延喜式)にある、山方神社は、此處に、在せりや、(古名考)との說あり。

山形舟渡

式内山方神社

糟溜(カスヒ)舟渡　馬船　國給圖川幅五十五間、水七尺、岸六尺五寸、足羽郡、深谷村へ渡る坂井郡本郷谷へ入る道筋なり、

糟溜舟渡

額田郷

足羽社記云足羽郡、郷名額田、今云糟溜、按應神天皇ノ子、額田大仲彦皇子、又(姓氏錄)云額田部湯座連、天津彦根命子、明立天御影命之後也、允恭天皇御世、被遣薩摩國、平隼人、復奏之日、獻御馬一疋、額有町形廻毛、天皇喜之、賜姓額田部、又、推古天皇幼曰額田部皇女、父欽明天皇、然則繼體天皇之孫也。(古名考)には(和名抄)に載する、額田郷なるべしと記せり。

式内御門神社

御門神社　(延喜式にあり)三ッ屋ノ神社乎(古名考)三ッ井、今云三ッ屋、(村)此神座處也、乃名亦如此、今有若宮森、是古之社也歟、相傳稱、藤島六郷(上三郷下三郷)之祖神也、(足羽社記)

蟹將監屋敷

蟹將監屋敷跡　城跡考云西堀(村)の中、三十間許四方の所有り、福井より三十町許。

祇王祇女屋敷跡

祇王祇女屋敷跡　城跡考云三郎丸(村)より、三町東の方に、十五間ばかり四方の所、當時祇王堂あり、福井より二十七八町

按に、大字三郎丸は、蓋、祇王三郎丸と云ひしものにて、祇王について二三の考説あり。細志云祇王屋鋪跡、堂を建て、觀音を安置す。私云祇は、妓か其妓の道に長せるを以て、妓王と稱せらるゝか。

絲魚川藩祖の隱家

歸雁記祇王の里(即大字三郎丸)と云所に、祇王御前の住し跡あり、平相國の時、召れたりし白拍子なり、此御前の守り佛なりとて、如意輪の堂、此所にあり、佛御前におもひかへられて、入道の屋形を出るとて、障子に書付しとかや、聞えし歌(盛衰記)(平語)

もえ出るも、枯るゝも同じ、野への艸、いつれか秋に、あはてはつべき。

絲魚川藩祖の隱家、　大字深谷なりしが、藩祖江戸に逃れしより、新田塚廻てし、松平光通、自害するに至りしなり、されど、今は何處とも、定かならず、茂昭は、彼藩主より入りて、福井藩を襲ぎしなり。

越藩君臣年表云延寶元年、直堅公逸して、江戸に之く、

眞霧草紙云一元絲魚川(後號清崎)家、松平日向守也、祖先權藏は、まさしく、大安公の御子にして、深谷村邊に隱し置たまふを、權藏樣、逃走して、江戸に至れり、依之、大安公には殊の外、御心配有之候て、終に、自刃の凶事あり、權藏は明石家の祖先、但馬守に、依賴し、此時、但馬守は、大安公とは、伯父甥の續なれと、中悪しく、大に悅びたまひて、盡力周旋、御老中へ申出、一萬苞を賜ふ、夫より、追々一萬石となりて、日向守家の祖先と、相成る、大安公の、如斯御配勞被爲在候事故、族當家は、親族、一族の交際を拒絶し

松平直堅小傳

少も付合さるなり、隆德公の御代に至て、初而、兩敬の待遇を與へ、日向守より、年始位に來邸せらるゝことゝなれり、余の代に至りて、日向守直春に、格別懇親を結び日向守家へ招請に預り、酒宴を開きたること一度あり、初而、一族の交際をなしたる也。備考の爲に、こゝに記しぬ。

準道云、系魚川とは、如斯、格別御交際も無之な、正二位慶永公御代にいたらせられ茂昭公の御妹君鎮姫様な、慶永公の御養女に被遊、阿部伊勢守殿へ御縁組あり其後、茂昭公には慶永公御跡な、御相續ありしこと抔は、實に奇偶と可申也、

越藩史略系圖云直堅光通男、從五位下、松平備中守、母某氏、幼名權藏、慶治元年、生藩、延寶元年、遷如東郡、五年、給一萬石、元祿十年正月十七日卒、四十歲、號法嚴院殿、

同　卷五云、延寶元年秋七月、諸作六月二十日夜是より先き、故あり、權藏直堅君を、八幡邑一云、一光邑、○諸云、坂井郡荒谷邑、即君匿處、に居らしむ、一日、微服潛行して遁る。圖書寮本延註曰、諸云、以母微賤、在民間、君留書云臣不肖、候、卿民間、順入高野山、永爲緇徒、云々堀十兵衛、命を奉じ、追て、今莊驛に至り、之に及ぶ、君歸るを肯んぜず、十兵衛自殺す、君遂に、遁れて關東に行き、身を但馬に托す、君時に年十有六。一云十八公、道井河平右衛門奥勝、江戸告權藏君非公之子、

明治の二大の戰役

從軍者

戰病者氏名

明治の二大戰役と本村

二十七八年の役には

從軍者　十八名

三十七八年の役には

陸軍

從軍者　九十三名　戰死十一名　病死二名　疾病八名

海軍

從軍者　九名　戰死一名

殊勳者　生存四名　戰死一名　病死一名

陸軍歩兵軍曹勳七等功七級　竹内幸作

明治二十七年十二月廿六日清國盛京省盤龍山に於て　同　同　伍長　同　同　吉田孝太郎

明治三十八年三月十日清國奉天省東塲上に於て　同　同　同　勳八等同　西川勘右衛門

明治三十八年三月八日清國奉天省大小方士屯に於て

下篇　各村誌　西藤島村

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級　鳥村林太郎
明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面柴に於て

同　同　同　同　野坂松四郎
明治三十八年三月十四日清國郭七屯第九師團第二野戰病院に於て(負傷基因)

同　同　一等卒同　坂井常吉
明治三十七年十二月三十日清國長岑庵第九師團第三野戰病院に於て(負傷基因)

同　同　同　同　北川末五郎
明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面柴に於て

同　同　同　同　川下七次郎
明治三十八年三月十日清國來天省東陽上に於て

同　同　同　同　紺谷惣吉
明治三十七年九月三日清國盛京省隙堂西方高地に於て戰死

同　同　同　同　木村惣作
明治三十七年十二月二日清國背泥窪兵站病院に於て(負傷基因)

同　同　同　松井與三吉
明治三十八年二月二十八日清國盛京省地塔附近に於て

海軍一等機關兵曹勳七等功七級　北村善吉
明治三十八年二月二十八日清國旅順口沖に於て

右戰死

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級　北村豐三郎
明治三十八年三月二十四日金澤陳備病院に於て

同　同　一等卒　同　藤井多作
明治三十八年三月二十三日清國遼陽兵站病院に於て

右病死

共に、是れ皆靖國社頭、永く國家に、祭祀せらるゝ、幸福の人

生存者にして、殊勳ありしは、左の人々なり。

陸軍二等主計從七位勳六等功五級　高島篤治

殊勳者氏名
高島二等主計小傳

木村上伏の人にして、明治十一年一月十日に生る、福井中學校を卒業し、一年志願

兵として、明治三十四年四月第三十五聯隊に入隊す、同三十六年十二月、三等軍吏に任ず、同三十七年五月同聯隊の充員召集に應じ、盤龍山附近の戰鬪及び旅順第二回總攻撃二龍山攻撃に參與し、同年八月二十八日第三軍司令官より感狀を與へらる、同三十八年二月二等主計に陞みたり。

陸軍歩兵特務曹長勳七等功七級　大久保才一郎
元同　同　伍　長同　同　稲木傳之丞
同　同　上等兵勳八等同　野坂喜太郎

河合村

位置　本村は、郡の西北隅に位し、東は森田村北は、坂井郡、春江村に接し、南西は九頭龍川を隔てゝ、西藤島村及、坂井郡、大安寺村に隣す。

地勢　平坦にして、西北に向ひ緩なる傾斜をなし、越前平野の大動脈たる、九頭龍川の流域に沿ひ、地味極めて肥沃、灌漑頗る便なれども、水流緩なるを以て、雨期には、河水氾濫して毎年、多少の水害を免かれざりしが、近來、河川改修工事を施し、水害を被るの憂なきに至れり。

土地　土地　東西、凡二十五丁、南北、二十丁に亙り、總反別五百九十九町五段八畝四歩内耕地、五百七十町一反四畝二歩、宅地、二十八町九反三畝、二十四歩、山林原野、五反五歩雜地四歩あり。

區劃　區劃　中角、網戸瀬、勝見、二日市、山室、高屋川合、鷲塚、六日市、の八大字より成る。

戸口　戸口　五百二十八戸　三千〇五十四人（男千四百二十九人　女千六百二十五人）

交通運輸　交通、運輸　縣道三國道は、對岸中藤島村より、中角橋を越え、本村中角に來り、夫より村の東端を、南北に縱貫して、坂井郡に通じ、郡道南浦街道は、森田村より來り、中角にて、三國道に合す、地、森田停車場に近く、道路、凡て平坦なるを以て、車馬の往來頻繁なるのみならず、九頭龍川は、村の南境より、西境を繞りて舟楫の便を與へ、水陸の運輸交通の便、能く開けたり。

産業　産業　主なる生業は、耕作農にして、一部は、漁業を營む、副業たる機業養蠶業亦盛にして、養鶏も漸次盛ならんとす。又屋根葺を爲す者あれども、其數多からず。

土地水田多くして、畑地少し、排水不便なるを以て、二毛作に適せず、故に、物産は殆ど

米のみなり、二日市の蠶業は、一時繁盛を極めしが、河川敗地として桑畑の大部分を失ひたるため、自然衰退したり、又、高屋、山室の牛蒡は、長四尺以上に達し、其名著しと雖ども、産額多からず、今、本年四月調の、産物を擧ぐれば左の如し

米	九四四〇石	麥	六二〇石	大豆	五八〇石
小豆蠶豆	一六四石	菜種	一五七石	粟	四六四石
芋	五六〇貫	蒟	二〇〇貫	羽二重	三〇〇〇疋
川魚價	三〇〇〇円				

賭税

諸税　國税一萬二千五百三十一圓六十五錢、縣税七千百十九圓七十三錢、村税三千三百二十四圓六十錢四厘なり

沿革

沿革　本村は、現今の森田村を、合はせて、古來、河合郷と稱し、(早く、高山寺本(和名抄)にも、其名見え、網戸瀬は該書に記せる、阿味郷なるべしとの説もあり。(二日市は近郷)舊幕の頃には、福井領なりしが、其頃の大庄屋は、坂井郡藤鷲塚(春江村)の久保庄右衛門にして、府中領の組頭は、二日市の、加藤利右衛門なりき。明治の始、郷長、里長を置かれし際には、郷長は坂井郡、兵庫村、野村、勘左衛門、里長は、同村、富田彌五平、本郡中藤島村、龍田利見なりき、其後制度變りて、大小區となりし頃は第十一大區(區役所は森田)に屬したることもありしが、明治十七年官選戸長の時、始めて、現今の本村を、行政區域となし、後、二十二年町村制實施の際本村を組成せり。爾來の村長氏名は、左の如し)

村長

自明治二十二年五月至同二十五年四月	五十嵐　千代三郎
自二十五年四月至二十七年三月	加藤　源太郎
自二十七年四月至二十八年七月	加藤　庄右衛門
自二十八年七月至二十九年三月	五十嵐　千代三郎
自二十九年四月至三十一年三月	加藤　源太郎
自三十一年四月至三十四年六月	增田　傳太夫
自三十四年九月至三十七年二月	松川　三郎右衛門
自三十七年三月至三十九年五月	加藤　源太郎
自三十九年五月至三十三年五月	酒井　伊右衛門
自三十三年五月至四十年七月	北下　熊藏
自四十年六月至現今四十年七月	黑田　甚兵衛

(村長職務管掌吉田郡書記)

村役場

村役場　は町村制實施の始めに、中角に置きしを、二日市に一年間許移轉し、明治

二十八年現今の地川合鷲塚)に新築したり。

巡査駐在所　は最初中角に在りしを、明治三十三年更に高屋にも設けて一村に二ヶ所となし、四十年に、合併して、川合鷲塚に移轉したり是れ現今のものなり。

教育　明治六年の春、初めて、中角(光福寺)に中角小學校を創設せしが、其翌七年

教育小學校の創設

三月、中角小學校を分ちて、四校とし、高屋、六日市は、高屋に(信行寺を借り受け)高屋小學校を、山室、三日市は、山室に(安養寺を借り受け)山室小學校を川合鷲塚は、(民家を借り)、鷲塚小學校を設置して、教授を行ひ、中角小學校は、龍陽小學校と改稱せり、明治二十二年、簡易科を置かれし時には、四校共に、皆簡易科となれり、二十九年、高屋、山室二校を合して河合尋常小學校と稱し、三十三年九月、校舍を新築して、之に移り、村内三校ありしを、本年七月、合併して、河合尋常小學校となし、中角に、分教場を置くことゝなれり。

河合尋常小學校

又本村内に於ける、各種の團體を、擧ぐれば左の如し。

各種の團體

村農會

在鄉軍人團

鄉友會

青年會

社寺　白山神社　大字中角に在り、社傳云、毫光橋(三國道に架す)下、夜々光輝を見る、里民怖れて近かず、日暮るれば、行人を絶す、偶〻一僧あり、此の話を聞き、翌朝探りて、一神體を得たり、里民其の神體を祀れるもの、即ち本社にして、以來、橋名をも斯く改めたりと。

社寺白山神社

矢放神社　矢放神社、大巳貴命川合鷲塚に在り、(越前名所拾葉云)往昔、この邊沼の如き所にして其小高き所に、一の樗蓄たる老槻ありしが、梢に大なる荒鷲巣を營み、越前の國角鹿より、能登の羽咋、鳳至に通行する、旅人に害をなせり、然るに、天より、大巳貴命、天降り給ひ、此荒鷲を射止めたまふ、其大木の下に鷲を埋みて、鷲塚と稱す、これ村名の始なり、後人其處に、大巳貴命を祀り、矢放大明神と崇む、今も尚、神社内に塚の形ありて土地高く丘の如し、後、新田義貞、本社境内に假砦を作れりと傳ふ。

矢放神社

光福寺　光福寺(眞宗本願寺派)　大字中角にあり、寺傳云、天平五年、田ノ谷(坂井郡大安寺村字説

法寺山に創立したる、眞言宗（明細書には天台宗とあり）の一寺にして、傳谷山興福寺、大師堂と稱せしを、永仁元年、住僧貞蕃、此地に移り、正和元年、本願寺覺如に歸依し改宗す。

故に貞蕃を開基とす、後、天正の兵火に罹りしを、享保六年、現今の本堂を再建し、十世釋順の時、本山の命に依り、興を光に改め、夫より現今の名を字に用ゆと。

其他

信行寺　眞宗本願寺派　大字高屋に在り、（明細書云嘉永六年三月十五日文書燒失由諸不詳）

安養寺　眞宗大谷派　大字山室に在り、

松智寺　法華宗　大字二日市に在り、

古蹟

古蹟　卷の堂、大字山室卷垣内に在り、產土神として、之を祭る、傳ふ、宇多帝の寛平中、平泉寺の僧夢告に依り、一神像を九頭龍川に投ず、像流れて、本村、山室の淵に逗まり、三日三夜奇光を放つ、里民其像を祀る、即ち、此堂なり、其淵は、神卷淵と云ふと。

卷の堂

取立堂

取立堂　大字山室に在り、卷の堂に祀りし神像、其神慮に適はざるを告ぐ、依て新宮を作りて、之を祀る、即ち此堂なりといふ。後、神像を八重卷（森田村に移せり、されど、現今も里民之を祭祀す。

廣瀨主計屋敷迹

廣瀨主計屋敷迹　城迹考高屋村際、卯の方、畑の内、五十間に、三十間許の所あり、福

井より二里半許。

乙部屋敷迹

乙部屋敷迹　大字中角の西方、字多知にあり、城跡考云朝倉家、乙部勘解由左衞門、河合郷、中角村際、申酉の方、畑の内、四十間に、二十間計の所、堀の形あり、福井より、一里許といへるものにて、庭石なりと、傳ふる。大石尙ほ存す、十數年前、光福寺主島津日章境内へ運びしに、毎夜泣聲を出しゝ故、之を運び還せりといふ。

鰐淵塚

鰐淵塚　大字網戸瀨に在り、給岡記に巽に、塚あり、高塚といふ。由來不知といへるものにて、明治三十一年打崩して、畑となし、小碑を立て、かく名づく。

空也上人墳

空也上人墳　大字鷲塚、矢放神社境内に、墓石の破片、纍々たるを見る。給岡記云矢放明神境内、塚あり、空也上人の古墳と云傳ふ。

神卷が淵

神卷が淵　大字山室の一地名なり、八重卷重陽寺の神體の流れ來りし處と傳ふ、されば、古は、河岸なりしならむか。

岡田が淵

岡田が淵　大字山室の地界と西、九頭龍川との間にありしといふ、現今は、其跡を存するのみ、里民云ふ、昔、は此淵三つに分れたりと、蓋し神卷が淵を、漸次、天然と、人工とにて埋め立て、田畑と爲し、今は其名に存するのみとなりしものならむ。

中角渡

舊三國街道

大字高屋、山室の西方民家近くには、地下五六尺の所に、幅二間許にして、南北に長く亙れる、砂利道の跡あり之れ、舊三國街道にして、往昔は、中角、高屋山室、及二、日市を經て、坂井郡安澤に到りしなりと、云ひ傳ふ。

中角の渡　明治七年までは、舟渡にて國給圖に舟渡、馬船、川幅四十七間、水二丈二尺、岸四尺とあるもの之れなり、古くは崩の兩所の渡とも、呼び(上篇交通の章參看)ナカスミと云ひしを、何時の頃よりか、現名を呼ぶに至りしなり。此邊は、天正の一揆の騒の古戰場にて、其名史上に散見し、舊幕時代には、大砲の試射をも、爲せしといふ。

七國志云　(永正三年)中角ノ渡ヘハ、山崎長門守交子ヲ大將トシテ指向ケラル、長門守カ嫡子小次郎ハ其比、道世アリテ、祖桂ト號ス、相從フ衆ニハ、中村五郎右衛門尉、同九郎右衛門尉神九郎左衛門尉、牛田次郎左衛門尉、江守、新保以下、凡其勢二千餘騎、黑丸村ニ陣ヲ取リ、敵遲シト待カケタリ。

係リケル處ニ、石川、河北、越前ノ一揆共、都合其勢五萬七千餘騎、中角ノ渡ヘハ、押寄タリ、早リ雄ノ一揆共、前後サモ見ツクロハス、馬ヲヒタ〳〵ト打入レテ浮ヌ沈ミヲ渡シケリ、爰ニ、山崎祖桂ハ、眞先カケテ一戰シ、名ヲ、後代ニ止メント、思ヒスマシ、八月二日ノ寅ノ刻ヨリ、黑丸ノ城ヲ、打ツ立テ、寄來ル敵ヲ待居タルニ、寄手ノ方ヨリ、河合藤八ト、名乘ツテ、緋威ノ鎧ニ、金瞹ノ鍬當シ、連錢蓋毛ナル馬ニノリ、河ヲ一番ニ渡シテ、駆出シ、祖桂得タリ賢コシト、驅合セテ、馬ヨリ飛下リ、暫シカ程、土煙リヲ立、鋒ニ殘花ヲ亂シテ、戰ヒケルカ、河合何トカシタリケン、太刀ノ鍔本ヨリ、三寸バカリ深テホキト折ル、祖桂スカサス、ツト入テ藤八郎ヲ組フセ、首掻切テソ立タリケル、時ニ、又、寄手ノ方ヨリ、財町ノ圓正ト云フ、大剛ノ法師、黑絲威ノ腹卷ニ、釣鐘ノ指物サシ、駿駮ナル馬ノ、ハヤリ切タルニ、乘テカケ來ル、中村五郎右衛門尉、柵木ノ内ヨリ渡リ合セ、道ツ返シツ戰ヒケルカ、互ニ引組テ、兩馬カアヒニ、落ケルニ、中村取テハネ返シ、押付テ、圓正カ首掻切リ、鋒ニ指貫キ、本ノ陣ニ引返ス、由タシクソ見ヘタリケル、其後ハ、敵味方入レ亂レ、喚キ叫テ戰フ程ニ、中村九郎右衛門尉、新保、江守等モ、面々ニ、分捕高名ス、寄手ノ方ニハ、大將トタノミツル、河合、財町尉死シケレバ、士卒色メキ立テソ、見ヘタリケル。

南越雜話云　高田三郎右衛門は、徒士也しか、武田家の兵學に通ずるを以、其門に遊者若干、後騎士に列す、少祿を食ふといへ共、威儀嚴重、常に、玄關より出入す、若黨出て、送迎し、家中の權門、兵法を談せん爲めに招くといへ共、怠を以て不迎は不到、然れとも上下彌重用す、或時中角河原に於て、地雷砲を試む、火を移すの時、尅少し遲く、暫ありて、火大に發す、其勢山を裂、河水逆上らんとす、見る人、魂を消し、井原某も行て見物す、事終て、三郎右衛門に謂て曰く、火藥の法調ふといへども、火を移す時、尅相違せり、可惜事歟といふ、三郎右衛門答て曰く、我は唯藥の分量、得失を試むるを以て宗とす、此器は、是敵千萬人を殺すの器也、圓に當て用時は、我手自ら火を取てさし、千萬人を亡さん爲に、一命を捨んこと惜にたらす、此時は尅限相違することなしとそ言き。

墓碑　春江堤防水閘紀念碑　大字二日市の北方に在り、周圍に方五間の石柵を構ふ、其碑面に、

明治元戊辰年企畫
五十嵐千代三郎
春江堤防水閘紀念碑
加藤源太郎
明治三十一年三月起工同三十二年七月竣功

と刻せり。

五十嵐千代三郎、加藤源太郎は、共に二日市の人なり、夙に、九頭龍川の氾濫を防ぐに盡瘁し、春江堤防の築造を企て河川改修工事の素を爲り、又養蠶を勸奬して其盛況を見し等各方面に力を效せしが、千代三郎は、去明治三十九年一月十二日病歿し、源太郎は現存し盛に養鷄を試み居れり。

蓮如上人舊蹟碑　大字高屋にありて、方五間許の石柵を周らし、中に碑あり。碑文左の如し。

春江堤防水閘紀念碑

五十嵐千代三郎
加藤源太郎

蓮如上人舊蹟碑

正面　蓮如上人御舊跡

側面　（此所上人御逗留の地福井御座光明寺古跡）

同　天明五年乙巳三月建之

一字一石碑　河合村山室に在り、眞宗の音曲の名人、小野田與三右衛門の爲に門弟の建てしものなり。

人物　三部妙典

人物　八杉某天正の一揆の騷に、頭領株として活動したりしが、天正三年、僧俗等軋轢の爲め、謀殺されしこと（七國志）に見ゆ、唯河合の庄とのみ記して、何處の人なるかを詳載せず。

維新後には、五十嵐千代三郎、加藤源太郎あり（春江堤防水閘記念碑の條參考）養蠶に熱心し、本郡に於ける蠶業の先鞭を着けたり。

又三十八年東京帝國大學醫科大學を卒業したる、五十嵐英一あり。

明治の二大戰役と本村

明治の二大戰役と本村、

二十七八年戰役には

從軍者　無

下篇　各村誌　河合村

三十七八年戰役には

陸軍

從軍者　五六（內戰死三　病死三）　殊勳者　生存四（內戰死一　病死三）

海軍

從軍者　內病死一

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級　戸川新助

明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て

同　同　一等卒勳八等　木村善次郎

明治三十七年十一月二十六日清國盛京省二龍山に於て

同　同　同　吉村仁作

明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て

同　同　二等卒同　町井保治郎

明治三十七年九月三十日清國盛京省揚家屯第九師團第一野戰病院負傷基因）

同　工兵二等卒同　寺井文吉

從軍者

戰病死者氏名

明治三十七年九月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て

右戰死

陸軍歩兵上等兵勳八等　中橋市藏

明治三十八年七月三十一日清國盛京省旺清患者療養所に於て

同　同　一等卒同　加藤吉松

明治三十八年十月二十九日清國盛京省紅石樽舍營病院

同　輜重輸卒同　寺井榮作

明治三十八年三月二十日清國盛京省王家窩棚舍營病院に於て

海軍二等兵曹　重永喜一

明治三十七年八月二十六日病院船神戸丸に於て

右病死

殊勳者氏名

共に是れ皆靖國社頭、永く國家に祭祀せらるゝ幸福の人。

生存せる殊勳者としては、左の人々あり。

陸軍歩兵特務曹長勳七等功七級　酒井慶造

同　同　上等兵勳八等功七級　朝田仁右衛門
同　同　二等卒同　同　乙部春吉

森田村

位置　本村は、福井市を距る、北一里十二町にして、郡の北部に位し、九頭龍川の北岸を占め、北陸街道に沿ひて西は、河合村、東及北は、坂井郡磯部村春江村に隣す。

地勢　本郡平坦部に屬するを以て山なく、丘なく地味肥沃、各種の農産豐なり

土地　耕地反別左の如し、但し、此外に目下整理中に屬するものあるも未だ確かならず。

水田	三百五十六町八反二十三歩
畑	九十三町八反三畝九歩
宅地	二十六町九反九畝二十九歩
雜地	十一町二反二畝一歩
合計	三百八十八町八反六畝二歩

區劃　本村は稻多、古市、下森田、八重卷、天池、上森田、石盛、定正、上野、栗森、漆原、河合新保、河合寄安の十三大字より成れり。

戶口　六百八十戶、四千百九十四人（男二百十七人、女二千百七十七人）

交通運輸　鐵道北陸線は、福井市より來りて、村の西部を經て、北に向ふ、其の間に森田停車場ありて、交通自由なり、北陸街道は中部を縱斷し、郡道、南浦街道は、森田停車場より西して、三國街道に會し、郡道森田道は、坂井郡春江村より來りて、大字下森田にて北陸街道に會す、川舟は、上志比村に遡り三國港に通じ、運輸の便缺くる所なし。

森田郵便局　森田郵便局、大字稻多に在り、明治二十四年十一月六日の創設にして、稻田郵便局と稱し、同時に、貯金事務をも開始したり、翌年五月十六日より、內國爲替同七月十日より、外國爲替の取扱を開始し、三十二年十二月一日よりは、小包郵便をも開始し、三十九年一月一日より、現今の名に、改められたり。

局長　創設以來の局長

久保伊左衛門

（創設以前に、稻多の白川利右衛門、局長たりし、郵便局及中藤島村、舟橋、龍田利見の

局長たりしものも置かれしも、茲には、之を省略す。）

森田驛

森田驛　大字八重巷にあり明治三十年六月、建築等落成、九月二十日、福井、小松間の鐵道交通開始と共に、置かれしものにして、驛地四千二百一坪七合あり、三十四年三月十六日より、公衆電報をも取扱ひ、四十年度の總收入は、一萬四千六百四十一圓なり。驛長は、平野治五（自三十年九月三十日）、黒田繁次（自三十一年三月十六日）、中村唯七（自三十三年六月十日）、松田邦美（自三十四年六月十日）、石田彦次郎（自三十七年十二月廿一日）、林彦松（自二十八年五月二十七日）、河村正彦（自四十一年二月二日）を經て

驛長

現今の驛長は、石井瀬（自四十二年五月二十七日）なり。

產業

產業　農業を主として、商工業之れにつぐ、從て米、菜種、大豆、平午麥（十三萬五百餘本）等の產多く、絹織物は、本村特產物なり、今、是等の產額を記すれば左の如し（明治四十一年度）

農產

米　六千九百七十六石　菜種　四百五十三石　大豆　百十六石

絹織物

總疋數六萬四千百三十七疋、代價百四十三萬千六百六十二圓にして、輸出物と內地物とに別ては左の如し。

輸出物、

種類	機臺數	產額	代價
紋羽二重	千七十	三萬八千五百二十疋	七十一萬二千六百二十圓
平地	二百九十五	四十七萬五千七百七十六疋	四十七萬五千七百七十六圓
力織機	七十	四千六百二十疋	十二萬千九百六十八圓
計		千四百三十五	五十一萬八千九百十六疋	百三十一萬三百六十四圓

內地物

紋羽二羽、綸子、綾、色綾、色紗、色緞子、袈裟地、金襴、紋紗、紋紬、生緞子、山吹、平着尺等種類甚だ多く產額一萬三百七十七疋代價十二萬千二百九十八圓なり。

絹織物の沿革

本村の絹織物は、明治二十一年六月、早見光太郎、後藤龜吉、加賀人島田某を聘して平地羽二重を傳習せしに始まり、其翌年より、ハンカチフ織を始めしが、二十五年に至

り、俄に勃興し來り、二十七年に、紋羽二重、二十八年に內地物を織り出す等、年々其歩を進め、現今の隆盛を見るに至りしものにて、郡內唯一の機業地たるのみならず、其產額福井市に次ぎ、今や、電力を利用するもの、亦た頻々として續出し、彌々益〻盛況を呈しつゝあり。

名物よもや

斯く機業の盛なるを以て、本村の收入の半額は、之に依り、他の半額を、農商業に依りて、收得し、以て經濟を維持せるなり。森田の名物として、世に知られたるよもや(菓子)は、柴田勝家が九頭龍川附近にて戰ひし折、當地の商人よりも、(屋號)なる者、功を以て兵糧の殘餘、道明寺糒や五石を賜はりたり、依て、同人工夫し、試に、之を煎り、飴を交ぜて食せしに、味甘美なりしかば、

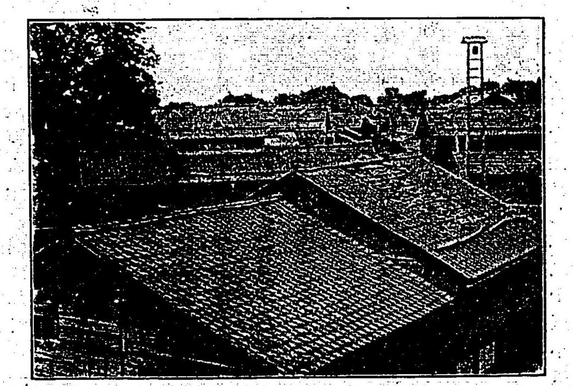

森田村全景

羽二重檢査所、森田支所

屋號を其まゝ、菓子の名として、販賣せしが始めなりといひ傳ふ。

福井縣羽二重檢査所森田支所　大字古市に在り、元絹織物組合の經營なりしを、本年より縣營となれり。(上篇產業の條參照)

米穀檢査所

米穀檢査所　大字下森田に在り(同上)

諸稅

諸稅　國稅一萬二千六十七圓七十錢、縣稅六千七百五十一圓七十七錢、村稅六千百六十二圓六十七錢四厘、用水組合費六百五十九圓二十七錢にして、合計二萬六千百四十一圓四十錢四厘なり。

沿革

沿革　本村は、元河合の庄と稱し、南北朝以來の史上にも見えたるが、文化の頃には、尙ほ今の河合村と共に、河合鄕たりしなり、夫より後、森田鄕と、稱するに至りしも、何時頃よりなるかは、詳ならねど、村內の比較的大邑なる、森田の名に因みて、斯くは呼びしものなるべし。(此例他にも多し)

今上陛下北陸御巡幸の際には本村にて、御小憩あらせられたり。聯合戶長の時代には、下森田外八ヶ村戶長役場を、下森田に置かれ、柳澤謙三、伊藤十藏官選せられて其戶長たり、次て二十二年、町村制實施の時、本村を組織せしは、他の町村に同じ。今町

村長

村制實施以來の村長氏名を擧ぐれば左の如し。

自明治二十二年六月十九日 至同二十五年二月十七日	伊藤十藏
自同二十五年二月十八日 至同二十九年六月二十四日	吉村千代太
自同二十九年六月二十五日 至同三十二年六月二十三日	柳澤謙三
自同三十二年六月二十四日 至同三十三年十二月十九日	小川九左衞門
自同三十三年十二月二十日 至同三十四年一月十五日	鈴木八郎
自同三十四年一月十六日 至同三十五年二月十六日	多田欽作
自同三十五年二月十七日 至同三十六年十二月十六日	早見光太郎
自同三十六年十二月十七日 至同三十七年十二月十六日	松田六平
自同三十七年十二月十七日 至同四十年二月十六日	柳澤謙三

森田の盛衰

森田の盛衰　本村は、北陸道に沿へるを以て、古來旅人の通行も頻繁を極めしと、舊幕時代には、北國大名の參勤交代の際、休處、又は、宿泊所に充てられたるを以て多くの茶屋旅館等ありて、驛の形をなし、又、秀康公、越前に封ぜらるゝや、こゝに倉庫を設け、九頭龍川以北の納米をこゝに納めしめたり。（今尚御倉の腰の字名あり、これ即ち倉庫のありし附近なり。）其の當時は、稍繁盛の土地なりしも、藩封以來、倉庫は三國に移され、廢藩置縣、其他世の變遷に從ひ、旅人は、文明の利器を利用するに至り、殊に、明治三十年代來、鐵道の便あり、一時衰微の姿となりて、昔の跡を止めず、然るに、近年、機業漸く盛にして、今日の域に進みたるなり。

名蹟考云　稻多、古市、下森田、以上三村家樓、舟橋の北、往還街道なり。
北陸道々中記云　寄安か、昔は賴安、石森か、昔は石丸と書きたり。

村役場

村役場　町村制實施以來、下森田の民家を借りて、之を設けたりしが、明治三十四年五月よりは、下森田に在る、本村避病舍事務所を以て之に充て、現今に至れり。

森田巡査部長派出所

森田巡査部長派出所　大字古市に在り、元は、巡査駐在所にして、明治二十四年四月の創設に係り、其頃は本村の內天池、八重卷、稻田、古市、下森田、上森田、定政、石盛、上野、栗森、及中藤島村の內高木、高柳、舟橋寺前を受持區內としたりしが、二十六年十二月六日、本村の內河合寄安、漆原、河合新保の三大字を加へて、第十一號巡査駐在所と稱し、三十三年三月十九日には、第七號巡査駐在所と改稱されて、本村全部を受持ことなれり、明治三十七年五月十五日よりは、現今の名に改められ、隨て部長一名、巡査

二名駐在し、其區域も、本村は勿論、河合、中藤島の二村をも、監督することゝなれり、此改稱以來、部長の交代既に六人に及ぶといふ、

教育小學校創設

松平慶永小傳

教育

明治六年九月八日、大字下森田、淨因寺を假校舍として、小學校を創設し第三十九番中學區內、第百十五番、下森田小學校と稱せしが、明治七年九月、之を、大字古市に移し、第三十九番中學區內、第十五番古市小學校と改稱す、之より先き、八月、大字上森田、嚴教寺を借り受け、上森田小學校を創設し、同十二年、更に、靜修小學校と改稱す、下森田小學校は同十六年、舊福井藩主松平慶永の命名により、温故小學校と改稱す。

名蹟考增補曰　松平慶永田安一位齊匡公第六男、母木村氏、青松院從一位、勳一等、○文政十一年九月二日、生二于田安邸一、天保九年九月四日、以二養命一爲二養子一、十月二十日家督、十二月十一日、正四位下、少將、賜二諱字一、稱二越前守慶永一、同十四年五月十九日、入部、嘉永四年十二月十六日、任二中將一、安政五年七月五日、蒙二致仕閑居之命一、號二春嶽一、文久二年五月七日、蒙二每レ有二大議一可レ參之命一、歲々賜二一萬俵一、同年七月九日、因二勅諚一、以二養命一爲二政事總裁職一、元治元年正月朔、蒙二朝命一參二與於朝政一、二月十五日、爲二京都守護職一、賜二五萬石一、同月十六日、家度公親書、賜二名大藏大輔一、四月七日、辭二守護職一、同月十一日、朝廷、叙二任參議正四位上一、慶應三年十一月二日、有二朝命一、上京、此度幕府大權被レ歸二朝廷一候付、朝廷議定職被レ命、同四年正月十七日、從二朝廷一內國事務總督被レ命、二月四日、辭二大藏大輔一、二月十九日、爲二議定職內國事務局補一、六月二十七日、在二職中納言一、從二位一、明治二年五月十五日、爲二民部省知事一、七月八日、任二民部卿一、八月十一日民部卿兼大藏卿、九月二十六日、叙二正二位一、同三年七月十二十五日免二民部卿兼大藏卿一、定爲二大學別當兼侍讀一、九月二十六日、叙二正二位一、同三年七月十三日、免二大學別當兼侍讀一、辭香間祇候被レ仰付一、同十四年七月十六日、叙勳二等一、賜二旭日章光章一、同二十一年九月十日、特旨、叙二從一位一、二十二年六月三日、叙勳一等一、賜二旭日大綬章一、同二十三年六月二日、薨於東京、六十三歲、八日、葬品川海晏寺松平氏墓域、

靜修學小學校
溫故學常高等小學校

明治十八年四月、靜修小學校校々舍を新築す、同二十六年二月一日、溫故小學校は兩陛下の御眞影を拜戴し、同三十五年四月、校舍を改築すると同時に、高等小學校を併置す、靜修小學校も、同年現教室を增築し、同三十六年四月二十二日、兩陛下の御眞影を拜戴す、爾來、本村教育は、長足の進歩をなし、近年に至り、一人の未就學者なく、校舍狹隘を告げしを以て、同四十一年、兩校共、更に校地を倍加し、增築工事を起し、本年七月落成せり。

各種の團體

本村に於ける各種の團體は左の如し。

村教育會
青年團
學齡兒童保護團

在鄉軍人團

村農會
衞生會

社寺

白山神社

伊弉冊命村社にして、大字八重卷にあり

緣記

越前州、吉田ノ郡、河合ノ鄕、八重卷村、白峰山重陽寺之濫觴、三神安角ノ次男、泰澄大師、幼ニシテ道昭上人ニ從ヒ出家シ凡ソ、顯密之二敎蘊奧莫シ不窮依之、昭公五千餘卷之經論ヲ讀リ給フ、持統天皇ノ御宇、朱鳥十年丙申十四歲ニシテ、越知山ヲ開キ、大谷寺ニ、觀自在ノ像ヲ安ス、蓋師ノ德、海內ニ鳴ルヲ以テ、臥行者ハ能登ヨリ來リ、淨定行者ハ、出羽國ヨリ來ル、臥ハ禪那ヲ修メ、淨定ハ尸羅ヲ行ス、共ニ以テ奉事スト云々、一日、東嶺ニ坐シテ、杳ニ白山ヲ見、玉フ、紫雲峯ヲ周リ、光明洞ヲ照ラス、於是神心欣悅シテ往テ詣セントス、中途ニシテ靈石ヲ得タリ、祥雲垂覆ヒ、光輝映徹ス、師掌ヲ合セ、敬禮ス、乃岩下ニ止リ畢ヌ、文武天皇ノ御宇、大寶二年、遂ニ殿宇ヲ營ミ、豐蘆原ヲ略シテ豐原寺ト號ス、而後裔、老元年六月十八日、險ヲ攀ヂ、高ヲ踏テ、白山ノ神ヲ拜シ、玉フ、是レ所謂、伊弉諾伊弉冊尊也、同六年八月、元正天皇ノ勅ヲ承テ

平泉寺ヲ建立シ、自彫刻ノ斧ヲ運ビ、權現ノ像ヲ造テ、以安置之、龍神感シテ、清地ヲ砌下ニ現シ、以御手洗ニ供フ、三蛇、池是ナリ、爾來、一百六十有餘年ヲ經テ、神殿頻ニ鳴動シ、道路來往ノ人、崇リヲ受ク、衆僧夢ラク、像ヲ投ジテ流水ニ任スベシト、因茲、僧侶彼尊像ヲ以テ、新菰八重ニ纏テ、清涼水ニ浮ブ、忽チ、一身九頭之ノ那迦出テ、像ヲ戴テ大河ニ入、素波揚テ、速ニ下ル、其形勢、首ハ瀧波之淵ニ臨テ、尾ハ二十四町上ニ蟠ル、是ヨリ、河ヲ九頭龍川ト名ケ、所ヲ尾長見ト號ス、終ニ、黑龍大明神ノ向ノ岸、山室村ノ淵ニ、三日三夜、白雲水面ヲ覆ヒ、晴中ニ光ルコト明々トシテ、夜通、和光同塵、結緣ノ始ノ奇瑞ヲ出現シ、大河高ク渦卷テ、流水ノ清キコト、澄々トシテ終日ス、國家安泰、衆生濟度ノ神變ヲ示現ス、自爾已來、此淵ヲ神卷ノ淵ト號ス、村里ノ衆人是ヲ崇敬シテ而其所ニ假ニ宮ヲ建レトモ、神慮ニ叶ハズ、亦新ニ、社ヲ營テ、以テ取立ノ宮ト名ケ萬民群集シテ、捧幣帛揚レトモ湯花ヲ猶又不受、玉、河合ノ鄕ノ眞中ニ遷宮セヨト、詫宣アリト云云、然ルニ、守多天皇御宇、寛平元年六月大路雨逆流成雪高深ク、積、寒風肌ヲ裂キ、餓殍街ニ充ツ、帝太タ嘆之、佛神ニ祈リ、冥加ヲ請フ、厥夜、帝靈夢アリキ、果シテ翌早、越前國司鎭守府將軍、民部卿時長、奏スラク、平泉寺ノ權

現龍ニ乘テ、黑龍ノ向岸ニ止リ、貴賤僧俗來詣群ヲ成スト、其奏スル所、叡夢ニ不違事ヲ感シテ、假宮ヲ造テ、以移之乃重九ノ日ナルニヨリ、勅シテ白峯山重陽寺ト號ス、八重ノ菊ニ纏ヒシヲ以テ、村ヲ八重卷ト號ス、龍神忽チ、此所ニ來テ清水ヲ御手洗ニ供フ、服シ之、灑之、疫病ノ疾ヲ治シ、筋骨肌膚ヲ潤ス、乃其井ヲ阿迦ノ池ト號ス、而後醍醐天皇延喜十七年、藤原ノ仲平ヲ以國司鎮守府將軍、上總介、左近將監、利仁詔シテ、神殿重陽寺ヲ造營シ、同稔ノ秋、菊節ニ還宮アリト云云、朱雀院承平元年六月八日、京都雪降ル事數尺、人寒エ鳥獸死ス、一夕帝夢ラク、金色ノ異人、入來テ告テ曰ク、陛下何ゾ白峯山ノ荒就クコトヲ嘆ザルヤ、遣ニ、破壞ヲ修補セバ嘉瑞頻リニ至リ、豐穣相係ル云云、帝驚寤テ、欣然トシテ、勅ヲ重陽寺ニ下シテ以厚ク再興シ、更ニ、又神明ト、非才天トヲ移シテ三社トナシ、僧坊社、家、神職備リ正月十八日九月九日、祭禮之日ニ定メ竟ヌ

叡岳座主、圓珍僧正ノ門人、白峯山重陽寺
僧都　圓智　書之

天暦七年癸丑九月九日

式内己之須美神社

此境内に、式内己乃須美神社といふあり、〔地名辭書〕には、〔延喜式〕坂井郡三十三社の並小の内、己乃須美神社を、此神社に引當てたり。」と、あり。

八幡神社

八幡神社仁德天皇村社にして、大字古市にあり。

緣起

抑當社及大破所以、由源平兩家之鬪諍也、而後平氏宗盛雖振威於天下、政行甚不中規、是以木曾義仲起、兵而攻北國、臨九頭龍川之岸水、溶々敢不得度焉、干時義仲、詣當社、捧願書、牽神馬、頗請其靈驗也、忽龍神出現、防浩水、須臾爲陸地、以解諸卒之煩也、義仲大感喜而出袖中、於八幡大菩薩之像、安權現之傍、以約當社再興、而義仲入洛陽、雖達平家追討之本懷、爲右大將頼朝、違、而終江州粟津ヶ原、戰死矣、其後、頼朝治國平天下、乃修補神社佛閣也、然後、鳥羽院、文治元年、夷則、當北越、彗星出、大地震、而禁裏之大變、甚以繁、因而詔頼朝、再興於當寺、並國中之大社五ヶ所、而以當社、定河合鄉崇社、而除二十五村之本田七十五町、當御供田、燈明田、祭禮之領、乃以朱印證之、云云、然、三社之神殿、並山門、鐘樓、甚盡美而造營焉、奉行後藤新兵衞尉基清、國守波多野出雲守義重也、神事之歌舞繁華之勝地、諸願成就皇矣哉。

白峯山、重陽寺、住僧都、圓智九世

建久八年丁巳九月

其他

日吉神社　大字稲多にある村社なり。

白山神社　大字上森田にある村社なり。

天滿神社　大字石盛にありて村社なり。

八坂神社　大字定正にある村社なり。

八幡神社　大字上野にある村社なり。

白山神社　大字上森田にある村社なり。

八幡神社　大字栗森にある村社なり。

日吉神社　大字天地にある村社なり。

白山神社　大字河合新保にある村社なり。

神明神社　大字大河合寄安にある村社なり。

春日神社　大字漆原にある村社なり。

淨因寺

淨因寺　眞宗本願寺派　大字下森田にあり。應永九年(今より五百八年前)順西坊祐宗の開基に係れり、緣起に曰く、祐宗は、大職冠藤原鎌足公九代の後胤民部卿時長八代の末孫にして、景宗と號し尾張國鎮守府將軍たり、故ありて佛門に歸依し、職を辭したり、其後役中の勳功により、高三十石を有し始め應永六年、森田に隱栖し、遂に一寺を建立し、淨因寺と稱す。これ即ち本寺の濫觴なり

嚴敎寺

嚴敎寺　眞宗本願寺派　大字上森田にあり、緣起に曰ふ、昔は、上野にありて、來迎堂敎覺院と號し、天台宗なりしが、天文八年、朝倉孝景の子、左京亮敏行、發心薙髮して、此寺に入り、住僧道全の弟子となり、道順と號す、同十年、道全死す、道順後住となり、翌十一年、眞宗に歸依し、證如上人の弟子となり、嚴敎寺と改め、天正九年今の地に移れりと。

光臨寺

隆廣寺　眞宗本願寺派　大字上森田にあり。

光臨寺　眞宗本願寺派　大字下森田にあり、由緒に曰ふ、大織冠鎌足の末孫石上小太郎、天正三年十一月十九日、越前國、丸岡庄豐原天台宗傳燈大阿闍梨の弟子となり宗桂と號せしが、其後、下森田村に、一宇を建立し、本願寺に歸依し、永宗寺と名け享保六年三月十六日、改めて光臨寺と號すと。

其他

無量寺　眞宗本願寺派　大字古市にあり。

今上陛下
御小憩所

御小憩所

香雲寺眞宗　大字稲多にあり。

名勝古蹟　森田八景　此地は、九頭龍河の清流に臨み、白帆、長虹、皆其の眸中に入り、神林繁り、佛閣聳え、祠畔、寺邊、亦、徜徉に値す、龍人の、選に成りしを知らずと雖ども、[鐵道案内]に此目を掲ぐ、彼の瀟湘の八景に擬したるなり。曰く、

龍河暮雪、　陸方歸帆、　八幡秋月、
高堂晴嵐、　舟橋夕照、　千町落雁、
淨因晚鐘、　藤巷夜雨、

今上陸下御小憩所　大字稲多に在り、明治十一年　聖上陸下の、北陸を御巡幸あらせらるゝや、十月六日丸岡に、御輦を駐めたまひ、翌七日午前十時に當地に、御着輦第二號十八番

地に在りし御小憩所にて、暫時、九頭龍川の景色など、覽はせらる、此の時、御茶、と別製白、よもや、菓子、とを獻りしに、御茶代十五圓、外に、麻幌二疋下賜り、同十一時二十分、御發輦、福井に向はせたまへり。此の、御小休憩所は稲田坂口平助の宅を以て充て、河上に架け出せし、淨室にして、非常に眺望もよかりしが、夫より、一ヶ月ばかりを經て、陛下御小憩の御座所を、其まゝ、使用するは、いとも畏しとて、悉皆模様替をなせしを、三十四年四月、河川改修の爲、其地、河身と爲りしを以て、更に、之を三號十二番地に移したるなりといふ。追ては、紀念碑をも建て、廿棠を懐ふの至情を表する議ありと聞く。

聖駕北巡、明治十一年十月七日、駐蹕福井城、鍼歡鍼喜、恭紀、五首、節其一）

南越三川禹蹟存、水行土驛庶民審、誰圖平有餘年後、遐色重茲仰　至尊、

山木木齋

石丸城跡

石丸城跡　大字石盛に在り、地、河合郷に屬するを以て、早くより、河合城と稱せしなり。蓬永の頃には、源義仲、此城に敗軍を整へ、延元の頃には新田義貞の根據となり、足羽七城攻の軍略も、此城に講じられ、諸部將をも、此城に會し、龍の夢に入りしも、此城にして、戰歿の朝も、此城より發せられしなり。後義助も之に、據りて、足利高經の黒

龍入夢

丸城を陷れたり。朝倉氏の頃には、佐伯勘解由左衛門の居城なりしが、一揆の時燒亡されぬ。

太平記卷二十、義貞黑丸合戰の事云　義貞も義助も、河合城へ打越えて、先づ足羽城を攻めらるべき金なり。

同義貞夢想の事云　（延元三年七月）其七日に當ける夜、義貞の朝臣、不思議の夢をぞ見給ひける。所は、今の足羽邊と覺えたる河の邊にて、義貞と、高經と、相對して陣を張る、未戰はずして、數日を經る處に、義貞俄に、長さ三十丈ばかりなる大蛇になりて、地上に伏し給へり、高經、是を見て、兵をひき、櫛を捨て、逃ぐる事數十里にして止む、と見給ひて、夢は即ち覺めにけり。義貞風に起きて、此夢を語り給ふに、龍は是雲雨の氣に乘りて、天地を動すものなり、高經雷霆の響に驚きて、藥公が、心を失ひしが如くにて、去る事候ふべし、めでたき御夢なりとぞ合せける。爰に、齋藤七郎入道道猷、垣を隔てゝ聞きけるが、眉をひそめて、潛に、いひけるは、是全くめでたき御夢にあらず、……

同　義貞の馬屬の事云　閏七月二日、足羽の合戰と觸られたりければ、國中の官軍義貞の陣河合庄へ馳せ集りけり、其勢宛も雲霞の如し、大將、新田左中將義貞朝臣は、赤地の錦の直垂に、脇立ばかりして、遠侍の座上に座し給ひ、、、、、、脇屋右衛門佐、、、、以下着到の軍勢等、三萬餘人、旗竿引きそばめ〳〵　膝を屈し、手をつかれて、堂上、庭前に充滿たれば、山口、船田に、大幕をかゝげさせて、大將、遙に目流して、一勢、々々、座敷を起つ、纔々たるよそほひ、堂々たる禮儀に、尊氏卿の天下を奪ぼんずる人は、必ず、義貞朝臣なるべしと思はぬものはなかりけり。、、、、

一里塚の跡

同　義助攻落黑丸城事云（延元四年七月）五日に堀口兵部大輔氏政、五百餘騎にて、、、、河合の庄へ、出合はる、惣大將脇屋刑部卿義助は、、、、、河合庄へ打出らる、同十六日、四方の官軍、一所に相集りて六千餘騎、三方より、黑丸を相挾みて、未だ戰はず、、、、尼張守高經、五の城に、火をかけて、其光を松明にして、夜の間に、加賀國富樫が城へ落ち給ふ。源平盛衰記云、　壽永二年四月、源氏は、燧城を落ち、越前國河上城に立籠る、平家は、平泉寺齋明律師を先として、河上城へ押寄す。源氏暫し支へけれ共、兵粮なかりければ、爰を引て、三條野に陣取云々。

地名辭書云　河上は河ウへと訓み、河合の訛なるべし。

城迹考云　河合石丸城迹、古記、河合城か、佐伯勘解由左衛門、石臺（村）より、四十間許、長の方、畑の内に、二十間に、三十間許の所あり、福井より一里半許。

細志云　石臺（村）北に齋木屋敷と云あり、往昔城の由、廻りに田有り、是を、河合石丸と云、脇屋義助城跡と云ふ。

名蹟考云　齋木は、佐伯を誤りたるなり。

享保書上云　河合石丸城迹　新田義貞陣所　朝倉時代、佐伯勘解由左衛門居

一里塚の跡　大字稻多名蹟考云左右人家の後にあり、上は、福井加賀口の外より、下は、坂井郡、南横地村迄の間の一里塚なり。

名蹟考云　元祿國に、舟橋より二里山まで十五間、二里山より古市まで八町、越藩史略云（慶長九年）二月四日、將軍命して、里堡を東海道、北陸道及奥州街道に築かしむ之を、一里塚と云ふ。

喜左衞門淵　大字下森田松平秀康の臣、雪吹喜左衞門が、異裝を爲し常に來り游泳せし故にしか名づくと云ふ。

南越雜話後篇云　雪吹喜左衞門は、豪傑にして、異風をこのむ七百石を食て、足輕大將たり。

慶長四年、秀康公、石田三成を、澤佐山に送り給ふ時、勢多にて、對面し玉ふ、互に、從者五人を限る、故に、歷々の勇士雜人に代て供奉す、喜左衞門、御狹筥を持しとなり、御入國以後、季夏の比は、喜左衞門、極て九頭龍川に至る、其出立、水襦袢を著、腰に吸筒を付け、裸馬に乘り、日付なも不連、唯一人行て游泳をなし、盡を傾て歸る、其所を、今に喜左衞門淵と云。

人物　孝子桑野與三郎大字石盛の者、昨年縣賞を受けたり。

資性溫厚篤實、父母に事へて至孝、父病歿後、年二十一、同村桑野七左衞門の雇人と爲り、爾來專ら農耕に勞め、能く忠實を盡す、殊に、明治二十八年、母いれ、難症に罹り、起居の自由を失ふに至るや、貧困の中、日夜療養に心力を注ぎ、或は、滋味を購ひて之を奉し、或は、起臥上厠を助け、或は、背負て、俳徊の説教を聽かしめ、以て、老心を慰藉する等、怨篤到らざる所なく、一意承歡、盡に、十有三年、其他、農業に精勵して、地主を稱補し、絶なる他の小作人に乘る、洵に、奇特とす、仍て、爲其賞、金三圓下賜候事。

明治四十一年一月四日　福井縣知事從五位勳五等　中村純九郎

書家　石上博雲　大字下森田光臨寺の老僧、宗隨、本年六十九歲、文晁派の畫を能くす、特に、達磨を描くこと巧なり、其他武官に中川清太郎あり。

明治の二大戰と本村

明治の二大戰役と本村

二十七八年戰役には

從軍者　十五　（受勳者　二）

三十七八年戰役には、

陸軍

從軍者　八九內　戰病死　一　疾病　一　兵　三　殊勳者　生存　一　戰病死　四　一

海軍

從軍者　八　殊勳者　生存　一

陸軍歩兵曹長勳七等功七級　森川鶴榮

戰病死者氏名

明治三十七年八月二十日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て

名蹟考云　元祿國に、舟橋より、二里山まで十五間、一里山より古市まで八町、越藩史略云（慶長九年）二月四日、將軍命して、里堡を東海道、北陸道及奥州街道に築かしむ之を、一里塚と云ふ。

喜左衛門淵

喜左衛門淵　大字下森田松平秀康の臣、雪吹喜左衛門が、異裝を爲し常に來り游泳せし故にしか名づくと云ふ。

南越雜話後篇云　雪吹喜左衛門は、豪傑にして、異風をこのむ七百石を食て、足輕大將たり。

慶長四年、秀康公、石田三成を、澤佐山に送り給ふ時、勢多にて、對面し玉ふ、互に、從者五人を限る、故に、歴々の勇士雜人に代て供奉す、喜左衛門、御狹箱を持しとなり、御入國以後、季夏の比は、喜左衛門、極て九頭龍川に至る、其出立、水襦袢を著、腰に吸筒を付け、裸馬に乘り、日付なも不連、唯一人行て游泳をなし、盡を傾て歸る、其所を、今に喜左衛門淵と云。

人物

孝子桑野與三郎

人物　孝子桑野與三郎大字石盛の者、昨年縣賞を受けたり。

資性溫厚篤實、父母に事へて至孝、父病歿後、年二十一、同村桑野七左衛門の雇人となり、朝來暮ら農耕を努め、能く忠實を盡す、殊に、明治二十八年、母いれ、難症に罹り、起居の自由を失ふに至るや、貧困の中、日夜療養に心力を注ぎ、或は、滋味を購ひて之を奉し、或は、起臥上厠を助け、或は、背負て、僅倆の説教を聽かしめ、以て、老心を慰藉する等、懇篤到らざる所なく、一意承歡、盡に、十有三年、其他、農業に精勵して、地主を補佐し、純な他の小作人に乘る、洵に、奇特とす、仍て、爲其賞、金三圓下賜候事。

明治四十一年一月四日　福井縣知事從五位勳五等　中村純九郎

書家

明治の二大戰と本村

書家　石上博雲　大字下森田光臨寺の老僧、宗隨、本年六十九歳、文晁派の書を能くす、特に、達磨を描くこと巧なり、其他武官に中川清太郎あり。

明治の二十七八年戰役には

從軍者　十五　（受勳者　二）

三十七八年戰役には、

陸軍

從軍者　八九内　戰死病死一　傷兵三　殊勳者　生存四　病歿死一五

海軍

從軍者　八　殊勳者　生存一

陸軍歩兵曹長勳七等功七級　森川鶴榮

戰病死者氏名

明治三十七年八月二十日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て

陸軍歩兵伍長勲八等功七級　前波與作
明治三十七年八月十九日右同所に於て
同　同　伍長勲八等　小出房太郎
右同日同所に於て
同　同　上等兵勲八等功七級　小林信太郎
同所に於て
同　同　同　同　小林甚吉
明治三十八年三月九日清國奉天省郭三屯に於て
同　同　勲八等　木内惣吉
右同日同所に於て
同　同　一等卒勲八等功七級　鈴木吉松
明治三十八年二月二十八日清國盛京省に於て
同　同　勲八等　桑野藤次郎
明治三十七年九月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て
同　同　同　楠繁三郎
明治三十八年三月八日清國奉天省大小方土屯に於て
同　同　二等卒勲八等　宮木義高
明治三十七年八月二十日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て
同　工兵二等卒勲八等　林田春市
清國盛京省一戸堡墨に於て

右戰死

陸軍歩兵伍長勲八等功七級　中村高次郎
明治三十八年四月二日遼陽兵站病院に於て
同　同上等兵勲八等　伊藤已之助
明治三十八年十二月一日鐵嶺兵站院病に於て

右病死

共に是れ皆靖國社頭永く國家に祭祀せらるゝ幸福の人、生存せる殊勲者としては、左の人々あり。

殊勳者氏名

陸軍歩兵伍長勳七等功七級　小藤清士
同　砲兵伍長勳八等功七級　林又左衛門
同　歩兵上等兵勳七等功七級　白川瀧之助
同　工兵一等卒同　同　吉田岩吉
海軍一等水兵勳八等功七級　松井彌吉

雜組

石森騷動の原因

雜組　石森騷動（又名、久世騷動）の原因

慶長十六年、福井藩第二代、忠直襲封の第四年忠直、時に、年十七、士、久世但馬守領、古市の民、紺屋久助の弟、久三郎を斬り、同藩士、岡部二休領石森の民、次郎の宅を釘して、其夫婦を燒き殺し、邑人の出て救ふ者あれば、悉く、之を斬りし珍事あり。是より前、十年。即ち、慶長六七年の頃、久三郎落魄して、其の妻を家に措き、他に出稼するとて、妻に約して曰く、五年にして音信せざらば死せりとなし、改め嫁するも可なりと、遂に、別る、妻空閨を守ること八年、一の音信なし、是に於て、次郎に嫁す、後二年にして、久三郎歸り來り、妻の二夫に見るを怒る、女告ぐるに前約を以てすれども聽かず、次て、夜に乘じ、此珍事あり、誰の所爲なるを識るなし、依て金を懸けて、以て、實を訟る者を募る、一日但馬の家僕、二休が宅に到り、告て曰く、家士長野々村十右衛門が命に依りて、吾之を爲せり、然れども、其何の故なることを知らず、と、其妻、蚤く之を察し、家長、木村八右衛門に告ぐ、〻〻家僕事の露れたるを知り、逃れて、牧野主殿易貞の家に入る、但馬の家人、往きて、之を請へども、與へず、是日、野々村十右衛門、舟橋川に釣りす、歸路之を聞き、逃亡して之く所を知らず、爾後流言區々にして、止まず、或は、二休を回護し、或は但馬を是とし、閣藩黨爭騷擾の因となれり。

藩翰譜（越藩史略）（石森騷動記）（久世岡部騷動記）等參考

藩翰譜卷一、云、同き（慶長十七年の冬）越前の國に事起りて、以の外に騷動す、まづ、十月十九日、家老、久世但馬守、罪禍て、木多、多賀谷、討手の大將承て押寄せ、寄手討るゝもの二百餘人、久世が一族百五十人、枕を並べて、討死す、明れば二十日、弓木左衛門腹切て死す、寄手打るゝ者三十餘人、上田隼人、竹島、自害して族郎等なたすく是に、故、中納言殿うせたまひて、後宗徒の家人等二になりて、確執やむことなく、木多、久世、弓木、上田、竹島など云ふ、七人の家老、つみかうふり、岡部伊豫守、此由かうつたへむとて、關東におもむく、守殿驚き玉ひ、清水丹波、今村掃部して、岡部を召かへさるゝ、されども、爭論やむことを得ず、岡部、又、牧主殿と打つれて、關東に參る、〻〻、爰に於て、久世、弓木うたれ、上田、竹島腹切て死す。〻〻、自休の親戚、今村掃あり、事を中に用う、故に、久世遂に罪に陷る、〻〻、閏十月二十日、召狀を下され、木多、清水等、關東に召され、十一月二十八日、兩御所、みづから、本多伊豆守、清水丹後、今

村擂部を召寄せられ、十二月二日、將軍家、御裁斷あつて、清水、今村、流に處せられ、今村は奥州預けられ清水は岩城彼國務、伊豆守富正、だすくべき由を仰下さる。
鳥居右京に預けらる　富正、今村盛次、清水丹波等、忍に君忍に狩す　十月二十日神
越藩史略云(慶長十七年)十一月十三日、本多富正、
に詣り去年、久世を誅する、始末を訴ふ、土井大炊頭、台命を奉じ、盛次の旅館に至り、富正を
招て二人の訴ふる所を記す、還て之を奉る、時に、夜半なり、神君之を覽る二三回、曰く異日
當に將軍と共に、事を決すべしと、、、、、召されて、四の丸に登る、、、、神君、將軍出てゝ
聞く遠に罪を決し二休を放つて盛次を磐城に、丹波を仙臺に謫し又、谷野伯耆が祿を没
す、、、、

宗教心篤し

此邊の人は、宗教心篤く、熱中するの風あること史上に散見す。
清水專傳寺再興記云(大意)　元禄二年極月中野專照寺に於て、宗祖親鸞を非認し、如道を
宗祖とする驕ありしに、石丸(大字)の者、第一番に離山して、三國正授寺につく、
七國志云(大意)　一揆騒(天正の頃)に川合の八杉等、最先に、押出し勝蓮華畷の戰あり　詳しくは、
乞ふ、本書に就いて看よ。

中藤島村

位置

位置　本村は郡の中央部の稍、北西に位し、東は田畷の間に、東藤島村に、南は畦溝の間に、圓山西村に接し、西は、馬渡河を以て、西藤島村に境し、北は九頭龍川を隔て

地勢

て森田村、及坂井郡磯部村と相對す。

地勢　平坦にして、一丘一阜なく、芝原、十六の、二用水、全村を能く灌漑し、少許の畑地を存する他は、水田渺々相連り、地味肥沃、作物豐饒なり。

土地

土地　總反別は五百六十餘町、内田四百十八町、畑地百二十町、宅地二十六町にして村民一人に付き、田は、一反一畝、畑は、二畝宅地は、二十歩許を所有する割合なり。

區劃

區劃　高木(一戸平均六人一)高柳(六人二)舟橋(五人五)寺前(五人六)南河合新保(六人三)新田三ヶ(六人八)舟橋新(六人八)燈時寺(六人四)の八大字より成る。

戸口

戸口　六百二十一戸三千七百六十七人(男千八百五十四人　女千九百十三人)

交通運輸

交通運輸　國道北陸道は圓山西村より來りて、木村高木を過ぎ、舟橋を經て、森田村に到る、有名なる柴田勝家の舟橋(上篇卷看)は、舟橋より、對岸森田村稻多へ、九頭龍川上に架せしものにて、現今は木橋を架せり、縣道三國道は、西藤島村より來り、木村燈明寺を經て、舟橋新に至り、九頭龍川上の中角橋(上篇卷看)を越て、河合村に入る。郡道南浦街道は東藤島村より來り、木村舟橋にて國道に會す、木村は、かく、大道坦々縱横に通じ、車馬の往復頻繁なる上、九頭龍川は、村の北端を流れて、上下に、舟楫の便を與へ、水陸

運輸の利を極む。昔時は九頭龍川を航通する舟を以て米穀運輸の、唯一利器とし、近くは、敦賀遠くは、北海道に積出す物は、皆此舟に依りて、三國港に廻漕せし故、河上の往來最も盛に布帆風を孕みて、白鷺上下せしも、現今は、鐵道便を以て、對岸の森田驛より、輸出することゝなり、便は即ち便なりと雖ども、本村昔時の盛況は大に衰退したり。

産業　主として農業に從事し、全戸數の七割(四二〇)を占む。之に次ぐは漁業にして、一割(六二)を占む。其他は、商(三〇)工(三七)雜(八〇)に從事するは、各地同じき處なるべし。土地農作に適し、人農を業とす、農産物多きは、勿論なり。米四千二百四十九石、麥六百六十二石、大豆九十八石、小豆五十八石、蕓豆十五石、蠶豆十三石、野菜にては千八百餘圓を收穫す。之に次ぐは、工業の羽二重なり。即年額十五萬七百餘圓に達す。機業は明治二十四年に始まり、翌年は、五十餘戸に及びしに、二十六年の不景氣に頓挫して漸次廢業し、現今は十三戸になりしといふ。漁業にては、鮭鱒を主として、年捕獲約三千二百尾、二千五百餘圓に上るも、鮎其他にては、四百餘圓に止まるといふ。

諸税　國税一萬三千四十二圓六十四錢五厘(一人當三圓四十六錢三厘)縣税七千六百二十五圓四十九錢(一人當二圓〇二錢四厘)村税、三千百三十五圓四十五錢(一人當八十三錢二厘)計二萬三千八百三圓五十五錢五厘(明治四十一年度)(一人當六圓三十一錢九厘)なり。

沿革　本村の東南端なる新田三ヶが、寛永年中に開かれし、舊幕時代の初期より、舟橋は國内十八驛の一にして、繁盛を極めしが現今は、一の舊趾に過ぎざるに至れり。(舊趾の係參看)明治維新後は三十四大區十一大區或は二十四大區等に屬せしが、明治十七年の官選戸長時代には、高木、高柳、舟橋、寺前は、圓山西村の、幾久、町屋、大願寺と共に、高木村外六ヶ村戸長役場に屬し、其役場は、高木に在り、新田三ヶは、新保村等の役場に燈明寺、舟橋新は(西藤島村)安竹等の役場に分屬したり。二十二年町村制實施、其四月十九日二十日に、村會議員を選出し、尋て村長を選擧したり。爾來現今までの村長は左の如し。

村長

自明治二十二年五月至同二十六年六月	鹽田權右衛門
自同二十六年六月至同三十年二月	渡邊茂平
自同三十年三月至同三十八年六月	松村由左衛門

自明治三十八年六月
至同　四十二年六月
自同　四十二年六月

島田惣太郎
龍田利見

名呼考云北野下新田、中新田、上新田、按するに、新田三ヶ村の内上、新田村は、本村の下村と同居の由也。

享保書上云　北野上村、下村、大和田村、寺前村、河合新保村、磯部新保村、尤六ヶ村之田地、年々川缺之跡附寄、或川付替り、古河之跡有之、寛永七年、開發候様申付、住居する由、

片鉾記云　寛永四年丁卯、北野新田三ヶ村を開く。

越藩史略云（寛永四年）是歳、北野新田の三邑を開く、高千百餘石元布北野上下二村、今開興下村同居高千百七十五石、其居黒龍川邊、

村役場

巡査駐在所

教育

小學校の創設

村役場　大字高木に在り、

巡査駐在所　大字高木に在り、明治三十四年八月より置かれしなりといふ。

教育　明治六年、學制頒布の當時は、二大學區二十八中學區に屬し、高木、高柳、寺前、舟橋の四大字にて一校、燈明寺、舟橋新は、河合村中角と合併し、新田三ヶ、新保は東藤島村大和田と合併し、各一校を設置し、民家寺院を借りて、授業を開始したりしに八年七月、高木學區は、一校舍を高木に建て、高木小學校と稱したり。十一年燈明寺學區は中角と離れ、翌年合併し、十三年三月又分れて、燈明寺の民家を借りて、一校を始む、即ち燈明小學校なり。二十六年二月十日、高木尋常小學校へ、兩陛下の御眞影を下賜せらるゝ以て、稍〻發達の緒に就きしを知り得べし。爾來、二十七年、三十三年、三十六年の三回に、村内の二校（高木、燈明寺）の校舍を改築し、三十九年には、高木校内に高等科を附設し、四十一年には、兩校を合併して、高木を本校とし、燈明寺を分教場とし、從來東藤島村に委托せし、新田三ヶの教育をも、本校に收め、村の中央高木の地籍に、千二百坪の校地を選定し、今や工事着々進行中なり。本村は昔時、地廣く人少かりし時の遺習今尚ほ、存し、獨立自營の能力なきものも出て、他家を嗣ぐことを好まず、唯分家を希ふより、戸口益〻增殖して、生活の困難加はり、子守、丁稚、日傭等の出稼者を生するは、自然の數といふべし、依て缺席兒童は、多數となり、從來高等教育を受けしは、只、一二に止まり、中等教育を受けし者も、亦數名にして、高等小學を卒業せし者、今すら男子十數名、女子兩三名に止まりし狀況なりしなりしが、物窮れば通ず、今や、閭村向學心勃興して、教育の成績見るべきものあらんとす。

高木尋常高等小學校

從來と現今

各種の團

本村に於ける各種の團體は左の如し、

村教育會（青年團
學齡兒童保護團
在鄉軍人團
村農會

社寺

日吉神社

社　日吉神社、大字舟橋に在り、七百年來の古社なり。

寺

大鹽社記　木曾義仲宿願により勸請、境内、槇の大木七圍餘。

給園記　社前榎大木。

歸雁記　又、舟橋村には、山王權現も、勸請なりしとて、一字の社壇あり、是は山徒な牒せられし所願とかや。

同　註考義仲より叡山衆徒へ軍使を立てられし時、衆徒山王へ祈り、神慮を窺ひければ、詫宣に、

平らかに、花咲し世も早過きて、四へかたふく、月とこそ見れ、

依之、衆徒義仲へ一味す、此軍使の歸るに、此處にて行逢ひ玉ふにより、此所に勸請ありと云ふ。

燈明寺

東光山太子堂燈明寺眞宗大谷派　大字燈明寺に在り、寺傳に云、昔、平泉寺内に東光坊なるものあり、靈夢に依りて永く埋れ居たる聖德太子の木像を堀り出し島崎村（現今の燈明寺）に至り、堂を建つ、歸依者多し、然るに佛前の燈火、毎夜自から明らかなり、事國司に聞え、今の名號を與へらる。其後、火災に罹り、久しく無住たりしを大谷派法主敎如の頃、津田小平治なる者を得度し、善西と改め斯寺を再興す、天正一揆の時、兵火に罹りしも幸に、太子像は、無事に、今も本堂に存す、現住にて十三代なりと、大字燈明寺には、島崎垣内の名あり、按に、此寺、昔時、盛大なりしは、燈明寺の名、（太平記）にも見え、又村の名とまでなりしにても明らかなり、或云、新田義貞の戰死するや、附近の燈明寺に葬りしならむと、然らば、或は、今新田塚の邊までも、寺域にあらざりしか、天保二年寺内に福井の儒者山本樂芥を葬る。（人物の係參看）

太平記二十　大將義貞は、燈明寺の前にひかへて、手負の實檢しておはしけるが、、、

日本地名辭書云　燈明寺與木太平記には、東郷寺或は東門寺に作れり。

其他

觀音山歸聽寺眞宗大谷派　大字燈明寺にあり。

櫻井山寶光寺同　大字寺前に在り。

黑流山寂靜寺同　大字高木に在り。

寶生山彌勒寺同　同所に在り。

名勝古蹟
九頭龍川

川名の起源についての諸説

皆緣起不詳

名勝、古蹟　九頭龍川、此川については、上篇地勢の條下に、詳述を試みたれば、之に記さず其名については、諸説一ならず皆牽強附會の嫌なきにあらず、早くクヅレと呼びしは〔盛衰記〕に崩の灣の名も見え、〔太平記〕に、クズレ明神の名見ゆるにて著し、黒龍川や正しかるべき、九頭龍の字は、何時頃より、用い初めけむ詳かならず。

蹄雁記　寛平元年六月、平泉寺の權現、衆徒に示現おはしまして、尊像を、此流水に浮め奉る、時に、一身九頭の龍出て、是を戴き黒龍明神向の岸にとゝまる、されば、此川を九頭龍川といへり、今の舟橋川の事なり。〔名蹟考〕云、八重卷重陽寺の緣起より出て、孟浪信ずるに足らず、

國主記附錄　舟橋村の川を往古は、黒龍川と申し、ゝゝ、然に、黒龍河と云、文字に付き、九頭龍川と書くと云ふ説あり。是は〔元享釋書〕〔白山緣起〕に泰澄大師、白山本地を祈祈し時、現じ玉ふ九頭龍、此川に流れ降り玉ひし故なり、といへり、予考之、彼白山大嶽の緣碧池に、顯れ玉ふと云九頭ノ龍、此川に降り玉ふこと、〔釋書〕にも所見なし、ゝゝ、此ゝ川は、白山の別山より、流れ落る川なれば、方角大に相違せり、ゝゝ、所にて申傳へ、且黒龍の宮迹も、有之上は、黒龍の文字正説ならむ。ゝゝ、但黒の字をクヅと唱ふること、いかゞなれども、神名のよみくせに申習はしの侍ることは、天下に數多有之事なり、香取、足羽と奉唱も此類なり〔太平記〕に、クヅレの明神と有假名はクヅレウの誤なるべし。

名勝志　黒龍川今舟橋あるを以て、舟橋川とも、云、ゝゝ、本名は黒龍川なり。古往繼體天

島三大河を開き玉ふ、其一なり。

名蹟考〔太平記〕にクヅレ明神とあるも、よき證なればかた〳〵黒龍の字を正とすべき事なるべし。

日本地名辭書　本來は、(崩の)渡の名なり、崩川と曰へるを九頭龍と改めしなり。

今も昔も、此地は福井人士が、消夏、清遊、釣魚の好地として、筇を曳き、觴を枉ぐる處なり、此川、香魚を産する、當國第一なれど、舊幕時代、將軍の食膳には、上らざりしが如し、如何なる故なりけむ。

眞雪草紙一、留川の原因は必自身の爲、家老始への獵を許す爲に、留川するにあらず。年々、夏、鹽鮎を、公儀に献上する例なり。爲之、何時にても、獲獵の出來るために、留て置候よし、尤留川は、足羽川、即南川に限れり、北川、即、九頭龍川は、從前之、留川にて無之候、此事は、昔、蕉谷小兵衛前波忠兵衛の、話なり。因云、大野藩にても、足羽川は、留川なりし樣なり。)

觀九頭龍川圖有懷昔遊

橋本景岳

、、、

勢、起伏開闔、妙幹旋、有時駭浪衝蒼巖、碎爲十里迷濛烟、有時急湍爲淺瀨、金鱗閃々十丈連、越城四月花盡落、々入水流香魚躍、城中士女娛釣游、綺羅紅塵漲寥廓、君不見、山靈川眞好靜專、詎堪俗子日喧闐、大聲一喝撼坤軸、玉鞭打醒懶龍眠、深山大澤凄風晦、紫宵天門惟雲雗、雷公鳴鼓馮夷舞、凍雨傾洞如翻泉、是時我方投釣竿、倚樓呼杯洩齒隱、茫々八極小於掌、螟蛉蜾蠃胡紛々、元龍倏動湖海氣、昌黎欲直騎蒼鱗、丈夫意氣應如是、肯做塞乞悲酸辛、須臾爽然天威霽、神龍歸湫山見髻、壑萬翠風驅濕霧、白鷗蕩々沒波際、嗟我自誤薄世裡、六尺踟躕若縶狗、何異鷙鳥閉樊籠、試振修翼觸四隅、嗚呼、九龍之游何日復、披圖卷圖發長吁。

古蹟　高木足羽社記　木、舊字、向多賀、多賀牟氣也、〔古事記〕云孝靈天皇子蘇我石河宿禰者高向臣之祖也、〔姓氏錄〕云高向朝臣、石河、同氏、武內宿禰六世孫、猪子臣之後也、〔延喜式〕云高向神社　日本書紀　天皇幼年、父王薨振媛歸寧高向、（越前國邑名）奉養天皇（日本地名辭書には高向を坂井郡の高椋と斷せり）

廻國雜記、高木の里といへる所に、柳の侍りける蔭に、我人涼みて物語りし侍りける間に里の名な名のる高木の、柳かげ、秋風しのぶ夕すゞみ哉。

（白鬼女の高木かとも、思はるれど、高柳といへる地名さへ近くあるまゝに、思ひ捨てかれて、かくは載せつ。）

舟橋驛　大字舟橋は現今、戶數八十八、人口四百八十四ある、蕭條たる小農區に過ぎざるも舊幕時代には福井藩祖松平秀康、入國の時定めし、北陸街道（國內）十八驛の一にして繁盛の宿場たりしなり。（名蹟考に驛馬六疋と載す）

越藩史略四　（寛永元年、七、月）十三日（忠昌）公越後より來て、封に就く、百五士出て、舟橋に迎ふ。庚子元旦、將越加州山中、宿舟橋驛、　吉田靜齋

三十五年、泮泊、臭蹄來、爲値故山卷、蠶無一物北征、邁、家有二親南壽新、道功名非我事、已知富貴屬他人、佳辰到處亦依依、晨飯殊加半酌醒（靜齋は、大野藩の傑士藩主の命を奉じて、南船北馬、鉛路に、奥尻に、遠征、又遠征久しく、蝦夷（北海道）に在り、其歸休入湯の途次、福井に宿せず、却て、舟橋に宿す、又往時の盛な、追想するの料たらずや。）

相傳ふ、此は、古の崩の渡にて、里を黑龍、村とも呼びしを、天正年中、柴田勝家の在國の時、舟橋を架したるより（舟橋の名のみ聞えて）黑龍の名亡ぶ。崩の渡は、早く（盛衰記）にも見え、九頭龍川の渡場の意にて、古來、北陸街道に當りしなり。今福井市足羽山に在る黑龍神社も、舊は、此地にありし祠堂なり。

國主記附錄　吉田郡、舟橋村の川な、往古は黑龍川と申し、所の名も、亦黑龍村と申けると

かや、其故は、古國家鎮護の爲に、天子より、日本の四方の國々に、五色の龍神な御勅願あり けるに、此川は、北國一の大河なる故、此川端に、水體黑龍王な、御勅願有て、黑龍大明神と號し奉ると云々、或人祀伊國に、其宮跡は、今の舟橋村の川端に在りしなり、依之、此川な、黑龍河と號し、所の名も、黑龍村と申けり。天正年中に、舟橋懸りてより、川なも、村なも、舟橋と改めぬ。扨、彼の黑龍大明神は、何の比にや有けん、當所より、坂北郡、大口郷内に、宮地な遷し、其後福井木田山に、御遷座有て、今は、黑龍宮と崇め奉るなり。

村民相傳ふ、福井藩祖、松平秀康、就封の際、黑龍社な分祀して、足羽山に建てしもの、今の黑龍神社なりと、按に、〔越藩史略〕に、就封の際、社寺に、封戸な寄せしことな詳載すれども、此社の名は見えず、分祀の事かも、載せざれば、一の憶説に過ぎざるべし。

舟橋の跡

舟橋の跡　かく、川の名も、村の名も、改まりしばかり、有名なる舟橋は、天正五年に、柴田勝家、兵器を鍛はせ、天正七年國内の浦々より、四十八隻の船を徵收し、且つ、修繕の費にも任ぜしむることに定めて、架設せしものにて、橋奉行を置きて、管理せしめ天下三ヶ所の舟橋の一として、人口に噴々たりしなりされど、今は鎖及石材の一部を殘すのみ。

越藩拾遺錄　又黑龍川も、今ノ舟橋ノ上、大木ノ桑ノ邊ヲ舟渡ニテ有シカ、此時浦々ヨリ舟ヲ集メ、或ハ國中民間ニ有シ、鐵砲鍛冶ノ類ヲ取上ゲ民ニ農具ヲ與ヘテ、耕作ヲナサシメ、彼ノ兵器ヲ延テ、鎖ヲ作リ舟ヲ舫テ舟橋ヲ掛ウレヌ、凡川巾百五間餘橋ノ長サ百二十

柴田勝家舟橋を架す

間鎖鎖五百二十疊、船數四十八艘云々。此所ノ奉行職、福岡七左衛門。

明智記七（天正五年ノ條）汝等、手前ノ武具、馬具、今ハ早所持シテモ、更ニ無益ノ事ナレバ、少モ貽サズ。公儀ヘ指上ヘシ、其代トシテ、農具ヲ拵ヘ、各ガ望ニ任セ、何程モ可有下行者ナリ、自然、兵具ノ類隱シ置キ、又ハ、何角ト遁背ノ徒ハ、心底ニ、惡事ヲ挿ムニ非ルヤトゾ、彼云渡ケル。郷民等委細承リ、若遲參ニ及ビナバ、思召ノ程如何成トテ、鎧、甲、射ヲ、鎗、小具足、弓矢、鐵砲、鑓、長刀、太刀、刀、槍、薙、鎧ノ類、已々カ村中ヲ穿鑿シ、或ハ武具微少ノ黑々ハ、買求ナトシテ我劣シト、北莊城ヘ持參ケルニ依リ、集ル處ノ兵具、幾千萬ト云不知數、城ニ山ノ如クニ積上グリ、則其諸道具ヲ吟味有テ、能者ナバ、城内ニ納メ、其外ハ、鐵代トシテ、鍛冶ヲ召寄セ、農具共打直サセ、人民ニ與ヘ、或ハ、城郭ノ鐵金物ニ拵ヘ、又ハ、黑龍舟橋ノ鎖ニ、鐵セ

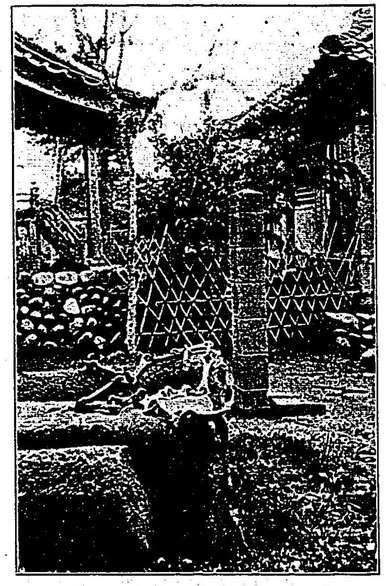

舊舟橋の鐵鎖及標尺

ラレニケリ。

同　ハ(天正七年ノ條)下國ヘ往還ノ爲、黑龍川ニ、初テ、舟橋ヲ掛ケ、人民ヲ被撫育、又、北莊ノ城郭ヲ廣ケ、殊ニ、城下ナル、足羽川ニ、大橋ヲ再興シ、云々。

給圖記　舟四十八艘、川幅百一間、岸一丈五寸水一丈二尺

和漢三才圖會　越前、福井北有川、凡百四十丈舟八十餘艘、但、船數多少、任水增減耳、其地名舟橋川。

東遊記　越前國、福井の舟橋の鎖は、柴田勝家の造置れし鎖なりといへり、誠に此鎖容易の事に非じ、〻〻舟橋のある所、天下に三ヶ所なり、其中越中を第一とすべし。

片雪記　舟橋は、天正六年戊寅三月、柴田時代に掛渡す。此節は、舟渡なり、浦々より今に舟を出し候所以は其節、北の庄大橋も、舟渡なりしを橋に致され、舟橋も舟渡なりしを、舟橋に致され、棒坂を切ぬき、往還に致し、二ツ屋街道を脇道にいたし候に付、國中、村々より、人夫申付、尤、浦方にも、人夫割申候處、海上の商買漁獲いたし候處、江州へ參り候而は遠恐いたし候、其代りは、舟橋の舟を、浦々より出し可申由願申候故、四十八艘の船を出し、橋を渡し、今に、他領共は、年々、其舟の修覆をいたし候、仍て、舟に、合印、イロハ付有之、

イ　二艘　泥原　新保
ロ　一艘　和布浦
ハ　一艘　蕊浦、松隆
ニ　一艘　長橋
ホ　一艘　豈生、鮎川
ヘ　二艘　大小舟生、菅生
ト　一艘　大味
チ　三艘　蒲生、茶崎
リ　一艘　居倉
ヌ　半艘　左右

ル　一艘半　玉川
ヲ　二艘　宿浦
ワ　一艘　小樟
レ　二艘　道口
ツ　一艘　高佐
ナ　一艘　樣浦
ム　一艘　今泉
ヰ　一艘　池ノ大瀧
オ　一艘　三國、宿浦
ヤ　一艘　安島
ケ　一艘　梶浦
コ　一艘　波松
テ　一艘半　濱坂
チ　三艘　梅浦
カ　二艘　新保
タ　一艘　大樟
ソ　一艘　厨浦、茂原
ネ　一艘　米浦
ラ　一艘　甲樂城
ウ　一艘　河野
ノ　二艘　大谷
ク　一艘　米ヶ脇
マ　一艘　崎浦
ヤ　一艘　濱地
ユ　二艘　北方
メ　二艘半　吉崎

以上　四十八艘

藤　御領分、他領分共に、但、丸岡領は、年々、藤代出申候、其外は不知、

數板、其外、材木、鍍　御家より出候、數板、百拾組、行桁、八十六間、長板、三十六間、長三間幅一尺五寸厚四寸、

舟橋切流　他領にて留候御褒美、舟、一艘、二百文、數板、一組一百文、行桁、一本五十文、

同、御領内へ被下候御褒美、舟一艘、人足、二人、數板、一組、人足、一人、行桁、一本、人足、半人、

下篇　各村誌　中藤島付

橋奉行　勝家時代、福岡七右衛門、舟羽長秀時代、下條勘七、堀秀政時代、北島七右衛門、川村彌兵衛、青木秀以時代、四王天又兵衛、秀康公、御時代より同、

川幅、百五間許　橋長サ百二十間、幅二百二十宛、

細志　鐵の大鎖、一筋藤綱二筋にて、舟を連る。外に五艘、洪水の時の足舟なり。

舟　橋　若水　入江　雅　通

雜獻浮梁策、巧編六八舟、直通千里道、橋截一川流、征馬嘶籠背、歸樵踏鎖頭、胡塵今滅盡、鐵纜永防秋。　仲夏遊四王天君宅　樋口　徹

鐵鎖繫舟舟作梁、龍蛇如走掛斜陽、村開水驛樓臨岸、樹罩晴烟酒滿觴、山禁遊歌千里翠、波瀾近接一鐵凉、牆隣來往行人鬧、何似勝遊忘日長。　敷　寛

とたえせし、鐵のうちに、行人の音こそ、つゝけこしの舟橋

こし路紀行、磯一蜂著　舟橋河といへるは、四十餘艘の船を鐵の鎖にて繋ぎ其上に、板をならべて、渡るに危からず、

船橋や今そふみみぬとりはなす人しあられば妹とわたりて、

琴峰寺迹

琴峰寺迹　舟船大木森の南寺前の西にあり、頼朝公の庶兄八田左衛門知家の末葉小田飛驒前司政知入道天南、北條家の幕下なりしに、北條家滅亡して後牢浪の身となり、當國の水戸守は、所縁の人なれば、是にたよりて當國に來り、高木村の脇に於

勝虎城跡

安屋舗とて義景叔母の居住の跡に閑居せるに卒去の後當寺に葬り、石塔も有之し

に、寛永年中退轉して、今は、百姓家一軒あり。拾遺錄

勝虎城跡　舟橋の上手に在りて、五十間に、三十間許なり、近代まで、舟橋の奉行、四王天又兵衛の居りし屋敷なり、四王天家の前には代々の舟橋奉行居りしものにて足羽七城の一なり、舊、黑龍城といひしが、曆應の頃、勝虎與一兵衛政澄といふ者居ける故、太平記に義貞の臣、細屋右馬助、千餘騎にて、河合の庄より押よせ、北の端なる勝虎が城を、攻めける由を載たりされど、是は城名を不知勝虎が籠りたる城といふ意なりしを、遂には、城の名と誤傳せし由、國志　附錄　延元（即ち曆應元）三年五月、義貞、黑丸城を攻めし時、細屋此城を圍みしも、足利高經の臣、鹿草兵庫助、鋭兵三百を伸ね來りて、城兵と力を合せ細屋を夾擊せし故、細屋退き去りぬ。其後、朝倉家の關戸半助居城したりしが、永正三年七月、加賀能登の一揆、越前に亂入し、九頭龍川にて、交戰せし時にも、朝倉家より將士を置き、不慮に備へしといふ。

構ケ城跡

構ケ城跡　大字、高木に在り、城迹考云十八九間の所、堀迹あり、又四王天木云、是高木城なり、足羽の七城の內、黑丸城は、高經根城なる故、除之、高木を加へて、七城といふ、